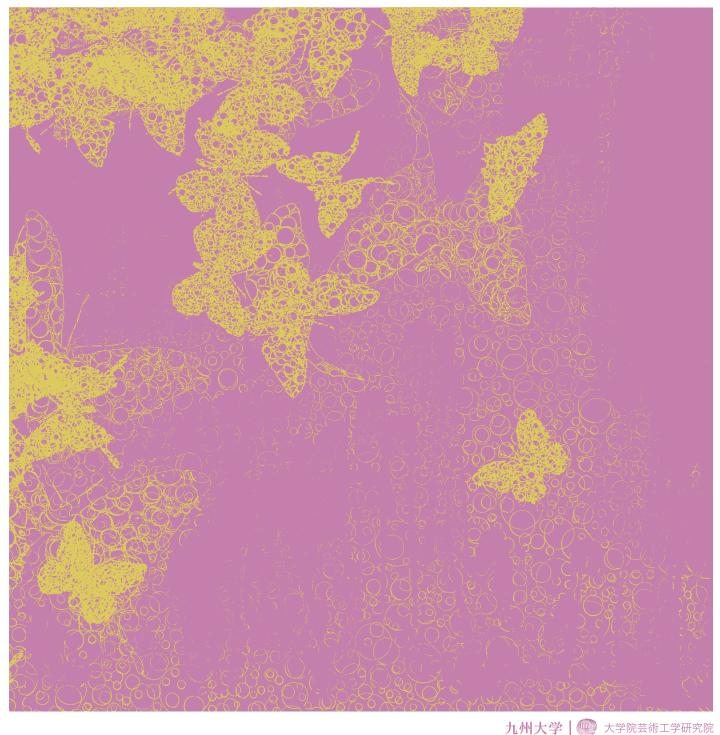
芸術工学 研究

九州大学大学院 芸術工学研究院 紀要

Geijutsu Kogaku: the Journal of Design **Kyushu University**

2017 | Vol. 26

2017 | Vol. 27



芸術工学研究

九州大学大学院 芸術工学研究院 紀要

Geijutsu Kogaku: the Journal of Design Kyushu University

2017 | Vol.

26

[目次]

研究論文

1 コ系文脈指示詞の使用法における影響要素に関する研究

A Study on the Usage of KO-series Discourse Demonstratives of the Influence Element

陳海涛 CHEN Haitao

資料

15 レジリエンスデザイン方法試論

- これまでのレジリエンス研究の実績に基づいた方法論の構築に向けて

Resilience Design Method: An Attempt at Interpretation

Toward building a methodology based on the results of resilience researches

尾方義人 西村英伍 江頭優佳 藤智亮 綿貫茂喜 OGATA Yoshito NISHIMURA Eigo EGASHIRA Yuka FUJI Tomoaki WATANUKI Shigeki

コ系文脈指示詞の使用法における影響要素に関する研究

A Study on the Usage of KO-series Discourse Demonstratives of the Influence Element

陳海涛1

CHEN Haitao

Abstract

In recent studies, the usage of ko-series discourse demonstratives is described as "direct knowledge" (Kuroda1979), "It is specific for the speaker" (Horiguti1978). However in their theories, it is difficult to explain some example sentences. Previous studies have paid much attention on the usage of ko-series discourse demonstratives, but the answer is still unclear. The usage of discourse demonstratives is decided by the speaker. The speaker processes the language by mental monitor structure. Language is closely related to the human mental monitor structure. Kinsui(1999:67)said that "I shall argue that the core notion of ko, and a are deictic, in the sense that the expressions with these demonstrative prefixes make direct reference to an entity whose existence is recognized by the speaker prior to the discourse session in question, while that of so is not". The basic meaning of the exophoric use is "close to the speaker". In this paper, cognitive research methods are employed to argue the usage of ko-series discourse demonstratives and the speaker's recognition of the notion "nearly". In addition, it points out some problems in current researches. The basic method for the usage of ko-series discourse demonstratives is based on the knowledge that is required in the context.

0. はじめに

近年の先行研究では、コ系文脈指示詞¹⁾の使用には、「話し手だけがその指示対象をよく知っている(久野1973)」「直接的知識(黒田1979)」「話し手にとって指定的である(堤2012)」などの説がある。しかし、それらの説では解釈できない例文がある。

指示詞の使い分けに関する決め手はあくまでも,話し手²⁾である。話し手が,必要な情報を心的に処理し,言語化して表出する。言葉は人間の心的なメカニズムと密接に関わっている。

金水(1999:67)では、「ア系列およびコ系列では直示・ 非直示用法にわたってこの直示の本質が認められるのに 対し、ソ系列はそうではないことを示す」と指摘している。 また、金水(1999:71)は、「ア系列およびコ系列の非直 示用法³⁾がともに直示用法の拡張である」と指摘している。

コ系現場指示の基本的な意味は「話し手にとって近い」 というところに求められる。そして、コ系現場指示用法 「話し手にとって近い」という判断基準は文脈指示用法 において、どういうふうに応用されているか、すなわち、文 脈指示用法において、どの要素が話し手にとって「近い」 と認識されているのかということを究明したい。つまり、 現場指示のメタファーとしての用法を見極める必要があ る。また、指示詞の使用の裏に隠されている認知のメカニ ズムを明らかにしたい。

結論を先取りして言えば、コ系文脈指示詞の使用には、 文脈レベルで要求されている知識を持っていることが一 番基本的な使い方であると考えられる。

連絡先:陳海涛, chenhaitaodairendaigaku@gmail.com

¹ 九州大学大学院芸術工学府芸術工学専攻コミュニケーションデザイン科学コース

Communication Design Science Course, Department of Design, Graduate School of Design, Kyushu University

1. 先行研究

本節では、これまでの主な先行研究を概観する。

1.1. 阪田(1971)

阪田(1971)では、文脈指示詞は会話と文章という下位 分類をしている。

「会話」では、話し手の発言内容は自分の領域内としてコ系で、相手の発言内容は自分の領域外としてソ系で指示する。

「文章」では,先行の叙述内容を主体的に捉えた場合は 自分の領域内としてコ系で,客観的に捉えた場合は領域 外としてソ系で指示する。

問題点: 阪田(1971)では、「対話」に関する解釈では、 うまく説明できない例文がある。相手の発言内容であっ ても、コ系指示詞で指示することもできる⁴⁾。また、「文章」 の場合、ただ話し手の主観により指示詞の使い分けをす るのではなく、場面により相手(第三者)の領域も考慮しな ければならない例文もある(本稿での例 20)。

本稿では、「文章」や「対話」における、指示詞の使用 上には、差があることを認めるが、指示詞の使い分けの本 質は「文章」や「対話」という文の形式の区別ではなく、 話し手が指示対象を心内領域でどのように認識している か、または、話し手がどのような要素を参照して指示詞の 使い分けをしているかということであると考える。

1.2. 久野(1973)

以下、コ系の指示詞の使用について、久野の見解を紹介する。

コ系列: その事物が目前にあるかのように生き生きと叙述する時に用いられるようで,依然として眼前指示代名詞的色彩が強いようである。話し手だけがその指示対象をよく知っている場合にしか用いられない。

久野(1973:69)

久野は、話し手・聞き手が「よく知っているかどうか」ということを判断基準として、指示詞の使い分けを分析する。確かに、指示詞の研究に対して、大きな貢献とは言える。しかしながら、久野の解釈では、うまく説明できない例が、後に黒田(1979)によって反例として提出されている50。

1.3. 黒田 (1979)

黒田は久野(1973)の提示した「知っている/知っていな い」という説に対する反例を示し、「概念的知識/直接的 知識」という概念を用いてその反例を解釈することを試 みた。

黒田は指示詞の選択について以下のような基準がある と考えている。

ア系(及びコ系):直接的知識の対象として指向する。 ソ系:対象を概念的知識の対象として指向する。

黒田 (1979:102)

黒田は指示詞の使い分けの基準は話し手にとって概念 的知識であるか、または直接的知識であるかによって決 まると考えている。

問題点:黒田(1979:102)では、コ系指示詞の選択について「直接的知識の対象として指向する」という基準を提出している(それに対して、庵(2007)も反例を提出している本稿での例 26)。しかし、「直接的知識の対象として指向する」ということの判断基準は何か。指示対象に対する知識の追及は無限溯源になると考えられる。どこまでの知識を持っていれば、「直接的知識」と言えるのか。それについては、反例がある(本稿での例 14)。

1.4. 田窪・金水 (1996b)

指示詞における先行研究の中で,もっとも重要なのは, 金水・田窪に提示された談話管理理論というものである。 これは,黒田が提示した「概念的知識」,「直接的知識」 という概念に基づいて,発展させた「複数の心の領域」 を設定したものである。また,聞き手の知識という概念 を排除し,「聞き手の知識を想定しないモデル」を提示し ている。具体的な内容は本論で紹介する。

また,本稿と関連するほかの先行研究は,必要に応じて 各節で紹介する。

2. コ系文脈指示詞の用法に関する考察

まず,時間や空間を指示する際,コ系指示詞の使用法を 究明する。

2.1. 時間·空間

2.1.1. 現在

(1)曾根二郎は、この時だけ静かに言った。

井上靖「あした来る人」

この例文では、コ系指示詞を使用し、話し手(曾根)が発 話する時、すなわち、現在を指示している。

2.1.2. 未来

(2)この連休には旅行を予定しています。

金水・木村・田窪(1989:84)(下線は筆者)

2.1.3. 過去

(3)この三月,大学を卒業しました。

金水・木村・田窪(1989:84)(下線は筆者)

金水・木村・田窪(1989:84)によると、「「この」と「春、 五月、水曜日、連休、…」などの時期の名前を組み合わせて、 現在から最も近いその時期を表すことができる(過去で も未来でもよい)」と指摘している。

よって,例(2)では,現在から近い連休を指している。例(3)では,現在から近い過去を指している。

2.1.4.現在地

(4)だって、君の言って来た条件ではこんなところしかないよ。知っている学生が<u>ここ</u>に居るんだ。

井上靖「あした来る人」

この例文は、小説の中の会話である。「ここ」は話し手が現在いる場所、すなわち、現在地を指示する。

2.2. コ系文脈指示詞の基本的な用法(聞き手の存在を考慮しない場合)

2.2.1. 現場指示の平行用法

金水・田窪(1990:139)では、「文脈指示のコは現場指示の一種である」と指摘している。

現場指示の場合,話者はまず,現場に存在している指示対象を視覚などで認識し,それを映像として頭に導入する。さらにそれを言語ルールに基づき,言語化して表出す

る。話し手は指差しなどを利用し、現場にある指示対象を 同定し、相手の注意を喚起する。

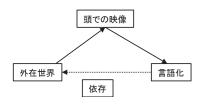


図1 現場指示

目の前の状況の描写であっても,頭に存在している状況の描写であっても,それらを言語化して表出するルートは現場指示と類似するところがある。それは両方とも頭に存在している映像を言語化して表出すというところである。一種映像のように読者に映し出している。その場合,指示詞の使用は描写している映像の中での時間や空間と関わっている。よって,現場指示の一種と考えられる。以上の説明は下記の図で表記する。

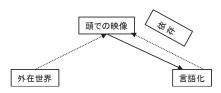


図2 文脈指示(文章の場合)

(5)さすがに身体は疲れている。リュックサックの重みが、ずっしりと肩にくいこんでいる。どこを見ても人間が多い。こんなに多くの人間が一体<u>ここ</u>で毎日何をしているのか。

夏目漱石「こころ」

(6)そういう有様を目撃したばかりの私の眼には,猿 股一つで済まして皆なの前に立っている<u>この</u>西洋 人がいかにも珍しく見えた。

夏目漱石「こころ」

この二つの例文では,作者は第一人称「私」で語っている。話し手は目の前の状況を描写している。それは映像のように,読者の目に映る。そのため,一種の現場指示と見なされる。例(5)の話し手(私)は現在いる場所を描写しているので,「ここ」を使用し,自分が現在いる場所を指示する。例(6)では,指示対象(西洋人)が「前に立っている」ので,コ系指示詞を使用する。話し手は指示対象「西洋人」

と距離的に近いということを読者に示している。

(7) 曾根は朝食をすますと、リュックサックから、ワイシャツ、靴下、ハンカチ、はだ着類などを取り出して、<u>それ</u>を風呂敷に包んで部屋のすみの小さい机の上に置いた。それから手回り品のこまごましたものをも取り出し、<u>これ</u>も机の上にきちんと並べた。こうしたところは、見かけによらずきれい好きである。

井上 靖「あした来る人」

この例文では、曾根が自分の荷物を片付けている状況を描写している。描写している内容が映像のように反映している。描いている対象はソ系指示詞で指示している対象もあるし、コ系指示詞で指示している対象もある。それは視点の移動であると思われる。

この例文では、時間の推移が、指示詞の使い分けに影響する。まず、曾根は「リュックサックから、ワイシャツ、靴下、ハンカチ、はだ着類などを取り出し」で、それから「部屋のすみの小さい机の上に置い」で、また、「手回り品のこまごましたものをも取り出し」で、「これも机の上にきちんと並べた」という順番である。

この例文では、コ系を使用し、「手回り品のこまごましたもの」を指示する。ここでのコ系指示詞を使用したのは時間的にも空間的にも「手回り品のこまごましたものをも取り出し、これも机の上にきちんと並べた」時と場所を、動作が発生した時と場所に設定したためである。よって、それ以前のことはソ系を使用し、一見過去に発生したことのように感じられる。読者は話し手の指示詞の使用により、話し手の視点の移動を読者に示している。時間的に言うと、「それ」の指示対象は、コ系指示対象より、時間的に早めに出ている。この例文では、指示詞の使用は話し手の視点の移動により決まる。

時間(現在)や場所(現在地)を指示する際、「話し手にとって近い」と認識し、コ系指示詞を使用する。それは、時間や場所を指示する際、現場に依存性が高いからである。即ち、現場指示用法における心内構造をそのまま文脈指示用法に当てはまって応用されると考えられる。

コ系文脈指示詞の使用法は話し手が持つ指示対象に対する知識量と関わっている。コ系指示詞の用法を掘り出すため,幾つかの知識の状態を設定し,コ系指示詞の用法を究明したい。

よって,本節では,三つのレベルを設定し,分析を行う。

それぞれ、「話し手が指示対象についての知識を持っていない場合」、「話し手が指示対象についての文脈レベルで要求される知識を持っている場合」、「話し手が指示対象についての知識を最大に持っている場合」という三つの下位分類である。

2.2.2. 知識を持っていない場合-「ソ」

- (8)実験をすれば、その/*この結果が得られる。
- (9)もしあの時買った宝くじが当たっていたら,<u>**この/その</u>金を頭金にして家が買えたのになあ。 (堤 2012 による金水・田窪(1990:137)を修正)
- (10)もし,私に子供がいたら,*この/その子にピアノ を習わせよう。

堤(2012:129)

(11)どうして電子計算機はこれだけ広い範囲で利用 され、しかもあらゆる人々から関心を持たれて いるのか。 <u>それ/*これ</u>は電子計算機の万能性の ためである。

(坂井)

三上(1955:334-36)では、コ系指示詞は条件節中の仮定された事物を指すことができない、質問文の内容も指示できないと指摘している。上記の例文では、仮定された文や質問文の内容を指し示している時、コ系指示詞は使用できないのに対して、ソ系指示詞は使用できる。三上の説は上の例文をうまく説明できる。 吉本(1992:115)では、三上の説に基づき、コ系文脈指示詞の指示対象は「実質的なければならない」と指摘している。しかしながら、三上の説に対しては反例がある。

(12)「こういう実験をしたら<u>こういう</u>結果になるかもしれないという予測は誰が考えついたの?」 http://kyoiku.yomiuri.co.jp/torikumi/kagaku/content s/post-192.php

この例文では,指示対象(実験)が仮定された文にあって も,コ系指示詞の使用が可能であるのはなぜか。それはコ 系指示詞の使用法は指示対象が条件節や質問文にあるか どうかという文の構造から求めるべきではなく.話し手 は指示対象を心内領域でどういうふうに捉えているのか, 即ち,話し手が指示詞を使用する際,持っている認知メカ ニズムに焦点があるからであると考えられる。

まず、上の例文でコ系指示詞が使用できない理由を説明する。(8)-(10)の例文は、下記のような説明ができる。「実験」をまだやっていないので、どのような結果が出るかは発話時点では、まだ不明である。つまり、話し手は指示対象「結果」に対して、知識を持っていない。同じように、「宝くじ」はまだひいていない。「子供」はまだ産んでいない。よって、まだ、ひいていない「宝くじ」や産んでいない「子供」についての知識を話し手は持っていない。心理的に近いとは言えないので、ソ系指示詞を使用する。

例(12)では、「こういう」は前文で出てきた「実験」を 指し示している。問題は指示対象「実験」が仮定された 文にあるのに対して、コ系指示詞を使用するのはなぜか である。

まず、「実験」が前の「こういう」で修飾されているので、話し手が実験に対してある程度の知識を持っているということが推測できる。また、後文で「予測」ということから見ると、話し手はどのような実験をしたら、どのような結果が出るかということを全般的に把握していると考えられる。よって、この例文でコ系指示詞を使用できる要因は、話し手が指示対象に対して、知識を持っていることである。即ち、指示対象「結果」の内容について把握している。よって、話し手は心理的に指示対象に対して「近い」と認識し、コ系指示詞を使用しているのである。

話し手は指示対象が「近い」と認識できるレベルの知識を持っている際、「近い」と認められると考えられる。また、日本語のコ系指示詞の使用では、心理的に「近い」という認定には幅がある。その幅について、以下で詳しく論じる。日本語の近称コ系文脈指示詞と比べると、中国語の近称"这"系文脈指示詞の使用法のほうが、指示対象が話し手にとって心理的に「近い」と認識する要素の幅が大きい。

日本人は自分にとって、心理的に近いと認めることは 必ずよく知っていることであると推測できる。同じ指摘 を久野(1973:69)は、「話し手だけがその指示対象をよく 知っている場合にしか用いられない」と指摘している。 本稿では、久野(1973)の提言した「よく知っている」とい う言い方が曖昧で、具体的な判断基準が必要であると考 えている一方、コ系指示詞の使用法には他にも要因があ ると考えている。それについては、後文で詳しく論じる。

- * コ系指示詞を使用できない要因は指示対象が仮定 された文や質問文にあるという文の構造に求める べきではなく,話し手が指示対象に対して,知識を 持っているかどうかということである。
- * 話し手は指示対象に対して知識を持っていない場合、ソ系指示詞を使用する。

2.2.3. 文脈レベルで要求される知識を持っている場合

話し手は指示対象に対して,知識を持っている場合であっても,必ずコ系指示詞を使用するわけではない(条件付き)。よって,コ系指示詞の使用に対するほかの要因を抽出する必要があると考える。

(13) 僕は昨日生協でぜんざいを食べたけど, <u>その/こ</u>のぜんざいはおいしかったよ。

堤(2012:121)

例(13)では、話し手(僕)が実際にぜんざいを食べたので、指示対象「ぜんざい」に対して、知識を持っていると推測できる。話し手は指示対象に対して、知識を持っているので、心理的に近いと認識し、近称指示詞を使用できる。「この」を使用する場合、指示対象「ぜんざい」が目の前にあるように生き生きとしているイメージがあり、指示対象と一体感が感じられ、心理的に近く感じられるので、より自分に引きつける効果がある。

「その」を使用する場合,冷静に指示対象「ぜんざい」 を指示するという語感があり,主観関与ということを強 調せずに,客観的に事実を述べている。

また,例(13)の例文を以下のように変えると,「この」 の使用は不可能になる。

(14)僕は昨日生協でぜんざいを食べたけど、<u>その/*</u> <u>この</u>ぜんざいの主産地を知りたいなぁ。

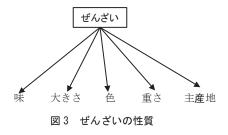
(堤 2012:121の例文の変形)

例(13)は例(14)と同じように、話し手が指示対象「ぜんざい」を食べたので、「ぜんざい」に対してある程度、もしくは、ある方面の知識を持っていると判断できる。

黒田(1979:98)によると,「ア系(及びコ系)の指示詞に 対応する直接的な知識ということは,直接体験に基づく 知識ということであろう」と指摘している。黒田の説明 に従うと,話し手が「ぜんざい」を食べて直接に体験した ので、話し手にとって直接的な知識であると判断できる。 よって,コ系指示詞を使用すべきである。しかし,例(14) ではコ系指示詞の使用は不可能である。よって,コ系指示 詞の使用法は話し手が指示対象に対して直接的な知識を 持っているかどうかということから求めるべきではなく、 他の要因を追求しないといけないと考えられる。

例(13)と例(14)はいずれも,話し手は指示対象「ぜんざ い」に対して、知識を持っている。例(13)では、コ系指示 詞が使用できる一方,例(14)では,コ系指示詞は使用でき ない。それはなぜか。つまり、コ系指示詞の使用法は話し 手が指示対象について知識を持っているということだけ では不十分で、「条件付き」ということを究明する必要が ある。

例(13)において,話し手は「おいしい」かどうかは知っ ているので、コ系指示詞を使用できる。 つまり、話し手は 「ぜんざい」の後ろの文「おいしかったよ」というレベ ルの知識を持っている。しかし、例(14)において、「ぜんざ いの主産地」という方面の知識を持っていない。即ち, 文脈レベルで要求されている知識を持ってないので.コ 系指示詞を使用できない。



「ぜんざい」には、いくつかのレベルの知識がある。例 えば、ぜんざいの「味」、「大きさ」、「色」、「重さ」や「主 産地」などである。例(13)では,話し手は「ぜんざい」を 食べたので、「味」、「大きさ」、「色」、「重さ」に対して、 知識を持っていると推測できる。そして、「このぜんざい はおいしかったよ」というレベルのことは言える。即ち、 「ぜんざい」が「おいしい」かどうかというレベルの知 識は持っている。しかし,話し手は「ぜんざい」を食べて も、「ぜんざい」の主産地を知らないので、「このぜんざ いの主産地を知りたいなぁ」とは言えない。コ系指示詞 の使用法は話し手が指示対象に対して文脈レベルで要求 されている知識を持つことを要求している。また,他の制 限がない場合, コ系とソ系は両方共使用できる。また, 話 し手(私)は今日ではなく、「昨日食べた」ので、ソ系指示 詞を使用し,淡々と過去のことを述べているという語感

がある。

また、書かれた文章の場合、作者は読み手を対象として、 情報を伝達している。その場合、聞き手という要素が直接 に介入せずに、指示詞の使い分けをしている。

下記で紹介する例文は上での例文と異なり,小説の一 文である。小説の場合,物語の展開に必要な内容を導入す る。つまり、話し手は頭に格納している情報を言語化して 表出する。そして,頭に格納した情報は話し手にとって 「直接経験情報」なのか,または, 「間接的情報」なのか は判断できない例文もある。そのため、金水・田窪(1996b) が示している指示詞の使い分けに対する基準は,書かれ た文章の場合には効かないと思われる。

金水・田窪(1996b)では、指示詞の使い分けを下記のよ うに述べている。

D-領域(長期記憶とリンクされる): ア系

- :長期記憶内の, すでに検証され, 同化された直接経 験情報,過去のエピソード情報と対話の現場の情報 とリンクされた要素が格納される。
- : 直示的指示が可能

I-領域(一時的作業領域とリンクされる): ソ系

- :まだ検証されていない情報(推論, 伝聞などで間接 的に得られた情報,仮定などで仮想的に設定される 情報)とリンクされる。
- : 記述などにより間接的指示される。

金水・田窪(1996b:263)

(15) 上京に, 平林という人がいた。この人のところへ, 田舎から手紙をたのまれた男がいたが,この男 はひらばやしという名を忘れて,人に読ませる と「たいらりん」と読んだ。

(興津要「落語の歴史」)

李(2012:74)は、上の例文について、「話し手が指示対象 に対して情報的に優位に関わっており,話し手の情報提 供者としての立場の優位がここに反映されていると考え られる」と指摘している。

問題は特に物語において,話し手が指示対象に対して 情報的に優位に関わっているのにもかかわらず, ソ系指 示詞も使用できることをどういうふうに解釈すればいい かである。実は上の例文では、コ系指示詞の代わりに、ソ 系指示詞も使用できる。

(15) *上京に、平林という人がいた。 <u>この/その</u>人 のところへ、田舎から手紙をたのまれた男がい たが、<u>この/その</u>男はひらばやしという名を忘れて、人に読ませると「たいらりん」と読んだ。

また,下記の例文にも,コ・ソ系,両方の指示詞が使用できる。

(16)昔むかし、あるところにおじさんが住んでいました。 <u>その/この</u>おじさんは、山へ柴刈りに行きました。

話し手は指示対象に対して、「情報的に優先に関わって」 いても、コ・ソ系両方とも使用できる。よって、話し手が 指示対象に対して「情報的に優先に関わる」ということ はコ系指示詞の使用法の決め手ではないと思われる。

以上の二つの例文は小説(落語)や物語(昔話)から 取られた文である。話し手は文章や物語を書く時、指示対 象に対してある程度の知識を持っていると推測できる。 指示対象に知識を持っていないと、物語の展開や指示対 象に対する描写はできない。本論では、コ系指示詞を使用 する際は、指示対象に焦点を当て、話し手のところに引き 寄せるので、一種の心理的親密性が生まれる。ソ系指示詞 を使用する際は、客観的に物事を描くと解釈する。

* 小説の場合、コ系指示詞の使用法は直接知識と間接知識とに関係なく、話し手が指示対象に対して詳しい知識を持っていれば、コ系・ソ系指示詞の両方とも使用できる。ただし、文学上の効果に差がある。

2.2.4. 知識を最大に持っている場合

次に指示対象が固有名詞の場合,指示詞の使用法がど うなるかを分析する。

(17)こないだ 2 のコンサートに行ったよ。* その/こ のバンドは、やっぱり人気があるね。 会場は超満 員だったよ。

堤(2012:38)

堤(1998:48)では、「先行詞が固有名詞の場合には「この」が使用され、「その」は使用できない」と指摘してい

る。本論では、その記述が正しいと認めた上で、その理由を 究明したい。

この例文では、話し手は指示詞「この」を使用し、「2 (コンサートの名前)」という固有名詞を指示している。 話し手は指示対象に対して,ある程度の知識を持ってい ると推測できる。固有名詞は唯一性を持っているので, 特定しやすいという特性を持たせる。また,上林 (2000:44)では、「記述説と言われる一派の主張は固有名 は非常に豊富な意味内容を持っているというものだった」 と指摘している。よって、話し手は固有名詞を指示する際、 話し手が指示対象について,豊富な知識を持っているこ とを暗示している。知識量から言うと,「豊富な知識」は 「文脈レベルで要求される知識」より多い。よって、本論 では指示対象が固有名詞の場合, 話し手は指示対象につ いての知識を最大に持っているとして議論を進める。知 識量を判断できる範囲で,指示対象が固有名詞の場合は, 話し手が指示対象についての知識量を最大に持っている とする。コ系指示詞の使用は知識量と関わっている。従 って,指示対象が固有名詞の場合,コ系指示詞の使用が示 唆される。しかし、指示対象が固有名詞の場合、話し手が 指示対象についての知識量を最大に持っているかという と必ずしもそうではないこともある(後文で論じる)。

(18)今日はダイアナ元王妃が亡くなったという話を 聞いたんですが,一体<u>この/その</u>人はどのような ひとですか?

(堤 2012:117の例文の変形)

堤(1998:48)では、「先行詞が固有名詞の場合には「この」が使用され、「その」は使用できない」と指摘している。しかし、この例文では、指示対象が固有名詞であっても、 ソ系指示詞の使用ができるのはなぜか。

例(18)では,話し手が指示対象「ダイアナ」という固有名詞の前に「という」を使用していないので,話し手は指示対象に対して,知識を持っていると推測できる。堤(2012)の説によると,「指示対象は固有名詞の場合,コ系指示詞の使用が義務的である」と指摘している。しかし,この例文では,指示対象が固有名詞であっても,ソ系指示詞の使用ができるのはなぜか。

「一体この/その人はどのようなひとですか」という文から見ると,話し手は指示対象「ダイアナ」の人柄という方面の知識を持っていないと判断できる。よって,文脈レベルで要求されている知識を持っていないのである。こ

の例文では,話し手は指示対象についての知識を最大に 持っているのではなく、指示対象に対する「豊富な知識」 から「文脈レベルで要求される知識」を引いたレベルの 知識しか持っていない。知識量が減ったので、ソ系指示詞 も使用できる。

上の説は下記の図で表記する。話し手の指示対象に対 する知識量を黒い影で表記する。

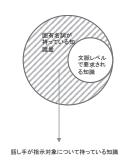


図4話し手が持っている知識量

しかし,同じ状況で,指示対象が普通名詞の場合はコ系 指示詞の使用は不可能である(例 14)。その理由を後文で 説明する。

2.3. コ系文脈指示詞の基本的な用法(聞き手の存在を考 慮する場合)

2.3.1. 話し手が発話場面に介入する場合

指示対象が第三者の領域に属する場合,第三者の領域 を吸収する場合と吸収しない場合がある。それは話し手 が発話場面に介入するかどうかにより決まると考えられ る。

(19)「やあ失敬」先生はこう/そういってまた歩き出 した。

> 夏目漱石「こころ」 (下線および「そう」のは筆者による)

この例文は、私小説の中の文で、作者は第一人称(私)で、 語っている。登場人物(先生)が言ったことは第三者の領 域に属するので、ソ系指示詞を使用するのが一般的であ ろう。上の例文では,第三者が言ったことをコ系指示詞で 指示するのはなぜか。

話し手(私)は「こう」を使って、第三者(先生)の発言内 容「やあ失敬」を指示している。話し手(私)は第三者(先 生)の発言内容を叙述し、ある情報として、読者に伝達して いる。つまり,発言する前に,話し手は第三者(先生)の言っ

たことをすでに自分の記憶の中に収めていることが推測 できる。それを表出する際,記憶データベースに格納した 情報を活性化し、言語化して表出する。 つまり、話し手(私) は第三者(先生)の領域を吸収して共有領域を形成し、指示 対象が自分の領域に属するように一種の説明文のように 情報を伝達する。よって,コ系指示詞が使用できる。

また、小説の場合、全て第三者の領域を吸収できるわけ ではない。例えば,下記の例を見てみよう。

(20)先生はまたぱたりと手足の運動をやめて仰向け になったまま浪なみの上に寝た。私も*この/ その真似をした。

> 夏目漱石「こころ」 (下線および「この」は筆者による)

この例文は私小説の中での文である。作者は第一人称 (私)になって、物語を展開する。話し手(私)は指示詞「そ の」を使用し、先生の水泳姿勢「またぱたりと手足の運動 をやめて仰向けになったまま浪なみの上に寝た」という ことを指示している。指示対象は第三者(先生)の領域に 属しているので、コ系指示詞の使用は不可能で、ソ系指示 詞を使用する。

例(19)と例(20)は両方とも,話し手(私)は指示詞を使 用し、第三者(先生)の領域に属することを指示している。 しかし, それぞれはコ系指示詞とソ系指示詞を使用して いるのはなぜか。それは例(19)では、話し手(私)は第三者 (先生)の領域を吸収して共有領域を形成することができ る一方, 例(20)では, 話し手(私)は第三者 (先生)の領域 を吸収することはできないからである。

例(19)では、話し手は第三者の発言に関する描写なの で,指示対象がどちらの領域に属するかは明示する必要 がない。つまり,話し手が第三者(先生)の領域を区別する 必要はない。第三者(先生)に対する描写なので、指示詞の 使用要素において,話し手は発話場面に直接に介入して いないからである。よって,話し手(私)は第三者(先生) の領域を吸収し、共有領域を形成することができる。言い 換えれば、話し手(私)の領域と第三者(先生)の領域を融 合して, 共有領域を形成している。また, コ系指示詞の使 用は,一種現場指示のようである。話し手(私)が第三者(先 生)の行動を描写し、現実性を強調している。

例(20)では,話し手(私)は「その」を使用し,「真似」 を修飾し、すなわち、自分が他人のことを真似しているこ とを暗示しているので、第三者(先生)の領域を吸収する ことはできない。指示詞の使用法において、話し手が発話場面に介入しているので、指示対象が第三者の領域に属することを明示しないといけない。言い換えれば、話し手(私)の領域と第三者(先生)の領域は対立して、指示対象が第三者(先生)の領域に属するので、ソ系指示詞が使用される。

2.3.2. 聞き手が知識を持っていない場合

指示対象が固有名詞の場合, すべてコ系指示詞を使用するわけではない。

(21)ダイアナ元王妃が亡くなりました。<u>この/*その</u> 王妃は世界平和にとても貢献したのを知ってい ますか?

堤(2012:117)

堤(2012:117)上記の例文に関して,下記のように述べている。

ソノの使用が完全に容認できないわけではなく、???という判断をする話者が存在する点である。これは恐らく(32a)⁷⁾の後文の内容と関係しているように思われる。(32a)の後文は「〜知っていますか?」と、あたかも聞き手がダイアナ元王妃を知らない可能性を話者が想定しているような文になっている。

本稿は、堤の説に賛意を表す。そして、コ系指示詞を使用するルールとは一体何かという問題を追求する。指示対象が固有名詞の場合、どのような場面で、コ系指示詞を使用できるのか、または、どのような場面でソ系指示詞を使用できるのかを究明したい。

よって、「ダイアナ」という固有名詞の前に「という」を使っていないということから、聞き手は、指示対象(ダイアナ)に対して知識を持っていると話し手は思っているということが推測できる。また、「王妃は世界平和にとても貢献したのを知っていますか」という文から、聞き手が「王妃は世界平和にとても貢献した」というレベルの知識を持っていない可能性があると話し手は想定している。

従って,上記の例文では,指示対象は固有名詞であるが, 話し手は聞き手に対する配慮(聞き手が指示対象(ダイア ナ元王妃)に対して知識を持っているかどうか)という要素を加えた場合,ソ系を全く使えないのではなく,使用の容認度は増える。本論の説に従えば,聞き手が指示対象に対する知識量は指示詞の使用に対する一種の束縛変量で,コ系指示詞の優先地位を揺れさせ,ソ系指示詞の使用容認度が高くなると考えられる。詳しい内容は後文で論じる。

(22) ぼくは大阪にいるとき山田という先生に習ったんだが、君も<u>その</u>先生につく気はありませんか。

金水・田窪 (1990) によると、命令、質問などの発話行為は聞き手の知識を考慮しなければ成り立たないということを提言しているが、詳しい理由は述べられていない。この例文では、指示詞ソ系は前文で出てきた「山田」という人を指示している。指示対象「山田」は話し手が導入した内容で、話し手は聞き手より指示対象についての知識をより多く持っている。この二つの有力な要因はコ系指示詞の使用は推測できるが、しかし実際にはソ系指示詞を使用している。それは、この二つの要因より、ほかの強力な要因が働くからであると考えられる。

話し手は「山田という先生」に習ったので、指示対象「山田」に対してある程度の知識を持っていると推測できる。田窪(1989)では、「という」は固有名詞を不定名詞化する働きがある。よって、「山田」という固有名詞の前に「という」を使っているということから、聞き手にとって、未知の知識であると話し手は思っているということが推測できる。

この例文は質問文である。聞き手に対して、質問するので、聞き手の指示対象に対する知識量も考慮しなければならない。よって、話し手は指示対象との親密な関係を強調するより、聞き手へ質問することを優先しなければならない。つまり、この例文では、話し手が指示対象に対して知識を豊富に持つことより、聞き手への配慮(聞き手が指示対象について知識を持っていないこと)が指示詞の使用において重要な要因になっている。

例(22)において、聞き手が指示対象に対して知識を持っていないと話し手は想定している一方、例(21)において、聞き手が指示対象に対してある程度の知識を持っていると話し手は想定している。例(21)と例(22)はいずれも、話し手は指示対象に対して知識を持っている。よって、話し手が指示対象に対して知識を持ち、聞き手が指示対

象に対して知識を持っていないと話し手は想定している 場合、ソ系指示詞を使用すると考えられる。

例(21)において、聞き手が指示対象に対してある程度の知識を持っていると話し手は想定している。よって、ソ系指示詞の使用容認度が低い。ソ系指示詞を使用すると、かえって、話し手は聞き手が指示対象に対して知識を持っていないと想定し、聞き手のメンツを潰す。例(22)において、聞き手が指示対象に対して知識を持っていないと話し手は想定しているため、ソ系指示詞を使用している。

2.4. コ系文脈指示詞の使用法における特性

2.4.1. 指定できる場合

(23) 太郎は羊を飼っていて,それを育てて売ることで生計を立てている。花子は<u>*この/その</u>羊にえさをやる。

堤(2012:127)

堤(2012:127)によると、「コノが使用できないことは、コノがこのような非特定的な状況を表現するのには適さないものであるということを示している」と指摘している。堤(2012)によると、コ系文脈指示詞の使用法は「話し手にとって指示的」であると指摘している。本論では、堤の説には補助条件が必要であると考えている。話し手は指示対象を言及した時、特に説明文の場合、詳しい知識を持っているので、全ての指示対象は「話し手にとって指定的」であると判断できる。しかし、そういう場合ではソ系も使用できる例文が多数存在する。よって、堤の説には経験の問題があると考える。

上の例文では,太郎は複数の羊を飼ってそれを売ることで生活している。つまり,指示対象の「羊」が特定な羊ではなく,しょっちゅう動的に変化する羊の集団の中での羊である。

つまり、ソ系指示詞は文脈で提供している「太郎は羊を 飼っていて、それを育てて売る」という種類の羊を指示し ている。花子は羊にえさをやるので、えさをやられた羊は 花子にとって指定的であると推測できる。なぜかという と、それは、花子がえさをやるという動作自体、羊を見なが ら、えさをやるので、羊が花子にとって指定的である可能 性があるからである。ではなぜこの例文では、コ系指示詞 の使用は不可能であるか。それは文脈で提供している情 報からは、「太郎が羊を飼っていて、育てて売る」以外の 情報はないため、花子にとって羊は不特定的であるため である。

話し手は指示対象を指定できないので,心理的に疎遠感を感じる。よって,近称コ系指示詞を使用できないのである。

2.4.2. 主題性

- (24) 先日行った実験は<u>,その/*この</u>結果が学会で評価された。
- (25) 先日,実験を行った。<u>その/この</u>結果が,おもしろいことがわかった。

金水 (1999:67) によると,「コ系列の非直示用法は 「談話主題指示」,すなわち先行文脈の内容を中心的に代 表する要素または概念を指し示すものと考える」と指摘 している。

上の例文では,庵(1995a)では,以下のように解釈している。単一文中で充足する代行指示の「その」は「この」に置き換えられないが,非単一文ではそれが可能になる。しかし,その理由には触れていない。本稿では,文としての話題性または主体性が関係あると考える。

先日行った実験は、 $<u>その</u>/*この結果が学会で評価された。 <math>\rightarrow$ 中心部「実験」

→先日行った実験の結果が学会で評価された

先日,実験を行った。→中心部「実験」 *その/この*結果,おもしろいことがわかった。→中心 部「結果」

「先日行った実験は、その/*この結果が学会で評価された」という文では、主語は「実験」で、発話の主題となっている。「その/*この結果が学会で評価された」という文は文法的にいうと、主格補語となっている。「先日行った実験の結果が学会で評価された」という文と統語的には異なっていても、意味は同じである。「実験」と「結果」は従属関係であると考えられる。コ系指示詞を使用する場合、話し手は指示対象を引き寄せるという効果がある。例(24)、「結果」の前に、「この」を使用すると、前の文の主題「実験」の主導権(主題性)を奪うので、「この」の使用は不可能である。しかし、二文から成る例(25)の場合では、それぞれの文にそれぞれの主題があるので、「こ

の」の使用は可能であると考えられる。

2.4.3. 一致性

他の影響要素では、聞き手に対する配慮など以外、指示対象に対する情報提供の一致性にもコ系指示詞の使用に 影響する。下記の例を見てみよう。

(26)順子は「あなたなしでは生きられない」と言っていた。 $\frac{20}{?}$ この順子が今は他の男の子供を2人も産んでいる。

庵(2007:98)

例(26)では、指示対象「順子」は「『あなたなしでは生きられない』と言っていた」順子である。つまり、話し手は「『あなたなしでは生きられない』と言っていた」という順子を文脈で提供している。

「あなたなしでは生きられない」と言っていた」から「いま,その男と幸せな生活を過ごしている」と推測できる。

しかし、後ろの文から見ると、「順子が今は他の男の子供を2人も産んでいる」ということになっている。つまり、「他の男の子供を2人も産んでいる」順子と、前文で提出した情報「あなたなしでは生きられない」と言った順子とは矛盾するので、情報の提供に対して、一致性を欠くことになる。故に、この例文では、「この」の使用は不適切である。即ち、「この」の使用は前文で提出した情報と後文が一致することが必要であると考えられる。話し手は文脈で描いている固有名詞の性質が変わった場合、コ系指示詞の使用は不可能である。そういう場合では、話し手は心理的に遠いと認識するので、ソ系指示詞が使用されている。

3. 考察

上記の例文では、指示対象が固有名詞の場合と普通名 詞の場合では、指示詞の使用法が異なっているので、下記 で上掲した例文をもう一度引用し、分析を行う。対比する ため、三つの組に分けて分析する。

一:

- (13)僕は昨日生協でぜんざいを食べたけど,<u>その/こ</u> <u>の</u>ぜんざいはおいしかったよ。
- (17)こないだ2のコンサートに行ったよ。<u>*その/こ</u>のバンドは,やっぱり人気があるね。会場は超満

員だったよ。

上記の二つの例文は,両方とも,話し手は指示対象に対して,文脈レベルで要求される知識を持っている。しかし,例(13)では,ソ系指示詞を使用できる一方,例(17)はソ系指示詞を使用できない。例(13)と例(17)の区別は指示対象が固有名詞か,あるいは,普通名詞かということである。

_

- (14) 僕は昨日生協でぜんざいを食べたけど, <u>その/*</u> このぜんざいの主産地を知りたいなぁ。
- (18)今日はダイアナ元王妃が亡くなったという話を 聞いたんですが,一体<u>この/その</u>人はどのような ひとですか?

この二つの例文では、両方とも、話し手が指示対象に対して、文脈レベルで要求される知識を持っていないが、例(14)ではコ系指示詞が使用できない一方、例(18)では、コ系指示詞が使用できる。一組と同じように、ここでの例文の唯一の区別は指示対象が固有名詞かどうかということである。

三:

- (21) ダイアナ元王妃が亡くなりました。<u>この/*その</u> 王妃は世界平和にとても貢献したのを知ってい ますか?
- (22)ぼくは大阪にいるとき山田という先生に習った んだが、君も<u>その</u>先生につく気はありませんか。

この二つの例文では、例(21)はソ系指示詞の使用容認度が低い一方、例(22)では、ソ系指示詞が使用できる。この二つの例文において、例(21)の指示対象は固有名詞で。例(22)の指示対象は「固有名詞+という」(固有名詞を不定化にすること)である。

上記で述べている三つ組の例文を分析すると、指示対象が固有名詞の場合、コ系指示詞の使用容認度が高くなる。それはなぜか。上林(2000:44)では、「記述説と言われる一派の主張は固有名は非常に豊富意味内容を持っているというものだった」と指摘している。固有名詞は「非常に豊富意味内容を持っている」ということから、広い意味の内容を持っているということが推測できる。つまり、本稿での説に従うと、多数のレベルの意味合いを持っていて、普通名詞より包括的な意味合いを持っていること

が推測できよう。

三組の例文の対比に従うと、コ系指示詞の使用法は一つの影響要素によって決まるのではなく、複数の要素によって決まると考えられる。

一組における分析を下記の表1で表記する。

	類似点	指示対象	知識量	指示詞
(13)	文脈レベル	普通名詞	少	コ/ソ
(17)	で要求され	固有名詞	多	コ
	る知識あり			

表 1

表1では、指示詞が固有名詞の場合、知識量が豊富ということを暗示している。例(17)において、話し手は指示対象に対する知識量の貯蔵が「非常に豊富に持っている」ので、コ系指示詞の使用を示唆し、ソ系指示詞は使用できない。二組における分析を下記の表2で表記する。

	類似点	指示対象	知識量	指示詞
(14)	文脈レベル	普通名詞	少	ソ
(18)	で要求され	固有名詞	多	コ/ソ
	る知識なし			

表 2

表2では、話し手は指示対象に対して文脈レベルで要求される知識を持っていない場合、コ系指示詞の使用は不可能であることが示される。つまり、「文脈レベルで要求される知識」を持つのはコ系指示詞の使用の最小限の要求であると考えられる。また、話し手は指示対象に対して、「文脈レベルで要求される知識」を持たなくても、指示対象が固有名詞の場合、「豊富な意味内容を持っている」ことを暗示しているので、ある程度の知識量を保証するので、コ系指示詞が使用できると考えられる。

三組における分析は下記の表3で表記する。

	類似点	指示対象	知識量	指示詞
(21)	聞き手	固有名詞	多	コ/*ソ
(22)	への配	固有名詞が不定	少	ソ
	慮	名詞化する		

表 3

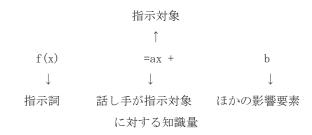
例(21)においては、聞き手が指示対象に対して知識を持っていると話し手は想定しているため、コ系指示詞を

使用し、ソ系指示詞の使用容認度が低い。

例(22)においては、固有名詞の後に「という」をつけているので、固有名詞が不定名詞化されるため、知識量が少なくなっている。固有名詞が不定名詞化される要因は聞き手が指示対象に対して知識を持っていないと話し手は想定している。よって、ソ系指示詞を使用している。

これらの結果より、コ系文脈指示詞の使用法は指示対象に対する直接的知識を持っているかどうかということではなく、話し手が指示対象に対して文脈レベルで要求している知識を持っているというのが要因であると言える。上限は固有名詞が持っているレベルの知識量で、下限は文脈レベルで要求されている知識であると考えられる。

指示詞と指示対象の関係は一種の関数と考えることができる。指示詞における影響要素を変域として,指示詞を 値域として考えてみよう。



以下はコ系指示詞の使用法に対するまとめである。

ある程度の知識を持っている場合は K_1 で表記する。文脈レベルで要求されている知識を持っている場合は K_2 で表記する $^{8)}$ 。固有名詞の場合、知識量が豊富なので、 K_{Max} で表記する。以上の説明は、表4はで表記する。

f(x)	a	b
コ	K _{Max} あり	0
コ/ソ	K _{Max} あり、K ₂ なし	0
コ/ソ	K ₂ あり	0
ソ	K ₂ あり	聞き手への配慮
ソ	K ₁ /K ₂ なし	0
ソ	K _{Max} あり	一致性を欠く
ソ	K ₁ あり	指定できない

表 4

ここでいう「聞き手への配慮」は「聞き手が指示対象 に対して知識を持っていない場合」と「聞き手の領域に 属する場合」ということである。

表4を以上の説に利用し、もう一度説明する。

知識量が多い場合,*の数で表記する(比較の為,以下の段階を設定している)。

- ① 固有名詞の場合(K_{Max})****(仮定)
- ② 文脈レベルで要求される知識(K₂)***(仮定)
- ③ 指示対象に対する知識があり,文脈レベルで要求 する知識を持たない*(仮定)

上の三つの段階をまとめると表5なる。

	知識量	影響要素
コ	****	K _{Max}
コ/ソ	*****以下	K _{Max} +Kなし
コ/ソ	* * *	K ₂ あり
ソ	* * *	K ₂ あり+聞き手への配慮
ソ	*	K ₁ があり, K ₂ なし
ソ	0	K ₁ なし

表 5

4. 結論

以上の分析に従って,本稿では,以下の結論を導いた。

①コ系指示詞の根本的な使用法は話し手が指示対象に 対する知識量と関わっている。すなわち、文脈レベルで 要求される以上の知識量を持つ場合、コ系指示詞を使用 する。

②聞き手への配慮も指示詞の使用法に影響する。それは効く場合もある(文脈レベルで要求される知識を持つ場合)が,効かない場合もある(指示対象が固有名詞の場合)。

③話し手は指示対象に対して,知識を持たない,指定できない,情報の提供の一致性が欠く場合,「近い」として認められないので,ソ系指示詞を使用する。

④コ系文脈指示詞は時間や場所を指示する際,現場に 対する依存性が高い。

引用文献:

久野暲,「コ・ソ・アー『日本文法研究』より」,『日本語研究資料集【第一期第七巻】指示詞』,ひつじ書房,1973, (69-73).

金水敏・田窪行則・木村英樹,『日本語文法セルフ・マスターシリーズ4 指示詞』, くろしお出版, 1989.

田窪行則・金水敏,「複数の心的領域による談話管理」,『認知言語学の発展』,坂原茂(編),ひつじ書房,1996b.

堤良一,「文脈指示における「その/この」の言い換えについて」,『日本語・日本文化研究』8,大阪外国語大学1998.

金水敏「日本語の指示詞における直示 用法と非直示用法の関係について」 『自然言語処. 理』6(4),言語処理学会,1999,(67-91).

上林洋子,「固有名の意味論」,『文学部紀要』 14(1), 2000, (44-53).

注

- 1) 指示詞に関する分類はいろいろある。例えば、三上(1970)「直接指示・文脈承前」、久野(1973)「眼前指示・文脈指示」、黒田(1979)「独立的用法・照応的用法」、金水(1999)「直示・非直示」、田窪(2010)「眼前指示・非眼前指示」などが挙げられる。一般的に使われるのは「現場指示・文脈指示」であろう。これらの用語は言い方が違うが、それらの意味する範囲を一緒と認めれば、差し支えない。ア系現場以外の使用は、特別で「ア系記憶指示」と名付けられる場合もある。本稿ではあえて、「現場指示・文脈指示」という従来の分類に従って、分析を行う。
- 2) 本稿では、会話の順序において、発話する人は話し手、発話に応じて答える人は聞き手という決め方ではない。筆者が指示詞を使用する理由を究明したいので、指示詞を使う人を敢えて話し手と定義する。文の場合では、指示詞を使用して、発話する人は話し手と定義する。
- 3) 大きくいうと、金水が用いる「直示」を本論での現場指示として 考えられ、「非直示」を文脈指示として考えられる。
- 4) A:……以上で,ファッション・シティ・プロジェクトの概要の説明を終わります。

B:このプロジェクトは、いつから開始するのかね。

金水(1999:78)

相手Aは「プロジェクト」ということを談話に導入したので、指示 対象「プロジェクト」がAの領域に属している。この例文では、「こ の」を使用し、相手の発話内容を指示する。

5) 今日神田で火事があったよ。あの火事のことだから人が何人も死 んだと思うよ。

黒田(1979:101)

黒田 (1979:101) は、話し手が「あの火事のことだから」という言外の意味、つまり、「神田の火事」という概念だけからでは知り得ない話し手の直接的知識に基づいて、話し手が「人が死んだだろう」と推定していると説明している。

- 6) 本稿では、指示詞の使用容認度は全て日本語母語話者に依頼し、 アンケートしてもらった。
- 7) 堤の論文の中での順番。
- 8) 話し手はある程度の知識を持っている場合、文脈レベルで要求される知識を持っているわけではない。文脈レベルで要求される知識を持っている場合、必ずある程度の知識を持っている。つまり、知識量から言えば、K1 < K2。</p>

参考文献:

- 三上章,「コソアド抄―『文法小論集』より一部」,『日本語研究 資料集【第一期第七巻】指示詞』,ひつじ書房,(1970),(35-37).
- 2) 服部四郎,「コレ・ソレ・アレとthis, that」―『英語基礎語彙研究』より」, 『日本語研究資料集【第一期第七巻】指示詞』, ひつじ書房, 1968.
- 阪田雪子,「指示語『コ・ソ・ア』の機能について」,『日本語研究資料集【第一期第七巻】指示詞』,ひつじ書房, 1971, (54-68).
- 4) 久野暲,「コ・ソ・アー『日本文法研究』より」,『日本語研究資料集【第一期第七巻】指示詞』,ひつじ書房,1973,(69-73).
- 5) 堀口和吉,「指示語の表現性」『日本語・日本文化』8,(大阪外国語大学),1978b,(23-44).
- 6) 木村英樹・森山卓郎、「聞き手情報配慮と文末形式--日中両語を対 照して-」、『日本語と中国語の対照研究論文集(下)』、くろしお 出版、1992、(3-43).
- 黒田成幸,「(コ)・ソ・アについて」,『日本語研究資料集【第一 期第七巻】指示詞』,ひつじ書房,1979.
- 8) 金水敏・田窪行則・木村英樹、『日本語文法セルフ・マスターシリーズ4 指示詞』、くろしお出版、1989.
- 9) 金水敏・田窪行則,「談話管理理論からみた日本語の指示詞」,『認 知科学の発展vol.3』,講談社,1990.
- 10) 吉本啓,「日本語の指示詞コソアの体系」,『日本語研究資料集【第 一期第七巻】指示詞』,ひつじ書房,1992,(105-123).

- 11) 田窪行則・金水敏、「対話と共有知識-談話管理理論の立場から-」、 『言語』 1月号、大修館、1996a、(30-39).
- 12) 田窪行則・金水敏,「複数の心的領域による談話管理」,『認知言 語学の発展』,坂原茂(編),ひつじ書房,1996b.
- 13) 堤良一,「文脈指示における「その/この」の言い換えについて」, 『日本語・日本文化研究』8,大阪外国語大学1998.
- 14) 定延利之・熊谷吉治・ 苅田修司,「「用語解説」旧情報と新情報」,『文法と音声Ⅱ』,音声文法研究会編,1999.
- 15) 金水敏「日本語の指示詞における直示 用法と非直示用法の関係 について」『自然言語処. 理』6(4),言語処理学会,1999(67-91).
- 16) 上林洋子,「固有名の意味論」,『文学部紀要』14(1),2000,(44-53).
- 17) 東郷雄二,「談話モデルと日本語の指示詞コ・ソ・ア」,『京都大 学総合人間学部紀要』7(京都大学総合人間学部),2000,(27-46).
- 18) 迫田久美子,「指示詞コソアの正用と誤用」,『月刊言語』33-11, 大修館書店,2004, (130-131).
- 19) 庵功雄,『日本語におけるテキストの結束性の研究』, くろしお, 2007.
- 20) 劉 驫,「日本語と中国語の文脈指示詞の対立型と融合型: 談話 モデルによる分析をもとに」,『京都大学大学院人間・環境学研 究科』第21号, 2012.
- 21) 堤良一『現代日本語指示詞の総合的研究』, ココ出版, 2012.

レジリエンスデザイン方法試論

- これまでのレジリエンス研究の実績に基づいた方法論の構築に向けて

Resilience Design Method: An Attempt at Interpretation

Toward building a methodology based on the results of resilience researches

尾方義人 1 西村英伍 2 江頭優佳 3 藤智亮 1 綿貫茂喜 3

OGATA Yoshito NISHIMURA Eigo EGASHIRA Yuka FUJI Tomoaki WATANUKI Shigeki

Abstract

Most of support to disaster victims are material support. It is very necessary to provide material support when a disaster happens. The disaster victims often have to surmount emerging problems and uncertainties in their new lives meanwhile making a living. Their self-equipped resilience of surmounting difficulties translates into the problem solving capacity. Generalization and summaries of the above are the basis for behavior modification and the possibility to establish a new social foundation. This kind of resilience would translate into effective action when disaster falls next time, which would greatly prevent or mitigate disasters. The resilience-oriented behavior modification would bring new changes to the society, and generate the power to create a new future. In light of design theory (industrial design, functional engineering, human engineering), this study aims to develop a methodology for resilience design.

1.はじめに

筆者らは「レジリエンスデザイン試論」において、アンドリュー・ゾッリによるレジリエンスの定義を土台に、レジリエンスエンジニアリングとインダストリアルデザインの比較を行い、レジリエンスやレジリエンスデザインの要件や動向と、今後の方向性を示した。

レジリエンスという言葉の定義は一般に、「変化に直面した際の継続性と回復」とされていた。レジリエンスという語が学術的背景のもとはじめて使われたのは、2000年にNASAでの組織やミッション管理において不都合が起こった場合の回復手法に対してである。レジリエンスは、ただ元に戻す回復方法や持続可能性を求めるのではなく、より適切な場所への質的再位置付けを重要視している(図1)。



図1 レジリエンス

レジリエンスデザインという言葉はまだ明確には定義されていない。「レジリエンスエンジニアリング」「レジリエンスデザイン」という言葉自体は国内外でも多用され始め、商業ベースで喧伝されているものも多く見られ

連絡先:尾方義人, ogata@design.kyushu-u.ac.jp

¹ 九州大学大学院芸術工学研究院デザインストラテジー部門

Department of Design Strategy, Faculty of Design, Kyushu University

² サイエンスパーク株式会社

SciencPark Corporation

³ 九州大学大学院芸術工学研究院デザイン人間科学部門 Department of Human Science, Faculty of Design, Kyushu University

るが、災害支援や防災という言葉を単にレジリエンスに 置き換えたに過ぎない使われ方が多く、レジリエンスデザインが本来意味するところの、より適切な場所への質 的再位置付けのための方法論として確立されているとは 言い難い。筆者らはその動向を受け、災害での一次被害 対策だけではないデザイン学の立場から、レジリエンス デザインの方法論構築に取り組んでいる。

本報では、これまでに筆者らが実践的に積み上げてきた被災地域での活動事例を挙げた上で、レジリエンスデザイン方法論の構築に向けて今後解決すべき課題について論じる。

2.事例

筆者らは、家畜伝染病治療現場や深夜の山間部での消火活動など特殊な環境において行われている作業や労働を例に挙げ、その特殊環境における労働をレジリエンスの観点から考察した。

さらに筆者らは特殊解抽出のため、「被災地のレジリエ ンスデザインに関する研究」として、岩手県宮城県等の 被災地において調査を行い特殊解の抽出方法の検討を重 ねた。熊本地震発災後は、被災地域において被災者や避 難所運営者などの負担にならない方法で、2016年9月まで に約12回、熊本市・宇土市・益城町・南阿蘇村などの被 災現場の調査・情報収集を重ねていった。具体的には、 東日本大震災の仮設住宅の行動分析(平成27,28年 九州 大学P&P研究助成「被災地におけるレジリエンスデザイン 研究 -人文社会学から理工学への課題提言拠点へ」)、 レジリエンス実態の調査(平成28,29年科研費萌芽 「Thoughtless Resilienceとはなにか」)、報道番組から の問題点の抽出(平成28年NHK番組アーカイブス学術利用 トライアル)、レジリエンスデザインとしての避難所にお ける情報伝達とコミュニケーション(平成28年10月~DNP 文化振興財団)、平成28年熊本地震の現地調査(平成28 年4月19日~)、海外でのレジリエンス方法論の講演(平 成28年9月)等の実績が挙げられる。

「被災地におけるレジリエンスデザイン研究」においては、主に過去の資料(現場やインターネット上の仮設住宅写真や映像)の分析を行った。一例として、インターネット上の動画サイトにアップロードされている仮設住宅内映像を用いた仮設住宅内掃除行為の分析では

- ・写真や映像などから把握できる仮設住宅内にある全て のモノ (家電・道具・消耗品・掲示物などすべて)の リスト化
- ・仮設住宅自体の再現(模型)

・仮設住宅内での行為の推定(図2)

といった手法により、仮設住宅内においてどのような道 具でどのような行為が行われているかを推定した。さら に、推定した行為から仮設住宅内での空間的あるいは道 具的不備や、行為の意図と機器や道具との関係を考察し た。

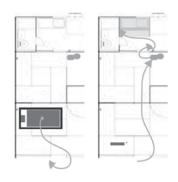


図2 行為推定例(仮設住宅内掃除行為)

「Thoughtless Resilienceとはなにか」において筆者 らは、特殊な避難環境などにおいて、被災者自身が意識 せずに行った自らを守る行為をインタビューと写真など から抽出した。例えば、

- ・避難所開設時に、被災者間で議論しながら支援物資の 避難所内での移動のさせ方を工夫した事実。(これは、 同じ避難所調査を複数回重ねることで、インタビュー でなく被災者側から提供された情報)
- ・避難環境であるからこその道具の特殊な使い方 などを、現場の状況の観察から発見した。観察では単に 写真や現場を注意深く眺めるだけでなく、写真やビデオ のトレースやスケッチなどを用いた。トレースやスケッ チを用いた詳細部の観察により、一般的なユーザー観察 と同様に、ユーザーインタビューからでは必ずしも抽出 できない行為を発見できることを確認した。

例えば図3の写真には、ブロックの上に載せられた5台の洗濯機、その下に置かれたビニール袋、三角コーン、貼り紙といった特殊な洗濯機の利用状況を伺わせるものが写っている。「Thoughtless Resilienceとはなにか」における詳細部の観察では、写真に写っているこれらのものに着目し、5台の洗濯機がこの向きで並べられている理由、ビニール袋の用途、洗剤の共有方法、三角コーンの役割、貼り紙の内容を考察し、貼り紙が貼られた時期、汚損状況、蓋の閉め方、電源や上下水道との関係にまで考察を繋げることができた。



図3 避難所での特殊な洗濯機の利用状況

「報道番組からの問題点の抽出」では、先に述べたインターネット動画サイトのような映像分析はもちろんのこと、実際のニュース番組のナレーション等のテキスト分析からも被災者動向や現場の要求事項の変遷などが抽出できることがわかった(図版は、報道社著作権の関係で非掲載)。

「レジリエンスデザインとしての避難所における情報 伝達とコミュニケーション」においては、熊本市南区富 合避難所における2016/6/9、8/4、9/12、10/18の避難所 の掲示物情報内容(図4)を、時間軸を持って分析するこ とで、そこでの行為や行動背景を推測した。



図4 避難所の掲示物とその分析

以上のように筆者らは、観察対象の現場や状況ごとに、これまでの知見や経験を活用した分析をおこなっている。個々の方法や状況は様々であるが、インタビューやアンケートから導かれた感想や振り返りではなく、存在している紛れもない事実から行動を推定し、行為意図を読み解いていくという考え方では一貫している。

3.方法論の構築にむけて

上述の事例から、レジリエンスデザインの方法論構築 に向けた3つの課題を導いた。

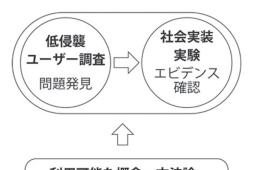
1つめは、レジリエンスデザインとしての利用可能な概念の確立である。現状では"土木工学""レジリエンスエンジニアリング"や"サスティナブル"との混用や

混同が多く見られ、よりわかりやすい概念の説明が必要である。現場で感じることは様々であるが、概念が多様でありすぎ分析観点が明確にならない場合もある。そのためにも、現場で利用可能な(使える)概念を道具として整えることは極めて重要である。

2つめは、災害被災者に負担のかけない低侵襲調査方法の確立である。多くの被災者は、被災後様々な取材や調査対象となり、それ自体が大きな負担となっていため、その負担を少なくする低侵襲な調査方法の確立が重要である。被災者の負担を減らすために不要な調査は行わず、既にある情報を分析することが求められる。また、災害個別の状況に依存するために必ず調査しなければならない事項と、一般化されたどの災害にも共通する事項を分別することも重要である。

3つめは、その概念や方法を社会実装するための科学的エビデンスの抽出とそれに基づいた実験手法の確立である。課題解決のためのアイデアについて、社会実装の方法と根拠が曖昧なことはしばしば起こりうる。そのため、アイデアを社会実装するための科学的要件を確立することが重要である。そのために実験に基づく科学的根拠はもちろん重要である。さらに複雑な避難所での行動を理解するために一つの被験対象に対して、同時に様々な専門領域から分析することでのさらなる価値創出ができる。このような実験は芸術工学との親和性も高いと考える。

以上の3つの課題(図5)は、今後のレジリエンスデザインの方法論構築に向けた可能性を示すものである。



利用可能な概念・方法論 未来協創や行動変容のため

図5 今後の3つの課題

各課題に対するアプローチについては以下のように考 えている。

「概念確立」のための方法

- ・工学や心理学等との差異化・協同
- ・防災や減災との差異化・協同

・ 具体的な設計・デザイン例のレジリエンスによる読み なおし

「低侵襲調査」のための方法

- ・被災者への負担のない調査方法実例の蓄積
- ・被災者が支援者になる調査の可能性調査
- ・現場でなくとも行うことのできる調査の一般化 「実験によるエビデンスと社会実装化」の方法(図6)
- ・エビデンスの計測・実験方法の設計
- ・文理融合型実験の方法化(環境生理人類学、情報機能工学、デザイン学等での同一対象への複合実験)
- ・社会実装のための行動変容設計方法の検証

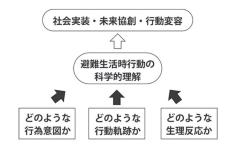


図6 実験によるエビデンスと社会実装化

4.レジリエンスデザインの可能性

レジリエンスデザインは、本報で述べたように学問としても定義としても未成熟ではあるが、様々な実績とそこから導かれた3つの課題に基づきレジリエンスデザインの方法を示した。これまでの取り組みを今後さらに重ねていくことで、レジリエンスデザインの方法論を確立させていく。

また今後は、上述の取り組みによってレジリエンスデザインとは何かという「レジリエンス自身の探究」と、何がレジリエンスデザインかという「あるべき生活の探求」を進める。これまでの事例から、事実の抽出方法としての「認識科学」からの概念構築と、どのような生活

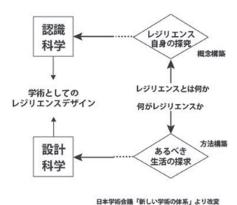


図 7 レジリエンスデザインの学術的可能性

を設計すべきかという「設計科学」からの方法構築のふたつにより、レジリエンスデザインを学術として成り立たせる目標が見いだせた(図7)。

最後に、更なる次の目標を提示する。

イノベーションは認知的バイアスからの脱却である。 脱却のための方法は、技術革新や用途開発に頼る場合が 多い。一方で昨今では、大きなコストを伴う技術開発よ りもより低コストでより確実性の高い行動変容を促すデ ザインが期待されている。行動変容とは、マイナスの反 応を起こさせる社会環境内の要因を減らし、より社会的 にプラスの行動を引き起こそうという応用行動分析から の考え方である。例えば、新薬の開発や新しい治療方法 の研究は重要であるが大きなコストを伴うことも否めな い。一方で、より健康に生きるために運動を行ったり、 喫煙をなくすというような行動の変化が社会的に起これ ば医療費の低下という社会コストの大きな低下が見込ま れる。しかし、人間の行動を変化させることは容易では ない。

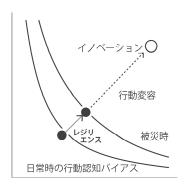


図 8 レジリエンスデザインと行動変容

そこで、人間が自ら生活行動を変化させざるを得ない 被災時のレジリエンス行動を特殊解として読み解き、一 般解としてデザインすることにより、レジリエンスが行 動変容を生む可能性があること(図8)を仮説として今 後の研究課題としたい。

本研究は JSPS 科研費 JP16689728、平成 27-28 年九 州大学 P&P つばさプロジェクト、JST"未来の安心のための災害避難所に関するレジリエンスアシストサービス実装の可能性調査"の助成を受けている。

参考文献

1) 尾方義人, 劉瑾, 末村裕子, レジリエンス デザイン試論, 九州大学芸術工学部 (芸術工学研究) Vol.23, pp.59-, 2015年8月

芸術工学研究

九州大学大学院 芸術工学研究院 紀要

Geijutsu Kogaku: the Journal of Design Kyushu University

2017 | Vol.

27

[目次]

研究論文

19 インターネットによる公衆への大学講義の提供と著作権 - フランス法からの示唆 -

Open Online Courses by Universities and Copyright Law Suggestions from French Law 麻生典 ASO Tsukasa

31 工業化後期のデザインの美学 初期社会主義、ラスキン、モリスの社会思想 Design Aesthetics of the Late Industrial Era Early Socialisms, Ruskin and Morris 古賀 徹 KOGA Toru

研究報告

65 大学とローカルラジオ局の協働が生み出す地域間交流 ~番組とイベントの共同制作を通じた「共感」ベースのコミュニティの生成~

Radio as a Medium for Empathy Based Inter-Regional Community Development : An Action Research Approach

長津結一郎高坂葉月中村美亜尾本章NAGATSU YuichiroKOSAKA HazukiNAKAMURA MiaOMOTO Akira

インターネットによる公衆への大学講義の提供と著作権 - フランス法からの示唆 -

Open Online Courses by Universities and Copyright Law Suggestions from French Law

麻生典1

ASO Tsukasa

Abstract

Under the current Japanese law, it is practically difficult to use the work of others on MOOC (Massive Open Online Course). However, it is not realistic to give university lectures without using any copyrighted works. Therefore, the license agreement would be the only way to solve the problem of using the copyrighted works of others while giving online university lectures. Meanwhile, at present, there are no collective management organizations capable of dealing with licenses, so obtaining licenses also involves various procedural and monetary difficulties in reality. And there is not much prospect that the copyright restriction provisions concerning the use of copyrighted works while giving online university lectures will be established under the Copyright Act. In the future, it is desirable to have collective management organizations for MOOC, and also to develop technologies such as an image retrieval system that enables the detection of the copyrighted works.

1. はじめに

現在、技術発展に伴いインターネットを介した大学講 義の提供が行なわれている。それは一般公衆向けにも展 開され, その代表が MOOC (Massive Open Online Course) である1)。我が国では JMOOC が国内の大学における講義 を配信しているが、累計 165 講座とそれほど活発化して いるとは言えない2)。その背景には様々な理由が考えら れるが、一つの要因として著作権の問題が存在しよう。 講義を行う際には、文章に留まらず絵画・音楽・写真・ 映像など他人の著作物を利用する場合が多々あるものの, インターネット配信を伴う他人の著作物の利用について は, 我が国著作権法上の例外規定の適用はないからであ る (著作権法 30 条以下)。一方で、著作権者から著作物 の利用について個別にライセンスを得るのは手続的及び 金銭的観点から困難を伴うことが明らかとなっている3)。 また,他人の著作物の教育的利用について著作権法 35 条の例外規定を拡大しようという動きはあるものの, 授 業過程における異時の公衆送信に限定して検討され, MOOC については検討されていない4)。

一方,フランスにおいては,他人の著作物の教育的利用に関する権利制限規定は2006年まで存在しておらず,その採用においても限定的な範囲の例外,かつ,補償金の支払いが必要とされた。さらに,我が国と異なり,例外規定に該当しない場合にも一定の範囲において集中管理団体との契約的処理がなされている⁵⁾。こうしたフランスの現状は,今後の我が国の著作物の教育的利用のあり方について示唆を与えるものであろう。

そこで、本稿はフランス法を参照しつつ、著作物の教 育的利用のあり方から、インターネットによる公衆への

連絡先:麻生典,aso@design.kyushu-u.ac.jp

¹ 九州大学大学院芸術工学研究院コンテンツ・クリエーティブデザイン部門 Department of Content and Creative Design, Faculty of Design, Kyushu University

大学講義の提供の際に問題となる他人の著作物の利用について、その解決方法を提示することを目的とする。

2. 日本法の状況

まずは、簡単に我が国の現行著作権法の状況を確認する。

2.1. 教育的利用に関する例外規定

我が国著作権法は、著作物の教育的利用のための権利制限規定を設けている。そこでは、教科用図書等への掲載(著作権法33条)、教科用拡大図書等の作成のための複製等(同33条の2)、学校教育番組の放送等(同34条)、学校その他の教育機関における複製等(同35条)、試験問題としての複製等(同36条)が規定されている。なお、学校その他の教育機関における複製等(同35条)以外は著作権者に補償金が支払われる(同33条2項、同33条の2第2項、同34条2項、営利目的の試験について同36条2項)。

これらの規定は、教育において他人の著作物の利用は 創作を促すという観点から必要であり、教育における権 利制限規定は情報の豊富化という著作権法の趣旨から当 然であると説明される⁶。また、学校教育は国家及び個 人にとって極めて重要であり、教育における著作物の利 用の必要性が高い、ともされている⁷⁾。

インターネットによる大学講義の提供と最も関係するのは著作権法35条2項であるが⁸⁾,そこでは授業が行われている教室以外の他の教室への同時公衆送信を可能とするものの,授業を録画等した後の公衆送信(異時送信)は不可能である⁹⁾。それゆえ,MOOCにおいては他人の著作物を許諾なく利用することは不可能な状態にある。

2.2.引用

こうした規定から、MOOC などのインターネットによる 公衆への大学講義の提供において、他人の著作物を利用 する場合には、著作権法の例外規定としては引用(著作 権法32条)に頼るほかない。

引用については、パロディ・モンタージュ事件最高裁判決¹⁰⁾の影響から、「明瞭区別性」と「主従関係」によって適法性が判断されてきた。もちろん、こうした基準には批判があり¹¹⁾、最近では総合考慮に基づき判断した裁判例も存在する¹²⁾。引用要件を満たす授業資料もあると考えられるが、実務上は最高裁判決の判断基準に従って判断せざるをえない上¹³⁾、最終的に問題が生じた場合には裁判所の判断次第という側面もある。そのため、他人の著作物の利用については、引用に該当しないと扱う大

学すら存在しているという実情がある14)。

2.3. 小括

このように、我が国では MOOC に代表されるインターネットによる大学講義の提供において他人の著作物を利用することは、引用要件に明確に該当する場合を除き、著作権者の許諾なくしては不可能な状況にある。

3. フランスにおける他人の著作物の教育的利用の例外

では、フランスにおいてはどのように他人の著作物の 教育的利用の例外規定が捉えられているのか。歴史的経 緯を含めながら検討する。

3.1.2006 年以前の状況

フランスにおける他人の著作物の教育的利用は,2006年8月1日の法律(Loi n°2006-961 du 1° août 2006,通称「DADVSI 法」) ¹⁵⁾により,権利制限規定内に導入された(知的財産法典 L. 122-5 al inéa 3(e))。しかし,当該例外規定の導入以前においても,他人の著作物の教育的な利用が一切できなかったわけではない。その中でも¹⁶⁾,最も適用可能性が高いのが我が国と同様に引用規定である。

① 引用

フランス知的財産法典 L. 122-5 alinéa 3(a)は「要約及び短い引用が挿入される著作物に対する批評,評論,教育,学術又は報道という性質によって正当化される要約及び短い引用」¹⁷⁾は権利制限に該当すると規定する。ここには「教育的 (pédagogique) 性質」による引用が明示的に含まれており,さらに補償金を支払う旨も定められていないことから,無償で他人の著作物を教育目的で引用することが可能である。そして,何らの媒体制限もないことから,引用が行われる著作物の対象は,書籍等の伝統的な媒体から電子的媒体・インターネット上の著作物も含まれる¹⁸⁾。

条文上の要件としては、「短い引用(courtes citations)」が要求されている。よって、他人の著作物の全体の引用は不可能であり¹⁹⁾、引用は短く(brèf)かつ部分的(partiel)でなければならない²⁰⁾。この「簡潔性(brièveté)」要件の判断においては、引用される著作物の性質²¹⁾、分量²²⁾が考慮される²³⁾。さらに、引用は、引用される著作物及び引用する著作物において、そして、その目的において「部分的(partiel)」でなければならない²⁴⁾。このように、全体の表現を複製しなければならない²⁴⁾。このように、全体の表現を複製しなければならない著作物(例えば、絵画、写真、彫刻等)の場合には、我が国とは異なりフランスでは引用規定を利用すること

はできない²⁵⁾。

以上から,教育目的において引用規定を用いて他人の 著作物を利用することは,フランス法においてはその対 象によっては困難な状況にあった²⁶⁾。

② 他人の著作物の教育的利用

一方で、歴史的には、引用規定の存在にかかわらず、 他人の著作物の教育的利用については著作権侵害とはな らないとする裁判例も見られた。

例えば 1829 年 1 月 29 日の破毀院判決では「軍事学校長の命令により、学内で教授される内容に関係するものであり出版されているあらゆる書物からの抜粋の教育用教材を作成し配布したという事実は、王立院 (Courroyale)によって判断されたように、例えばフェンシングに関する教科書のような、抜粋が作成された書物を侵害しない」とされている²⁷⁾。

しかしながら、こうした裁判例に対して学説は一貫して反対してきた²⁸⁾。なぜなら、このような書籍からの抜粋という行為を認めることは、教育用著作物の著作者に利益をもたらすはずの当該著作物の重要な部分を著作者から奪うことになり²⁹⁾、教育用著作物の著作者の所有を無意味なものとするからである³⁰⁾。

③ DADVSI 法以前の国際的状況

一方で、フランスを取り巻く国際的状況はどうであっ たのか。

(i) 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 ベルヌ条約 10 条 2 項は「文学的又は美術的著作物を, 授業用に、出版、放送、録音又は録画の方法でその目的 上正当な範囲内において適法に利用することについては、 同盟国の法令又は同盟国間の現行の若しくは将来締結さ れる特別の取極の定めるところによる。ただし、そのよ うな利用は、公正な慣行に合致するものでなければなら ない」と規定する。

条文上は詳細な要件は規定されていないが、ベルヌ条約附則3条との関係から、可能であるのは著作物全体の利用ではなく抜粋にかぎられる³¹⁾。なお、条約上は教育的利用の例外について補償金を著作権者に支払うことは義務付けられてはいない³²⁾。

(ii) 著作権に関する世界知的所有権機関条約

著作権に関する世界知的所有権機関条約においては、 明文規定は存在しないものの、その前文において「ベルヌ条約に反映されているように、著作者の権利と特に教育、研究及び情報の入手のような広範な公共の利益との間の均衡を保つ必要があることを認め」とされ、教育目 的の利用については著作者との権利の調整が必要である とされている。

(iii) 情報社会における著作権及び関連権の一定の側面 の調和に関する 2001年5月22日の欧州議会及びEU理 事会の指令 2001/29/EC (以下,情報社会指令と称する)

2001年の情報社会指令の5条3項a)は「非商業的目的によって正当化される領域において,不可能でない限り著作者の氏名を含む出所が表示されるという留保の下で,教育または学術的探求の範囲で説明を唯一の目的とする使用に関する場合」には著作権を制限することが可能であるとする。

(iv) 小括

以上のように、条約や指令においては、他人の著作物 の教育目的における利用に関する権利制限規定の導入は、 各国の自由裁量に委ねられていた。

3.2. DADVSI 法における立法経緯

こうした状況において、著作物の教育目的のための利用の例外については 2006 年の DADVSI 法によってフランス法に導入された。しかし、当該導入はすんなりと行われたわけではない。2001 年の情報社会指令の国内法化に関して 2003 年から検討された政府提案法案³³⁾の段階では、当該教育的例外の提案は全て拒絶されていたのである。

政府提案法案における教育的例外の最初の提案は、社会党の C. Paul 下院議員によるものである。そこでは商業的活動を行わない研究教育機関のために例外規定の導入が提案されたが、教育省と関係出版社との契約で処理すれば足りるとして拒絶された³⁴。

2回目の提案は国民運動連合の J.-P. Garraud 下院議員による提案である。そこではフランス国立行政学院(ENA)などの官僚養成教育機関による利用のために教育的例外が提案されたが、そうした例外の導入は著作権法という法的建造物の総体の一貫性を不安定化するものとして拒絶された³⁵⁾。

この後,再度下院でも C. Paul 下院議員からの教育的例外規定の導入が提案されていたが,こちらも契約で処理すれば足りるとして拒絶されている³⁶。

しかし、2006年4月12日のM. Thiollière 上院議員の報告における教育的例外導入の再提案から急に風向きが変わった。その提案理由では、著作物の教育的利用について政府による契約的処理の対応が十分ではなく³⁷⁾、当該契約的処理における合意についても、例えば音楽については 30 秒しか利用できないなど非常に制限的であっ

たことがあげられている $^{38)}$ 。この提案はこれまでのように拒絶されることはなく、両院の議員から構成される文化担当委員会(commission des Affaires culturelles)の名の下に M. Thiollière 上院議員によって報告され、 2006 年5月4日には上院で採択された $^{39)}$ 。そして6月22日に両院同数合同委員会(commission mixte paritaire)の協議を経て $^{40)}$,6月30日の両院の議決を経てフランス法に導入されることとなった。このように、教育的例外規定については、突然の変遷から具体的な条文の文言も含めて実質2ヶ月程度で立法されたことになる。

こうした立法経緯から、フランスにおける教育的例外規定の導入についての突然の変遷について、明確な立法理由を見出すことは難しい⁴¹⁾。当該教育的例外が採用された根拠は一般的利益(intérêt général)に基づくと説明されているが⁴²⁾、一般的利益に基づいて著作権が制限されるとしても、一般的利益は何も教育に限られるものではなく、著作権と公衆の権利(droit du public)の調整は常に困難であるからである⁴³⁾。

その意味で、当該規定の導入は 2001 年の情報社会指令を重視して欧州全体の調和を志向するものとして導入されたに過ぎず⁴⁴、フランスにおいては教育的例外の導入について十分な理論的検討はなされていなかったと言えよう⁴⁵。

3.3.要件

以上の立法過程を経て、DADVSI 法によって知的財産法典 L.122-5 alinéa 3(e)に「著作物(教育目的のために作成される著作物、楽譜及び文書のデジタル版のために作成される著作物を除く)の抜粋の上演・演奏又は複製であって、教育及び研究(あらゆる遊び又は娯楽の活動を除く)の範囲内においてもっぱら説明を目的とするもの。ただし、直接関係する生徒、学生、教員または研究者で大半が構成される公衆にこの上演・演奏またはこの複製が提供され、その上演・演奏又は複製の使用が何らの商業的利用ももたらさず、その使用が L.122-10 にいう複写複製権の譲渡を害することなく包括額を基礎として交渉された報償に基づいて補償される場合に限る。」と教育的例外規定が導入された46。

このように、教育目的による例外は、特に高等教育機関に限ることなく、初等・中等教育機関も対象としている⁴⁷⁾。以下、各要件について検討する。

① 対象

教育的利用の例外には、その対象物に例外がある。す なわち、教育目的のために作成される著作物、楽譜及び 文書のデジタル版のために作成される著作物は、たとえ 教育目的のためでも利用することはできず、これらの利 用は原則通り著作権を侵害する。以下、順に検討する。

(i) 教育目的のために作成される著作物

まず,教育目的のために作成される著作物が除かれる。よって、一般的な教科書やドリルのようなものは教育目的であっても利用できない⁴⁸⁾。しかし、教育目的がどの程度あれば教育目的のために作成される著作物とされるのか、一部に教育目的が看取できる辞書や百科辞典などが教育目的のために作成される著作物に含まれるのかなどは明らかにされていない⁴⁹⁾。

(ii) 楽譜

次に、楽譜の利用が除かれる。楽譜の利用が除かれるのは、楽譜に関する出版業界の脆弱性の考慮を要請したロビー活動の結果であるとされる 50 。

(iii) 文書のデジタル版のために作成される著作物

最後に、文書のデジタル版のために作成される著作物が除かれる。例えば、CD-ROM, DVD, インターネット上などに記録されたデジタル文書である。この例外は、「デジタル領域における創造の将来を保証する」⁵¹⁾ためであると説明される。なお、紙媒体が発行され、電子媒体も作成された場合について本要件に該当するか学説は分かれており、その場合でも当該文書のデジタル版のために作成される著作物に該当するとする立場と⁵²⁾、該当しないとする立場がある⁵³⁾。

(iv) 小括

総括的には、このような3つの例外が規定されたのは、最も脆弱な出版セクターを保護するためであるとされる⁵⁴⁾。

② 抜粋

著作物の利用は著作物全体の利用であってはならず、「抜粋 (extrait)」でなければならない。これは上院での「短い著作物 (courts œuvres)」という提案から修正されたものである⁵⁵⁾。上院の議論においては、例えば日本の俳句は一部の抜粋では利用価値をなさないという主張もあったが⁵⁶⁾、結局「抜粋」という要件が設けられることとなった。

先に述べたように引用においては「短い引用 (courtes citations)」という要件が設けられていることから、当該要件との関係が問題となる。「抜粋」という用語は「短い引用」という用語と比較して必ずしも抜粋が短い必要はないことから、引用に比べ著作物の分量は多く利用することが可能であると解釈されている570。とはいえ、結

局引用要件と同じように分量等を考慮せざるをえず,不明確性は引用と同様であるとの指摘もある⁵⁸⁾。

③ 教育及び研究の範囲内においてもっぱら説明を目的とするもの

教育的利用は、教育及び研究の範囲内においてもっぱら説明を目的とするものでなければならない。そのため、学校教育の範疇であっても、バザー、学園祭、演劇のための利用は不可能とされている59。

では、インターネット教育 (e-learning) における他人の著作物の利用は教育のための利用と言えるのか。この点については、肯定的見解と⁶⁰⁾、否定的見解の両者が示されている。前者の立場は 2001 年の情報社会指令の前文 42 が遠隔学習を考慮していることを根拠とし⁶¹⁾、後者の立場は、例外は厳格に解されるべきこと、デジタル著作物は購入またはライセンス条件に服するのが通常であることを理由とするが⁶²⁾、後者の立場にたっても講義の同時配信は通常の講義と変わらないとする立場もある⁶³⁾。

④ 商業的利用でないこと

教育的利用は商業的利用であってはならない。これは, 2001 年の情報社会指令5条3項a)の規定を援用したもの である 64 。

⑤ 提供の相手方

教育的利用の相手方は、「大半が(majoritairement)」学生・教員等によって構成されていなければならない。これは法案提案段階では「厳格に(strictement)」されていたが、修正され「大半」とされたものである⁶⁵⁾。厳密に学生・教員等に限ることは現実的ではなく、他者を招いた会議なども対象となるように修正提案されたようである⁶⁶⁾。しかし、学説では一般に公開される学術会議などで当該規定が適用されるかは不明確なままであると指摘されている⁶⁷⁾。教育的例外は限定的に解すべきという立場からは、従来の「厳格に(strictement)」に近い「もっぱら(exclusivement)」という文言を採用すべきであったとの批判もある⁶⁸⁾。

⑥ 行為

対象となる行為は著作物の複製(reproduction)と上演・演奏(représentation)である⁶⁹⁾。ただし、紙媒体に関する複製については、知的財産法典 L. 122-10 が別個に著作物の発行と同時に複写複製権を強制的に集中管理団体(CFC)に譲渡させ、利用者が当該団体と契約し著作権者に補償金を支払うことによって著作権侵害を回避するシステムが存在する⁷⁰⁾。そのため、教育的利用の複製については紙媒体以外の複製行為が教育的例外の対象と

なる71)。

(7) 補償

当該教育的利用に際しては、著作権者に補償金を支払うことが条件とされている。補償金は2001年の情報社会指令では要件とされていないものの⁷²⁾、著作権者の利益を犠牲にしてまで教育という政策的コストを国家に免れさせる必要はないという理由から採用されたものである⁷³⁾。また、立法過程からは、スリーステップテストに反しないようにするために補償金制度を導入したという意図も見て取れる⁷⁴⁾。ただし、こうした補償金の支払いを課す教育的例外制度の導入は、財政的基盤が強固ではない教育機関にとっての負担であり、システムのあり方として疑問を示す見解も存在している⁷⁵⁾。

要件としては「交渉された報償(rémunération négociée)に基づく補償 76 」の支払いが要件とされているため 77)、本例外規定は一般的に「法定許諾(licence légale)」であると理解されている 78 。一方で、法は何らこの補償金の性質について規定しておらず、「交渉された報償に基づく補償」が存在しない場合、すなわち、補償金に関する交渉が失敗に終わった場合には、本例外規定の適用は受けられないとする見解も存在する 79)。

なお、当該補償については複写複製権の強制集中管理における補償(知的財産法典 L. 122-10)を害さないものとされている。よって、当該複写複製に対する補償金と教育的利用に対する補償金は両立することとなる⁸⁰⁾。

3.4. 契約による処理

実は、こうした例外規定の導入以前から、各分野の権利者団体(任意の集中管理団体)と国民教育省との間で著作物の教育的利用に関する合意が検討されてきた。この教育的例外の合意のための交渉は 2003 年に始まったが、そこには、DADVSI 法制定の気配を受けて、著作権の排他権を保持し教育的例外規定の導入を阻止しようという意図があったようである⁸¹⁾。当該交渉は 2006 年 2 月 27 日には合意に達していたが⁸²⁾,当該合意では著作物の教育的利用について不十分であったことが教育的例外を規定する理由の一つとなったことは、立法経緯で指摘した通りである。しかし、この合意は尊重されなかったわけではない。合意の期限は2008年12月31日までであり、当該合意と齟齬が生じないように DADVSI 法による教育的例外規定の施行は2009年1月1日とされたのである⁸³⁾。

そのため 2009 年からは, 当該教育的例外規定の導入を受けて, その内容を踏まえた合意が新たに締結されている。その合意は官報に掲載され⁸⁴⁾, 教育的例外の利用に

関する実施要件を定め、かつ、当該例外規定外の利用条件について定めている。それゆえ、教育的例外規定に該当しない場合にも、当該合意の範囲内であれば教育目的で他人の著作物を利用することが可能である。

この合意の概要については既に我が国で紹介があるので⁸⁵⁾,ここでは、書籍等の利用に関する合意を参照して⁸⁶⁾,本稿の目的と関係する点の指摘に留める。

当該合意において,教育的利用における「抜粋」は「著作物の総体において創造に置き換え可能でなく,合理的な規模の著作物の一部又は断片である」(合意 4.1.5 条)⁸⁷必要があるとされている⁸⁸。ただし,この解釈は裁判所で示されたものではなく,あくまで当該合意内での抜粋の解釈にすぎない⁸⁹。

一方で、合意においては教科書等の教育的例外規定の対象外の著作物についても利用が認められている。例えば教科書からの抜粋については、連続4ページを超えず全体の 10%を超えない等と規定されている(合意 4.2.1 条)。教科書はそもそも教育的例外規定の対象外であることから、抜粋の範囲について当事者間の合意で自由に設定が可能である。

インターネットを通じた利用については、その相手方が学生・教員等であることが必要とされ(合意 3.1.1条)、MOOC のように一般公衆を対象とするものは合意には含まれていない。

また、当該合意は、あくまで任意の集中管理団体と国民教育省・大学学長会議との合意である。よって、合意の範囲外、例えば集中管理団体に管理を委託していない著作権者の著作物は、合意は対象としていない⁹⁰⁾。契約外の著作物を利用したい場合は、特に法は契約対象者を定めていないことから⁹¹⁾、利用者が個別に著作権者と補償金額の交渉を行うということになる⁹²⁾。

3.5.2013 年改正

本教育的例外の規定は 2013 年法 (Loi n°2013-595 du 8 juillet 2013) によって改正された。この改正は, 2006年法における疑義を解消することを意図したものである⁹³⁾。

知的財産法典 L122-5 alinéa 3(e)は「著作物(教育目的のために作成される著作物及び楽譜を除く)の抜粋の上演・演奏又は複製であって、教育及び研究(あらゆる遊び又は娯楽の活動を除く)の範囲内においてもっぱら説明を目的とするもの。そこには、教育の延長において行われる試験または選抜試験の問題の作成と頒布目的のものも含まれる。ただし、デジタル作業空間を介する場

合も含み、この上演・演奏または複製を必要とする教育、研修行為または研究活動と直接関係する生徒、学生、教員または研究者で大半が構成される公衆にこの上演・演奏またはこの複製が提供され、この上演・演奏またはこの複製がこのように構成された公衆を超えて第三者への公表または頒布の対象とはならず、その上演・演奏又は複製の使用が何らの商業的利用ももたらさず、その使用が第122-10条にいう複写複製権の譲渡を害することなく包括額を基礎として交渉された報償によって補償される場合に限る」と改正された940。

本稿との関係で注目すべきはデジタル空間における複製等が可能となった点であろう。これはインターネットを利用した教育が広く行われていることに対応するものと説明される⁹⁵⁾。このように,2013年改正により,従前疑義があった e-learning が教育的例外に該当することが明確化された。また,これに合わせて,文書のデジタル版のために作成される著作物の例外も,電子的リソースの利用を可能とするために削除された⁹⁶⁾。

ただし、こうした改正を経てもなお著作物の利用の相手方は大半が教員・生徒等である場合に限られ、MOOCにおける他人の著作物の利用は教育的例外規定の対象とはされていない。

4. フランス法からの示唆

以上のように、フランスにおいては、2006年のDADVSI 法により他人の著作物の教育的利用に関する例外規定が 一般的利益の名の下に設けられた。その補償金の支払い については任意の集中管理団体と国民教育省・大学学長 会議との合意に基づいて一括で支払われ、その範囲内で 利用できる著作物については各権利者団体のホームペー ジで確認できる。さらに、教科書等の教育的例外に該当 しない他人の著作物の利用についても包括的に合意がさ れており、その利用に対する補償金も教育的例外の補償 金と区別されていないことから、利用者は何ら追加の手 続き・支払いを要しない。

このように、フランス法の特徴は、任意の集中管理団体との契約により、その合意の範囲内での利用であれば、教育的例外規定の範囲内・外を問わずに包括的に利用できるところにある。条文の文言解釈の不明確性を残さず、合意の範囲内であれば他人の著作物を自由に利用できる点で非常に有益である⁹⁷⁾。著作権者には補償金が保証され、強制的な集中管理でもないことから、著作権者の利益に高い配慮が見られ、その制度設計は我が国でも十分

に検討に値する。

このような制度を参照すると、我が国における今後の 教育的例外の制度設計としては,(i)無償の権利制限規定 を導入する、(ii)フランス法のように補償金を伴う例外 規定を導入した上で包括的利用を含め合意形成を図る、 (iii)従来通り個別のライセンス契約で対応する,という 選択肢がありえる98)。この点、無償の権利制限について は著作権者の利益を害する可能性が高く, スリーステッ プテストとの関係からも問題を生じかねない。一方,個 別のライセンス契約では利用範囲などについて合意内容 が十分ではないことが多々あることは、フランスの立法 過程が示している。一定範囲での例外適用の要件を法で 定めた上で著作権を排他権から補償金請求権に転換させ, その範囲外には排他権行使の余地を残しつつ包括的利用 の合意を図るフランスの状況は、著作権者の利益と教育 の利益を調整した教育的例外規定として望ましい姿であ ろう。

フランス法からの示唆としては、MOOC についても教育的例外規定を法で定め、集中管理制度に基づき一定の補償金を著作権者に支払うという方策(法定許諾)もありえる⁹⁹⁾。しかし、MOOC にそうした制度を採用するには、さらなる正当化事由が必要であろう。教育が社会一般の利益に資するものだとしても、教育機関に所属しない者(一般公衆)に著作権を制限してまで教育を提供する必要があるのかという問題は残るからである。結局は、教育が社会一般に与える利益と著作権者の利益との利益衡量の問題に帰することになるが、そうした利益衡量の分析には、そもそも「教育とは何か」、さらには「大学とは何か」という高等教育機関としてのあり方が問題とされよう¹⁰⁰⁾。結局のところ、MOOC については、将来的にも従来通りライセンス契約で処理すれば足りるという方向性も十分ありえるところである¹⁰¹⁾。

MOOC については現在のところフランスでも教育的例外の対象とはされていない¹⁰²⁾。その意味では我が国の現状と MOOC に関する限り異なるところはないが,教育的例外に該当しない利用についても包括的に利用を認める合意が権利者団体と国民教育省等との間に存在することか

ら、MOOC についても当該合意形成は当事者間の個別のライセンス契約よりもはるかに容易であろう。それゆえ、MOOC については今後もライセンス契約で権利処理を行うという立場を選択するのであれば、我が国でも MOOC における他人の著作物の利用に関して十分に対応できる集中管理団体(著作権等管理事業者)の存在が強く望まれる¹⁰³⁾。

5. おわりに

我が国の現行法において、MOOC で他人の著作物を利用 することは事実上困難な状況にある一方, 大学の講義に おいては他人の著作物を一切利用せず講義を行うという ことも現実的ではない。そのため、インターネットによ る公衆への大学講義の提供における他人の著作物の利用 はライセンス契約以外では解決できない。一方で、対応 可能な集中管理団体が存在していると言えない現時点で は、ライセンスを得ることも現実には手続的及び金銭的 に様々な困難が伴う。そして、インターネットによる公 衆への大学講義の提供における他人の著作物の利用に関 して, 著作権法における権利制限規定創設の見通しも立 っていない。そのため、インターネットによる大学講義 の提供については、現状、画像検索システム等の開発に よって他人の著作物を発見可能とする技術開発により, 技術的な側面から授業資料における著作権侵害を未然に 防ぐ方策を考えることが重要となろう104)。

[附記] 本研究は、「九州大学教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト(P&P):つばさプロジェクト-インターネットによる大学講義の提供-法解釈と技術による課題解決の模索と大学経営への示唆-」、及び電気通信財団長期海外研究援助「クラウド技術と法的諸問題」の研究成果の一部である。

脚注

- 1) MOOC の現状に関する調査として,大学 ICT 推進協議会「平成 26 年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業 MOOC 等を活 用した教育改善に関する調査研究」(2016 年 3 月(第 4 版)) がある。
- 2) JMOOCメルマガ 2017年1月年初号(なお、受講者等については当該メールマガジンでJMOOC登録学習者数:27.9万人,延べ登録学習者数:66.7万人とされている)。例えばアメリカではスタンフォード大学で提供されている講義だけでも140講座を数える(https://www.class-central.com/university/stanford,2017年5月30日確認)。
- 3) 株式会社電通「平成 26 年度文化庁委託事業 情報化の進展に対応した著作権法制の検討のための調査研究事業 ICT 活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究報告書」(2016年3月) 20頁。
- 4) 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会「文化審議会 著作権分科会法制・基本問題小委員会報告書(案)」(平成29年) 80頁注142では、「今回の検討では、MOOC等の大規模一般人向 け公開講座については教育関係者からも権利制限ではなくライセ ンスによる対応を前提とした要望がなされているため、権利制限 規定の整備に関する検討は特段行っていない」としている(http:// www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h29_01/pdf/ shiryo_2.pdf,2017年5月30日確認)。
- 5) フランス法の簡単な紹介については、電通・前掲注(1)122 頁以 下、井奈波朋子「フランスにおける教育現場での著作物の使用」 コピライト 665 号 (2016 年) 20 頁以下、文化審議会著作権分科会 法制・基本問題小委員会・前掲注(4)95 頁以下。
- 6) 中山信弘『著作権法』(有斐閣, 第2版, 2014年) 331頁。
- 7) 同上 334 頁。
- 8) 立法過程についての簡単な紹介は半田正夫=松田政行『著作権 法コンメンタール2』(勁草書房,第2版,2015年)291頁以下[茶 園成樹]参照。
- 9) 加戸守行『著作権法逐条講義』(著作権情報センター, 六訂新版, 2013 年) 285 頁。ただし, この点については, 補償金を伴う権利 制限規定を創設する改正が予定されている (文化審議会著作権分 科会法制・基本問題小委員会・前掲注(4)81 頁以下)。
- 10) 最判昭和55年3月28日民集34巻3号244頁。
- 11) 上野達弘「引用をめぐる要件論の再構成」半田正夫古稀記念『著作権法と民法の現代的課題』(法学書院, 2003年) 307頁。
- 12) 例えば,知財高判平成22年10月13日判時2092号135頁[鑑定 書事件]。
- 13) 特に主従関係が問題となるようである(平成27年7月24日文 化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(第2回)におけ る議論を参照, http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/ chosakuken/hoki/h2702/, 2017年5月30日確認)。
- 14) 東京大学における MOOC の提供はそのような考えで権利処理を している (電通・前掲注(1)26 頁以下)。
- 15) Droit d'Auteur et Droit Voisins dans la Société de l'Informationの頭文 字をとったものである。以下 DADVSI 法と称する。
- 16) その他, 私的利用 (知的財産法典 L.122-5 alinéa 2), 学問上の集会における演説の放送等 (同 L.122-5 alinéa 3c)), リバースエンジニアリング (同 L.122-6-1III) などが考えられる (C.Geiger, F.Macrez, A.Bouvel, S.Carre, T.Hassler et J.Schmidt, 'Quelles limites au droit d'auteur dans la société de l'information? Réponse au Livre vert sur 《le droit d'auteur dans l'économie de la connaissance》', *Prop. Intell.*, 2009, n°32, p.239, C.Alleaume, 'Les exceptions à des fins d'enseignement et de recherche en droit français', A.Lucas, P.Sirinelli et A.Bensamoun, *Les*

- exceptions au droit d'auteur, Dalloz, 2012, p.138.) o
- 17) 条文については、公益社団法人著作権情報センター (CRIC) の 外国著作権法フランス編を参照しつつ、原文と対比して適宜修正 を加えている (http://www.cric.or.jp/db/world/france.html, 2017 年 5 月 30 日確認)。
- 18) M.Dupuis, 'Le droit de citation des œuvres et le régime de l'exception pédagogique', RLDI, n°40, 2008, p.62.
- 19) 例えば, Cass. civ.I, 13 avril 1988, Bull civ.I, n°96, p.65。
- F.Pollaud-Dulian, Le droit d'auteur, Economica, 2éd., 2014, n°1213, p.855.
- 21) Cass. civ.I, 26 mai 2011, RIDA, juillet 2011, p.469.
- 22) TGI Paris, 14 septembre, 1994, RIDA, octobre 1995, p.407.
- 23) F.Pollaud-Dulian, $op.cit.(n^{\circ}20)$, $n^{\circ}1213$, p.855.
- 24) F.Pollaud-Dulian, op.cit.(n°20), n°1214, p.856.
- 25) M.Dupuis, op.cit.(n°18), p.62.
- 26) 教育現場では著作権侵害が生じていたものの、著作権者が権利 行使してこなかったに過ぎないとされる(A.Granchet, 'Non à 《l'exception à finalité pédagogique》!', *Comm. com. électr.* 2005, Focus, n°255, p.4, C.Geiger, F.Macrez, A.Bouvel, S.Carre, T.Hassler et J.Schmidt, *op.cit.*(n°16), p.240, C.Alleaume, *op.cit.*(n°16), pp.139 et s.)。
- 27) Req. 29 janv. 1829, Muller c/ Durfort, Recueil général des lois et des arrêts, I^{re} série, 1791-1830, 9^e volume - An 1828-1830, p.224.
- 28) A.R.Bertrand, Dalloz action Droit d'auteur, Dalloz, 2010, n°111.42.
- A-C.Renouard, Traité des droits d'auteurs dans la littérature, les sciences et les beaux arts, librairie Jules Renouard, 1838, t.2, p.46.
- 30) J.A.Gastambide, Traité théorique et pratique des contrefaçons en tous genres, Legrand et Descauriet, 1837, n°71, p.122, E.Blanc, Traité de la contrefaçon et de sa poursuite en justice, 4éd., 1855, Henri poln et Cosse, p.168 et s., A.Rendu et C.Delorme, Traité pratique de droit industriel, 1855, Cosse, n°812, p.409.
- H.Desbois, A.Françon et A.Kerever, Les Conventions internationales du droit d'auteur et des droits voisins, Dalloz, 1976, p. 203.
- 32) H.Desbois, A.Françon et A.Kerever, *op.cit.*(n°31), p.202, P.Tafforeau, 'Les exceptions à la propriété littéraire et artistique aux fins de recherche et d'enseignement', Cahiers Droit, Sciences & Technologies 3, CNRS, 2010, n°8, p.137. 「公正な慣行に合致」という文言から著作権者に補償金の支払いが含まれているとする立場として、W.Nordemann, K.Vinck et P.-W.Hertin, *Droit d'auteur international et droits voisins*, Bruylant, p. 113, A.R.Bertrand, *op.cit.*(n°28), n°111.43.
- 33) Projet de loi relatif au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information, n°1206, déposé le 12 novembre 2003, Art.1 (http://www.assemblee-nationale.fr/12/projets/pl1206.asp, 2017 年 5 月 30 日確認: フランスでは議会資料がアーカイブ化されていることから, 両院のアーカイブの出典を表示する。以下同じ。)。
- 34) Commission des lois constitutionnelles de législation et de l'administration générale de la république, Mardi 31 mai 2005 (http://www.assemblee-nationale.fr/12/cr-cloi/04-05/c0405037.asp, 2017 年 5 月 30 日確認)。
- 35) ibia
- 36) T.Desurmont, 'La transposition en France de la directive 2001/29/CE sur l'Harmonisation de certains aspects du droit d'auteur et des droits voisins dans la société de l'information', *RIDA*, 2006, p.127. 下院の議論では教育的例外そのものの導入の拒絶よりは、当該例外を無償で導入することに反対が強いように思える(Discussion en séance publique, 3° séance du mardi 20 décembre 2005 et 2° séance du mercredi

- 21 décembre 2005 における M.le Ministre 発言, http://www.assemblee-nationale.fr/12/cra/2005-2006/107.asp, 2017 年 5 月 30 日確認)。
- 37) 2006年2月27日には著作物の教育的利用について国民教育省と 集中管理団体との契約が成立していた (A.Granchet, 'L'exception d'enseignement et de recherches', Légipresse, n°254, 2008, pp.129 et 132).
- 38) Rapport de M.Thiollière, n°308, Sénat, Session Ordinaire de 2005-2006, p.121.
- 39) Sénat, Discussion en séance publique au cours des séances le 4 jeudi 2006 (http://www.senat.fr/seances/s200605/s20060504/s20060504003. html#R1bis, 2017 年 5 月 30 日確認). 法案については, Projet de loi relatif au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information, modifié en 1ère lecture par le Sénat le 10 mai 2006, TA n°88, (http://www.senat.fr/leg/tas05-088.html, 2017 年 5 月 30 日確認)。 A.Granchet, *op.cit.*(n°37), p.129.
- 40) Rapport déposé le 22 juin 2006 par M.Vanneste rapporteur, sous le n°3185 à l'Assemblée nationale et par M.Thiollière rapporteur, sous le n°419 au Sénat. 法案については Projet de loi, modifié par le Sénat, relatif au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information, n°3081, déposé le 11 mai 2006 を参照 (http://www.assemblee-nationale.fr/12/projets/pl3081.asp, 2017 年 5 月 30 日確認)。
- 41) 上院においては国際社会におけるフランスの高等教育の競争力のための規定だと説明されたこともある (Sénat, Discussion en séance publique au cours des séances le 4 jeudi 2006, Mme Catherine Morin-Desailly 発言, http://www.senat.fr/seances/s200605/s20060504/s20060504003.html#R1bis, 2017年5月30日確認)。
- 42) T.Azzi, 'La loi du 1er août 2006 relative au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information ou le monopole préservé', *Comm. com. électr.* 2006, étude 16, n°8, p.9. 上院においてもそうした発言を見出すことができる(Sénat, Discussion en séance publique au cours des séances le 4 jeudi 2006, Mme Marie-Christine Blandin 発言, http://www.senat.fr/seances/s200605/s20060504/s20060504003. html#R1bis, 2017 年 5 月 30 日確認)。
- 43) C.Alleaume, 'Les exceptions de pédagogie et de recherche', Comm. com. électr. 2006, étude 27, n°3 et 4, p.14. 同旨として, A.Lebois, 'Les exceptions à des fins de recherche et d'ensignement, la consécration?', RLDI, supplément au n°25, 2007, p.19。DADVSI 法以前から教育的例外規定の導入に反対していたグランシェは、教育という知識や文化の伝播も著作権も共に一般的利益であるとし、教育的例外の導入ではなく個別の契約で対応すべきとする(A.Granchet, op.cit.(n°26), p.4. より詳しくは A.Granchet, 'Enseignement et droit d'auteur', Comm. com. électr. 2005, étude 42, p.23 et s.)。
- 44) Rapporteur M.Thiollière, JO Sénat CR, 4 mai 2006.
- 45) 国民教育という「ロビー活動」を満足させるための例外、とすら評される (F.Pollaud-Dulian, op.cit.(n°20), n°1258, p.882.)。
- 46) 同時に、著作隣接権についても(知的財産法典 L.211-3 alinéa 3)、 データベースについても(同 L.342-3 alinéa 4) 同様の例外規定が設 けられたが、その導入趣旨は本質的に著作権の場合と相違しない ことから、本稿では検討対象とはしない。
- 47) Sénat, Séance du 4 mai 2006, Droit d'auteur et droits voisins dans la société de l'information, M.Thiollière の発言では「高等教育機関に限定されない教育的例外」とされている。
- C.Alleaume, 'L'exception de pédagogie et de recherche', Légicom, n°39, 2007, p.53.

- 49) M.Dupuis, op.cit.(n°18), p.63.
- M.Vivant, 'Les exceptions nouvelles au lendemain de la loi du 1^{er} août 2006', D. 2006, p.2161, C.Alleaume, op.cit.(n°48), p.53.
- 51) Sénat, Commission des affaires culturelles, 4 avril 2006, audition de M.R.Donnadieu de Vabres, ministre de la Culture et de la Commission (https://www.senat.fr/compte-rendu-commissions/20060403/cult.html, 2017 年 5 月 30 日確認).
- 52) C.Alleaume, op.cit.(n°48), p.54.
- 53) A.Lebois, op.cit.(n°43), p.20. 本来的に (ab origine) 電子的な書類が含まれる立場として P.Tafforeau, op.cit.(n°32), p.148。
- 54) A.Lebois, op.cit.(n°43), p.20.
- 55) F.Pollaud-Dulian, Chroniques, RTD.com., 2006, p.801.
- 56) C.Alleaume, *op.cit*.(n°48), p.54. Discussion en séance publique au cours des séances le 4 jeudi 2006, M.Ralite 発言を参照 (http://www.senat.fr/seances/s200605/s20060504/s20060504003.html#R 1bis, 2017 年 5 月 30 日確認〉。
- 57) C.Alleaume, op.cit.(n°48), p.54, A.Lebois, op.cit.(n°43), p.19,
 M.Dupuis, op.cit.(n°18), p.64, A.Granchet, op.cit.(n°37), p.129,
 P.Tafforeau, op.cit.(n°32), p.143.
- 58) A.Granchet, op.cit.(n°37), p.129.
- 59) F.Pollaud-Dulian, op.cit.(n°55), p.801, C.Alleaume, op.cit.(n°48), p.55, A.Lebois, op.cit.(n°43), p.20, M.Dupuis, op.cit.(n°18), p.66, P.Tafforeau, op.cit.(n°32), p.148.
- 60) M.Thiollière 上院議員の報告においても肯定されている (Rapport, p.121)。
- 61) A.Lucas et P.Sirinelli, 'La loi n°2006-961 du 1er août 2006 relative au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information: premières vues sur le texte promulgué à l'issu de la censure du Conseil constitutionel.', Prop.intell., 2006, n°20, p.312, M.Dupuis, op.cit.(n°18), p.66, F.Pollaud-Dulian, op.cit.(n°55), p.802, A.Lebois, op.cit.(n°43), p.20, C.Geiger, F.Macrez, A.Bouvel, S.Carre, T.Hassler et J.Schmidt, op.cit.(n°16), p.241, A.Lucas, JC.Prop.litt.artis. Fasc.1248, n°73.
- 62) 情報社会指令5条3項n)は、「購入またはライセンス条件に従わない」所蔵品の例外規定を定めている。
- (C.Alleaume, op.cit.(n°48),p.55)。
- 64) A.Granchet, op.cit.(n°37), p.130.
- A.Lucas et P.Sirinelli, op.cit.(n°61), p.313, A.Lucas, JC, Prop.litt. artis. op.cit.(n°61), Fasc.1248, n°73.
- 66) Discussion en séance publique au cours des séances le 4 jeudi 2006 に おける議論を参照(http://www.senat.fr/seances/s200605/s20060504/s20060504003.html#R1bis, 2017年5月30日確認)。
- 67) A.Granchet, *op.cit*.(n°37), p.130. そのような学術会議も対象になるとする立場として、例えば M.Dupuis, *op.cit*.(n°18), p.63。
- F. Pollaud-Dulian, op.cit.(n°55), p.802, P.Tafforeau, op.cit.(n°32), p.149.
- 69) 「上演・演奏 (représentation)」には、我が国でいう公衆送信も 含まれる。
- 70) 教育的利用の例外は集中管理ではあるものの,あくまで任意の 集中管理であり (P.Masseron, 'L'exception de pédagogie et de recherche', Légicom, n°39, 2007, p.60),強制的集中管理ではない点で相違する。
- 71) 例えば電子的複製などが教育的例外の対象となる (A.Lebois, op.cit.(n°43), p.20)。
- 72) A.R.Bertrand, op.cit.(n°28), n°111.44.
- 73) C.Geiger, 'La loi du 1er août 2006, une adaptation du droit d'auteur aux

- besoins de la société de l'information', *RLDI*, 2007, n°25, p.71. なお, 例外規定を提案した M.Thiollière 上院議員は補償金の支払いは「衡平 (équité)」に基づくとする (Sénat, Discussion en séance publique au cours des séances le 4 jeudi 2006 M.Thiollière 上院議員発言, http://www.senat.fr/seances/s200605/s20060504/s20060504003.html#R1 bis. 2017 年 5 月 30 日確認)。
- 74) Assemblée nationale, Discussion en séance publique, 2º séance du mercredi 21 décembre 2005 における M. le Ministre 発言, http://www.assemblee-nationale.fr/12/cra/2005-2006/107.asp, 2017年5月30日確認)。
- 75) M.Vivant, op.cit.(n°50), p.2161, T.Azzi, op.cit.(n°42), n°8, p.9.
- 76) 定額ではなく交渉された補償金というのが一般的な法定許諾と は異なると指摘される (T.Desurmont, op.cit.(n°36), p.127, A.Lebois, op.cit.(n°43), p.21)。
- 77) よって、補償金が無料ということは想定されておらず、その場合は裁判所の判断に服すると主張する学説もある (A.Granchet, op.cit.(n°37), p.132.)。
- 78) T.Azzi, op.cit.(n°42), p.9, M.Dupuis, op.cit.(n°18), p.67, A.Lebois, op.cit.(n°43), p.21, A.Granchet, op.cit.(n°37), p.130, P.Tafforeau, op.cit.(n°32), p.150.
- 79) 補償金の支払いを停止条件とする立場である(P.Masseron, op.cit.(n°70), p.60, A.Granchet, op.cit.(n°37), p.131.)。
- 80) P.Tafforeau, *op.cit.*(n°32), p.142. ただし, 知的財産法典 L.122-10 の規定も考慮して補償金額を決定すべきと主張するものとして A.Lucas et P.Sirinelli, *op.cit.*(n°61), p.313, A.Lucas, *op.cit.*(n°61), Fasc.1248, n°73。一方で, 補償金の重複はさけるべきと主張するも のとして, P.-Y. Gautier, 'L'élargissement des exceptions aux droits exclusifs, contrebalancé par le "test des trois étapes", *Comm. com. électr.* 2006, étude 26, n°2, p.9。
- 81) P.Masseron, op.cit.(n°70), p.58.
- 82) その合意の簡単な内容については、P.Masseron, op.cit.(n°70), p.58。
- 83) L.DADVSI, art.1,II. C.Geiger, op.cit.(n°73), p.72.
- 84) 例えば書籍等の利用に関する合意については、2016 年 7 月 22 日 に更新され、2019 年まで有効な合意(Protocole d'accord sur l'utilisation et la reproduction des livres, des œuvres musicales éditées, des publications périodiques et des œuvres des arts visuels à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche du 22-7-2016,以下 Protocole d'accord du 22-7-2016 と称する)は官報(Le Bulletin officiel de l'éducation nationale)2016 年 9 月 29 日 35 号に掲載されている(http://www.education.gouv.fr/pid285/bulletin_officiel.html?cid_bo=106736,2017 年 5 月 30 日確認)。なお、書籍等の利用等については各年 1,700,000 ユーロの補償金で合意されている。
- 85) 井奈波・前掲注(5)20 頁以下。
- 86) Protocole d'accord du 22-7-2016. なお, 同様に, 音楽等の利用 (Accord sur l'interprétation vivante d'œuvres musicales, l'utilisation d'enregistrements sonores d'œuvres musicales et l'utilisation de vidéomusiques à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche du 4-12-2009, Bulletin officiel n°5 du 4 février 2010, http://www.education.gouv.fr/cid50450/menj0901121x.html, 2017 年 5 月 30 日確認), 映像作品の利用 (Accord sur l'utilisation des œuvres cinématographiques et audiovisuelles à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche du 4-12-2009, Bulletin officiel n°5 du 4 février 2010, http://www.education.gouv.fr/cid50451/menj0901120x. html, 2017 年 5 月 30 日確認)の合意が存在する。
- 87) Protocole d'accord du 22-7-2016, art.4.1.5.

- 88) こうした定義が記載されたのは 2014 年 11 月 6 日の 2014-2015 年 のための合意の際からであり、それまでは教育的例外に該当しない 教科書等と同様に分量等で示されていた (A.Lucas, JC, op.cit.(n°61), n°73 (Note de la rédaction-Mise à jour du 25/08/2016))。
- 89) よって,「抜粋」の解釈は最終的には裁判所に委ねられる (P.-Y.Gautier, *op.cit*.(n°80), note 4, p.9, A.Granchet, *op.cit*.(n°37), p.132.)。
- 90) A.Lebois, *op.cit*.(n°43), p.22. なお, 対象の著作物か否かは権利者 団体の HP で確認できる (例えば CFC については http://www. cfcopies.com/copie-pedagogique/repertoire-oeuvres, 2017 年 5 月 30 日 確認)。
- 91) 私的複製については契約当事者が法に定められている(知的財産 法典 L.311-5)。
- 92) その意味で、法定許諾と契約に基づく許諾(licence conventionnelle)の併存とも言える (M.Vivant et J.-M.Bruguière, Droit d'auteur et droits voisins, 3éd., Dalloz, 2016, nº657, p.591.)。
- 93) 概要について, B.Galopin, 'Retour sur l'exception pédagogique après la loi d'orientation et de programmation pour la refondation l'école de la république.', *Légipresse*, n°309, 2013, p.563。
- 94) 下線が改正部分であり筆者が付したものである。
- 95) M.Vivant et J.-M.Bruguière, op.cit.(n°92), n°657, p.590.
- 96) Exposé des motifs Loi n° 2013-595 du 8 juillet 2013 d'orientation et de programmation pour la refondation de l'école de la République (https://www.legifrance.gouv.fr/affichLoiPubliee.do;jsessionid=B2C0A3 FE28AE76BFE40FE37113FF5ACE.tpdila19v_1?idDocument=JORFDO LE000026973437&type=expose&typeLoi=&legislature=, 2017 年 5 月 30 日確認)。
- 97) ただし、現在の合意において抜粋概念については抽象的な文言に 改訂されてしまった点で文言解釈が必要とはなるが、従前の合意 で示された数的基準範囲内での利用は当然に抜粋の範囲に入るこ とになろう。
- 98) 教育と著作権法の制度論との関係について, 平成 27 年 7 月 31 日文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(第 3 回)に おける上野達弘教授発言(http://www.bunka.go.jp/seisaku/ bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27_03/, 2017 年 5 月 30 日確認), 及び平成 27 年 9 月 30 日文化審議会著作権分科会法制・基本問題 小委員会(第 5 回)における森田宏樹教授発言(http://www. bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27_05/, 2017 年 5 月 30 日確認)を参照。
- 99) 試験問題における複製のように、補償金の支払いが行われれば 営利目的を含む場合でも利用可能とする規定も存在している(著作 権法 36条)。
- 100) その検討は教育学・社会学の領域も含めた研究となろう。なお, MOOC が大学経営に与える影響という視点から,「九州大学教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト (P&P): つばさプロジェクト」の共同研究者である安田直樹「日本の大学における MOOC 提供:組織理論的考察」(立教 DBA ジャーナル掲載予定)を参照。
- 101) 我が国では、その方向性が指向されている(文化審議会著作権 分科会法制・基本問題小委員会・前掲注(4)」98頁)。
- 102) なお, 2016 年 9 月 14 日に欧州委員会から公表されたデジタル 単一市場における著作権指令の提案 (Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on copy right in the Digital Single Market, COM/2016/0593 final - 2016/0280 (COD)) の 4 条では, 国境を越えたインターネットによる教育活動

- における著作物の利用についての補償金を伴う権利制限を提案しているが、その利用は教育機関の学生と教員のみがアクセス可能な電子的ネットワークによって行われる必要があるとされていることから(Article 4(1)(a))、おそらくここには一般公衆を対象とする MOOC は含まれていないものと思われる。
- 103) 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会・前掲注(4)90 頁。現在、37 の権利者団体によって構成される「教育利用に関する著作権等管理協議会」が設置され、「中間まとめにも記載がある補償金以外のライセンス環境の整備については、本協議会及び各関係団体において、利用者と協議しつつ、並行して実現に向けた検討を行うものとする」とされていることから(教育利用に関す
- る著作権等管理協議会「法制・基本問題小委員会 中間まとめを受けての当協議会方針について」(http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h29_01/pdf/sanko_7.pdf, 2017 年 5 月 30 日確認)), MOOC についても検討対象となっている可能性がある。
- 104) 著作権侵害を未然に防ぐ画像検索システムの開発という視点から、「九州大学教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト(P&P): つばさプロジェクト」の共同研究者である金子晃介「e-learning 教材の著作権処理に対する法律的解決及び技術的解決に関する考察」情報処理学会九州支部「火の国情報シンポジウム2017」Mar.1-2,2017を参照。

芸術工学研究 Vol. 27, 2017

工業化後期のデザインの美学 初期社会主義, ラスキン, モリスの社会思想

Design Aesthetics of the Late Industrial Era Early Socialisms, Ruskin and Morris

古賀 徹¹ KOGA Toru

Design in the late industrial society tried to overcome the negative effects of industrialization. The early socialists, Robert Owen, Saint-Simon, and Charles Fourier, confronted several problems caused by the mechanization of human lives and manufacturing processes.

Ruskin and Morris are regarded as successors of early socialism because they too criticized mechanization. However, there was a difference. It was important for Ruskin and Morris to rely on the hand, which could mediate thought and material, human and nature, as well as maker and consumer.

Morris's concept of "designing" meant a "social" process to search for the best alignment among people and material in a certain context. Certainly, for Ruskin, a designer was regarded as a Father providing direction to his people. However, Morris escaped from Ruskin's Christian paternalism and replaced it with a horizontal associative process of hands. In his socialism, every person needs to become an element called a craftsman or a designer.

In the succession from the early socialisms to Ruskin or Morris, the question of democracy in the design of industrial society was raised for the first time in design history. The question regarding the democratic potential of design persists, especially in connection to the pragmatism of the 20th century.

はじめに

十九世紀の欧米社会においては大規模な工業化が 進展し、人間・社会・自然はひとしく巨大な影響を 被った。この工業化の負の側面が明確に自覚され、 それを修正する試みがさまざまに構想された時期を 工業化後期の時代と本論は定義する。

したがってこの時代を特徴付けるデザインは、個別の制作物に関わるのみではなく、産業技術と産業社会のありかた総体に対する反省的・修正的な形態をとる。本論は、修正的技術としての社交的デザインという観点から、おもにオーエン、サン・シモン、フーリエといった初期社会主義の思想家たち、およびラスキン、モリスにおけるデザイン思想を論じる。

大規模な工業化を支えた思想的基盤は、個人の自 由を最大化する古典的な自由主義、もしくはそれに 立脚した古典派経済学であった。これに対し、公害 や貧富の格差、自然と都市の荒廃、帝国主義の発生 など、工業化の負の側面を見据えて、古典的自由主 義を批判したのが、「最大多数の最大幸福」を訴え たベンサムの功利主義であった。それを引き継ぐか たちで、オーエン、サン・シモン、フーリエといっ た狭義の初期社会主義者たちが、自由主義と大規模 な機械化の弊害を訴え、有機的な各種の協同社会を 構想した。そのうえで、かれらとほぼ同様の機械化 批判のモチーフに立脚し、有機的な協同社会にふさ わしい独自の美学、デザイン理論を樹立したのがラ スキンとモリスである。このように、従来の思想史 研究においては、初期社会主義の思想家たちを自由 主義と機械化批判の延長線上に位置づける見方が主

連絡先:古賀 徹, toru@design.kyushu-u.ac.jp

¹ 九州大学大学院芸術工学研究院コンテンツ・クリエーティブデザイン部門 Department of Content and Creative Design, Faculty of Design, Kyushu University

流であった。

この図式は、十七・十八世紀の近代古典期を支配 した個人主義・自由主義・機械論に対抗し、十九世 紀以降、現代的な共同体主義・功利主義・有機論が 台頭したという大きな思想史的枠組みを形成する。

従来のデザイン史もまた、こうした古典的自由主 義と現代的功利主義という大きな対立軸を背景とし て、以下のように個別のデザイン対象を論じ、また 位置づけてきたといえる。

資本主義と工業化はその幾何級数的な生産力の拡大に伴って製品の供給過剰を引き起こす。工業化の歴史において、とりわけイギリスのヴィクトリア朝の時代は、工業的な生産力がひとびとの〈必要〉を超えて、〈欲望〉の次元に本格的に到達した初めての時代である。欲望に応えるデザインとは、実用目的を合理的に達成すべき機械的な製品を、実用目的とは無縁な美的要素で「装飾」することを意味した。デザインは、個別の「装飾」を通じて個々の製品の市場競争力を高めるだけではなく、様式の形成を通じて国民的なアイデンティティを形成し、国策としての国際的な製品競争力の向上、ひいてはその帝国主義的展開に利用される。

これは美の原理としての芸術を機械的な実用物に 適用するという点で、応用芸術の次元に位置する。 こうした応用芸術においてデザインは、製品の実 用性とは無縁な〈虚飾〉となり、競争の勝者となっ たブルジョワジーのステイタス形成に貢献する一方 で、競争の敗者たるべく運命付けられた民衆や労働 者を欺瞞し搾取する。それはいうならば、人々の理 性と感性を麻痺させる、ルアー(疑似餌)としての 病的な美であり、自由な市場競争や野蛮な資本主義 だけではなく、そこに胚胎する新たな貴族趣味や植 民地主義を正当化し、促進し、維持する役割を果た す。応用芸術の「装飾」と虚飾は、古典的自由主義 の病理として妖しく現象する。

これに対抗するデザインとは、民衆や労働者の環境を直接的に改善すること、すなわち「使い勝手・効用 utility」の実質的改善を目指すものである。ここでデザインの美とは、工業化によって破壊された自然と社会と人間を有機的に再統合し、その生活環境を全体として調和へと導くことを意味する。ここでデザインとは、機械化による全体性の破綻に対抗

する修復的な技術となり、ここに「功利主義 utilitalianism 」や「社会主義 socialism 」にもとづく現代 デザインの起源がある、とデザイン史の思想史的枠 組みをひとまずは整理することができる。

この修復的な技術は、機械化に対抗する有機化の技術である。有機的な技術は、古代ギリシャ語の「パイデイア(教育)」や「ポイエーシス(制作)」の概念に起源を持っている。それらの概念によれば、自然(ピュシス)はそれ自身の内部に固有の本質を隠し持っており、その本質を実現することを目的として自発的に運動している。人間もまた自然の一部である以上、そこで制作者もまた、自然目的が開花するように自然を手助けし、それをつうじて自らの自然をも開花・発展させる。

ピュシスとしての内発的な展開のプロセスは、西洋における「自由」の概念の起源を形成してきた。 事実、ラテン語において「技術 ars 」は、特定の目的に従属することなく自己の人格の発展そのものを目的とする場合、「自由な技術 artes liberales 」と呼ばれる。

これに対して古代ギリシャ語の「テクネー」に起源を持つ技術概念がある。そこにおいて自然は、その目的を外部から注入されるほかないたんなる素材とみなされ、その運動は外発的・強制的となる。技術が実用目的の実現を目指し、そのために自然が外部目的に従って無理矢理加工される場合、ラテン語においてそれは「機械的技術 artes mechanicae」と呼ばれた¹。

後期工業化の社会においてデザインは、まずもって資本の利潤目的に拘束され、それに奉仕する機械的技術の一部となる。だがその一方でデザインは、そうした機械的なありかたを拒絶して、何ものにも従属しない「自由な技術」であろうとし、そうすることで現実を有機的に再統合しようともがいていた。十九世紀のデザインを引き裂くこの二重性に直面して、近代デザイン史は、前者の応用芸術としてのありかたではなく、むしろ後者の生活環境を有機的に再編する役割のうちに近代デザインのメインストリームをみてきたのである。

こうした観点からデザイン史は、ベンサムや初期 社会主義者の思想とそれにもとづく実践を都市環境 や労働者の生活を改善する社会改良的なものとして 描き出し、同様にこの系譜の延長線上にラスキンや モリスの有機的な美学を位置づけてきた。こうした デザイン史観を支配しているのは、そもそも技術は 「誰のために」、「何のために」存在しているのか という問題関心であった。

だがこうした歴史観には一つの問題がある。それ はラスキンやモリスのいう「手仕事」の位置づけに おいて焦点化する。もし、自由主義による機械論的 分断を功利主義的観点から有機化する流れに近代デ ザインの本流をみるのであれば、彼らのいう手によ る装飾をいかに評価すればよいのか。というのも、 ペヴスナーがすでに指摘しているように、職人によ る手仕事、とりわけ装飾仕事は高価で時間がかかる ものであり、それは困窮した人々の生活水準の向上 とは相容れないからである2。このような観点から工 業化後期のデザインをみるかぎり、ラスキンやモリ スは、人々の生活環境に調和的統一をもたらすとい う点では近代デザインの一つの起源ではあっても、 しかしそれが機械の使用を否定して中世的な手仕事 への回帰を志向したがゆえに挫折せざるをえなかっ た、という評価にならざるをえない。そしてバウハ ウス、とりわけグロピウスがなしたような、機械化 と規格化を最大限に利用した機能主義的な生活環境 の再編成こそがその限界を打ち破る、ということに なる。こうした見方はいわば機能主義史観とでもい うべきものであり、この観点からみれば、ラスキン やモリスが主張した手の作業は時代遅れなもの、さ らなる機械化によって乗り越えられるべき趣味的・ 手工芸的・懐古的なものとならざるをえない。「誰 のためのデザインか」を問題とするかぎり、手の作 業は必ずこうした評価に行き着くことになる。

これに対して本論は、「誰の手によるデザインか」という制作主体を問題化する視点を導入し、そこから後期工業化社会のデザイン思想をみていく。それを通じて本論は、初期社会主義者やラスキンやモリスたちのうちにデザインの主体を巡って様々な差異と断絶が走っていることを明らかにする。この試みは、社会主義の系譜に関する思想史的関心から見ても、「空想的」社会主義か「科学的」社会主義かという従来の対立軸ではなく、「誰の手による社会主義か」という社会主義に関するもう一つの評価軸を建てうると思われる。工業化後期の時代におけるデ

ザイン思想においては、応用芸術か生活デザインか という対立軸とならんで、設計主体は誰かをめぐる 対立軸がたしかに存在することを明らかにしたい。

こんにちの同時代的な歴史意識においては、バウハウスやウルムに代表される機能主義の限界もまた明白に意識されている。二十世紀の機能主義それ自体がいまや相対化されつつあるとすれば、かつて時代遅れとされた「手の作業」の有効性を逆に評価しうる契機もそこにあると本論は考える。こうした観点からラスキンやモリスを再評価するとき、オーエンからモリスに至る系譜を見渡してみれば、その系譜は技術の主体の地位を産業の位階制から「民衆」が奪還しゆく過程としてとらえることができる。現在、使うことの効用を超えて、作ることの喜び、参加することの意義へとデザインの意識は移行しつのある。そうした意識の先行者として、ラスキンとモリスを再評価することもまた、本論の目的である。

一、人間の化学的再合成-オーエンの場合

イギリスの産業革命にともなう労働者の搾取、それに伴う生活環境の荒廃という問題に敏感に反応したのが、ロバート・オーエン(1771 - 1858)である。オーエンはみずから実業家としてコールトン紡績会社などで大きな成功を収める一方で、スコットランドのニュー・ラナークで紡績工場を核とする産業共同体を組織し、作業工程を徹底的に合理化することを通じて労働時間の短縮などの労働者の待遇改善を図り、福利厚生施設や労働者のための幼児教育施設を設立するなどの労働福祉政策を推し進めたことで知られる。この点でオーエンは、工業的機械化がもたらした分割と悲惨に対して、ある種の有機的統合を志向したといえる。

オーエンはその著書、『社会にかんする新見解』(1813-14)において、イギリスの産業者たちは「死んだ機械 inanimate machines 」にはその維持と保守に多大な関心を払うのに対して、労働者という「生きた機械 vital machines 」³をなおざりにしてきたという。「人間は、ほとんど例外なく、二次的な、より劣った機械として扱われてきた」⁴とオーエンは言う。オーエンは、「死んだ機械」に対するのと同様の配慮とメンテナンスを「生きた機械」に対しても十分になすべきと主張する。

労働者を機械に例えるのは、経営者たちを説得するためのたんなる方便ではない。オーエンの思想の本質は、次の物言いによく現れている。「詳細をお聞きになれば、機械設備やそれ以外の工場設備のすべてと一緒になって、住民が、数多くの部品から構成される一つの組織体を構成していると、事業を始めたときからずっと私が見なしていたとお解りになるかと思います」⁵。住民たちは、工場の様々な機械たちと同じ部品であり、それらの部品たちと「一つの組織体 a system」を構成するのである。

生産連関全体が一つの緊密なシステムだとすれば、「生きた機械」をなおざりにすることはシステム全体の効率を低下させ、それは結局、工場所有者の利益を損なうことになるだろう。だからすべてが最大限に有効に機能するよう、人間にも機械の部品にもともに配慮する必要がある。「あらゆるバネやレバーや車輪と同じように、あらゆる手もまた、工場所有者にもっとも大きな金銭的利益を生みだすよう、効果的にeffectuallyともに働くcooperateように、それらを結びつけるということが、私の義務であり関心であったということも、お解りになるかと思われます」。ここにおいては、人間の「手 hand」が、バネやレバーといった「死んだ機械」とまったく「同じように」部品の一部とされている。

オーエンの『新見解』によれば、社会悪の根源は、「商業の子ら the children of commerce」⁷ が、たんに個人の利益を得る手段としてのみ生産力の果実を用いることにある。この「商業の子ら」という言い方が指しているのは、「安く買って高く売ることに全力を尽くす」ような利潤の最大化のみに関心を持つ近代的個人である。十七世紀の近代古典期に位置するホッブズは、「自存力 conatus」のみをその属性とし、その勢力範囲を拡張するだけの存在として人間存在を抽象化した。それはあらゆる機会を捉えて自己拡張を図る利己的な「個人」であった。

だが、十九世紀のオーエンには、ホッブズのような力学的・機械論的人間観こそが自由市場を正当化し、ひいては社会的格差や環境の破壊を結果したと映る。個人の自由の代わりにオーエンが追求するのは、共同体に属するすべての人間の幸福を最大化することである。こうしたオーエンの思想は、おなじく十九世紀のベンサムの功利主義の系譜にあると見

なすことができる8。

オーエンは、個体を実体の基礎に据える十七世紀のデカルト=ホッブズ以来の物理学的・力学的な自然観に対決する。十九世紀に位置するオーエンは、社会を構成する基礎単位として、コナトゥスとしての個体=個人を認めない。オーエンは『新見解』において住民を「組織体 system」の構成要素と記述していたが、のちの『社会制度論 The Social System』(1826-27)においては、その住民の一人一人もまた「化合物 compounds」だという。それ以上は分割不可能だとみなさるような個体、つまり人間、動物、植物、鉱物はどれもみな化合物であり、したがってそれらは「その独特の存在を構成する特有の化合にしたがって存在し、思考し、意志し、あるいは行為する」。9のである。

近代的人間観は、抽象的に自己拡張するだけの分割不可能な個人を想定し、闘争状態を回避する理性の熟慮によって国家=法を要請する。そうした理性的配慮こそ、人間の自由と自律の根拠である。したがってこの〈理性的ありかた=法〉を侵犯する個人は、法の保護を放棄した動物と見なされ、国家による処分の対象となる。

これに対してオーエンは人間をそうした自由で自 律的な理性的主体とみなさない。オーエンにとって 人間は分割不能な個体ではなく、さまざまな要素の 「化合物」である。そうである以上、たとえ人間が 法を犯したとしても、その責めを負うべきはそのひ と「個人」ではなく、ひとをそのように「化合」し た諸要素とその環境にあると彼は考える ¹⁰。

そして彼によれば、「被造物は自己のいかなる部分をも形成できない」¹¹がゆえに、人間はそもそも「どれも自分自身の意思を持たない」¹²のであり、そうであるがゆえに、自らの行為について責任がないのである。だとすれば、犯罪をあとから処罰するのではなく、むしろまえもって、犯罪に手を染めないように人間の構成要素を教育と環境を通じて調合しておくべきということになる。

人間は、神による先天的なものと、教育をはじめとする後天的環境による「二重の化合」¹³によってその資質を構成されるとオーエンはいう。ここでオーエンは、人間の教育を、神との役割分担であるかのように記述している。人間とその環境を創り上

げる教育者、つまり性格の設計者は、その後天的部分に関して、まるで自らが神の分担者であるがごとくにそれに従事することになる。

「世界は教育によってのみ統治される」14とオー エンはいう。ここでいう「教育 education」とは、 一方で、十九世以降、西欧世界の主要な教育法となっ た機械論的なディシプリン(訓育)ではない。訓育 は子どもをいわばコナトゥス動物とみなし、報償と 処罰を用いて外から知識や礼儀作法、法を強制的に そこに注入し、子どもを市民に仕立て上げうると機 械論的に考える。他方でオーエンの「教育」は、古 代ギリシャにおけるプラトンの「パイデイア」、も しくは十九世紀におけるルソーの「エデュカシオン」 といった、人間の奥底に潜む可能性を開花させゆく 有機論的な教育観でもない。その両者と異なり、オー エンの教育観は、化学工場でさまざまな分子を化合 させて化学的合成物を製造するように、環境の諸要 素から人間を合成する工場を設計し運営することを 目標とする。したがってオーエンにとって人間の 「手」もまた、他の部品と同様の合成物ということ になる。

オーエンにとっては、この化学工場こそが「共同体 community」である。オーエンが構想した共同体は、五百人から二千人程度を一つの単位とし、公共建造物が中心を占め、そのまわりを居住用家屋が正方形の縁となって取り囲む、というかたちをとっている。その周囲には食料を十分に生産するだけの菜園が広がり、その近くに作業場と製造工場、洗濯や乾燥用の家屋、穀物倉庫などが置かれる。この共同体は、最高の農業生産力と娯楽や教育の必要を科学によって満たすものであり、それゆえに田園と都会との双方の性格を併せ持つものとされている。

この共同体、つまり化学工場においては、各人や各家族が競争することなく分業して生産し、その成果は必要に応じて交換される。生産と供給が需要に対して過剰となると、通常の市場経済においては価格の暴落が生じ恐慌となる。しかしながらこの共同体において供給の過剰は、そのまま共同倉庫における物資の堆積を結果するだけであり、それをそのまま果実としてひとびとは享受できるとオーエンは主張する 15。

オーエンはこのような基礎共同体の連合体として

「社会」、すなわち全体システムの形成を主張した。オーエンにとって産業資本主義の時代の工場や市場は、システムと呼ぶにはあまりに粗野な機械、いわば力学的機械でしかなかった。工場は利用可能であるかぎりの人間の要素を搾り取り、滓となった人間の存在を考慮せず、人間を市民と犯罪者に分断する。また市場は販売可能であるかぎりの自然や製品の要素を利用するが、それにもれた膨大な資材と人材を廃棄してしまう。そうした悲惨な結果が生じるのは、すべて、工場も人間も、個として存在し、個として運動するからである。個として競争する人間と商品、そしてそれを媒介する市場は、自然と人間の有機的な統合を壊してしまうのである。

これに対して彼がいう「社会主義」は、工場の力学的生産の論理を極限まで推し進め、社会全体を何ものをも廃棄しない精密な化学工場へと仕上げようとする。ここで「社会主義」とは、各人の生命と愛、物質とコミュニケーションを、互いに最高度に活かし合うように融合させる化学工場を設計し、運営することなのである。

古典力学モデルを化学モデルで乗り越えることにオーエンの有機化が賭けられていたとすれば、それは、「誰のためか」については配慮しつつも、「誰が」その望ましい化学的組成を決定し、それを実現するのか、そのために「誰が」そうした化学的工場を計画し、構成し、運営するのかを問題化するものではなかった。事実、オーエンは経営者として、共同体の全体計画を素朴に語っているように思われる。だがこの問題は、原理的には次のように考えるべきだろう。

オーエン自身の思想に従えば、全体の設計者といえども、状況を外から創り上げる「個人」として存在することはできない。オーエンの化学的合成論からゆけば、むしろ設計者もまた、それ自身、環境の「化合物」として、つまりシステムの一部としてそこに埋め込まれているはずであろう。だとすれば設計者は、システムの内部において、システムの内部から、システム全体を再調整する役割を担うはずである。共同体の内部では、諸要素(人間と自然)が自分たちを有機化(再統合化)しようとするさまざまな衝動が生まれる。それら要素の声を聴き、その声が実現するようただちに全体を調整する役割がそ

こには必要になるであろう。この役割こそ、オーエンにおけるデザイナーの任務になるはずである。このときデザイナーは個人としての設計意思を放棄し、部分と全体をつなぐフィードバック・システムの媒体へと〈自己〉を解消することが求められる。

究極的に言えば、オーエンの「社会主義」が可能 となるのは、デザイン対象としての要素関数(化合物)が発する要求と、デザイン主体による全体調整 とのあいだに時間的・内容的・階級的齟齬がないと いう条件を必要とする。

オーエンにおいては、共同体の成員がその全体調整に参加することはない。調整者と労働者は役割上分断されている。このとき、調整の負担と責任の全重力はその調整者に集中する。調整者は神ではなく、あくまで限られた能力を持つ人間である。「共同体」が連合し、そこに「社会」が構成され、調整の規模が大きくなればなるほど、フィードバックは必然的に遅れざるを得ず、不完全となる。ここにこそ、オーエンの化学モデルにおけるデザイン主体の限界が存在すると言える。

二、生産による支配の廃絶-サン・シモンの場合

サン・シモン(1760-1825)は、その代表的著作である『産業者の教理問答』(1823-24)において、国民の25分の24以上を占める生産者、つまり農業者、製造業者、商業者などからなる「産業者」が国家の第一階級となることを主張した。

彼によれば、それには二つの理由がある。ひとつは、産業者はそれ以外の階級なしでも存立しうるのに対し、それ以外の階級は産業者なしでは成立しえないという存在論的な理由。もう一つは、産業者は各々自らの企業において成功している以上、管理的実務にかんしてもっとも高い能力をもつことが証明されている、という機能論的理由である¹⁶。

聖職者や貴族といった何も生産しない特権的な少数者が生きていくためには、生産する多数者を支配し搾取する必要がある。したがってそうした特権層が国家の第一の地位にいるかぎり、社会は「支配的制度 le régime gouvernemental」を取らざるをえないと彼は言う。これに対して産業者が第一の地位を占める社会においては、産業者はみずから富を生産するがゆえに誰かを支配する必要がない。そこで必要

となるのは、生産を滞りなく行うために人員や資材を管理する「管理的制度 le régime administratif」だけである 17 。サン・シモンは、企業の管理的実務能力がそのまま国家や社会の運営に活かされるべきだと主張する。

このような合理的管理の障害となるのは封建的な特権階級だけではない。彼によれば、新しく台頭してきた「ブルジョワ」たちもまたそうだという。ここでサン・シモンがいう「ブルジョワ」とは、軍人、法律家、金利収得者といったように、それ自体産業者ではなく、産業者の労働を吸い取ることで自らの地位を養い、それゆえ生産の現場から遊離して疑似貴族化した不労所得階層を指す。国家がこうしたブルジョワたちによって運営されているかぎり、その運営は「支配」的性格を免れない。

フランス革命は自由主義の旗の下で封建的な特権 階級を支配者の地位から追放することに成功した。 しかしながら彼によれば、その革命を起こしたのは 「ブルジョワ」たちであり、そのブルジョワたちは 革命が一段落すると「その仲間のうちからひとりの ブルジョワ」、つまりボナパルト・ナポレオンを選んでこれを国王としたという 18。そしてそのナポレオンは王族、公爵、伯爵、男爵などの称号を復活し、かれらのために世襲財産を創設し、そうすることで 封建制を再建し、かつてとまったく同じ支配的制度 を再興した。

現実のフランス革命は暴力によって遂行されるほかなかった。なぜならサン・シモンによれば、ブルジョワはそれだけでは何も生産することができず、したがって覆したり、壊したりといった否定的なことしかできないからである。

サン・シモンは、ブルジョワ支配としての革命的暴力に反対して、国王のもとで産業者評議会が社会の実質的な管理に当たるいわば産業君主制へと移行すべきと主張する。ここでブルジョワから産業者への権力の移行は平和的になされると彼は言う。産業者は産業者であるかぎり、生産以外のことをなさない以上、破壊的であることは不可能である。生産という「平和的手段だけが、構築したり、建造したりするために、要するに、堅固な建造物を建設するために用いることのできるただ一つのもの」19 なのである。

権力の移行が平和裏に行われるのは、むろん社会を制御する知識と能力の点で産業者が最も優れているからである。たとえば、産業革命による社会構造の変容(信用制度や金融業の成立)はますます精巧な会計管理を必要とするようになる。そうである以上、実務に優れる産業者たちは遅かれ早かれ、いわば歴史の必然として、公共的財産を管理する指導的地位に就くであろうと彼は言う²⁰。

サン・シモンは、実証的な科学の進展が産業の生産力を拡大することに可能性を見いだしており、こうした使命を自覚した科学者と産業者は、「産業主義 industrialisme」²¹を宣言する。「産業主義者 industrialistes」が管理する社会においては、底辺労働者といえども、もはや搾取されず、第一階級を構成する人間として尊重され、生産を可能にする主体(産業主義者)へと生まれ変わるという。

以上のようなサン・シモンの思想は、なにかを「つくる」ために工程と組織を計画し運営する能力、つまり十分な設計管理能力それ自体が、人々の支配従属関係を解消すると主張する。サン・シモンは、『教理問答』に先立って書かれた『組織者』(1920)において次のように述べていた。いまや「勤労者たち」は、かつての軍事的長(領主)の「命令 commandement」に無批判に服属しているのではなく、産業的長の「指導 direction」によってその能力を発揮している、と。その「指導」によって実際に生産が可能となり生活が改善されるかぎり、産業的リーダーと勤労者の関係は「社交的 sociétaire」であり、それは「協働 coopération」、もしくは「交流 association」となる ²²。

ここでいう「命令」と「指導」の違いについて考察すれば、「命令」は外側から勤労者に一方的に強制する機械論的な力であるのに対して、「指導」は勤労者の内的な自発性から要求されるものであり、同時にそれを手助けする有機論的な相互性であるといえる。そうであるかぎり「指導」は「協働」となり、勤労者たちの多様な社交性の領域、すなわち「多様な産業社会 les sociétés industrielles 」²³ がそこに成立することになる。

生産の領域において勤労者が軍事的な「命令」の 関係から手を切ったと同様に、精神の領域において 「民衆」は神学的教導者から手を切り、その支配関 係から抜け出すとサン・シモンはいう。民衆は生産と生活における必要性に迫られて、抽象的で空虚なドグマを排除し、「具体的で役立つ知識」を「指導してもらうことに貪欲」²⁴となり、それゆえに科学者たちを必要とし、彼らの実証的知識と手を結ぶのである。

とはいえ「こと科学に関しては、論証を理解できない人はすべて、ことごとくみな民衆 pouple 」²⁵だとすれば、神学者に対する民衆の無批判な従属と科学者に対する民衆の信頼は、どちらも同断ではないかという疑問が生じよう。

これに対してサン・シモンは次のように答える。 神学者への従属において民衆はその理性を完全に放 棄してその教説を無批判に受け入れるだけであっ た。これに対して後者においては、実証的態度でもっ て物事に接することをつうじて科学者たちの意見が 暫定的に一致しているだけであり、新たな反証が提 出される場合にはその意見が修正されることを民衆 は知っている。そのかぎりで民衆は、科学理論を直 接に理解できないとしても、依然として自己自身の 理性を用いて科学者と手を結んでいるのだと。そし てなにより、民衆もまた実証的な産業者である以上、 その日々の生産活動において、科学者の活動が一そ の個別の検証は困難だとしても一総体としてみずか らの生産や生活によい影響を与えているかどうかを 実証しうる。そうである以上、科学者による専制政 治を危惧するのは「滑稽な馬鹿げた妄想」26だとい うのである。

「支配」、つまりデザインする者とデザインされる者の階級的分裂から社会が免れうるのは、エリートと労働者、科学と産業が〈自然〉をいわば共通の加工対象としうる、つまりなにかを〈つくる〉ことができるかぎりで、相互に「協働」するがゆえであった。つまり自然に対する実証的態度を維持し、産業の現場でたえざる合理的改善を徹底化するそのプロセスが最高度に機能しているとき、頭脳を動かす、設計主体と手を動かす労働客体という、産業デザインを巡る周知の階級的な対立は消失するのである。人間と自然の各要素が十分に機能しているとき、そこに「指導」や「管理」はあっても「支配」は存在しない。サン・シモン主義のすべての可能性と限界はこの一点に賭けられているといってもよい。

しかしながら〈搾取する支配〉と〈機能する管理〉を峻別する「産業主義」のこうした希望は、今日の目から見れば素朴だというほかない。というのもサン・シモンは人間に対する人間の支配については十分に考慮する一方で、自然に対する人間の敵対関係(産業的自然支配)そのものを問題化していないと思われるからである。

だが、二十世紀の思想家であるアドルノとホルク ハイマーが『啓蒙の弁証法』(1946) で述べたように、 大規模な自然支配は人間組織に支配的性格を不可避 的に反映させる。まずは外部の自然に対する人間の 介入は、それが大規模で急激であればあるほど強烈 な抵抗を人間の側に与える。外的自然が労働する身 体へと与える強烈な抵抗は、一人の人間の内部から の抵抗、つまり労働する意思に対する人間の内的自 然の側からの抵抗へと転化する。自然の抵抗は外と 内から同時に労働者の心身を挟撃するがゆえに、労 働者は揺らめきそれに屈する。だとすれば、まさに その揺らぎを押さえ込むためにこそ、他者、つまり 外から強制的に「命令」を下す上位の審級が必要と なる。脆弱な人間たちは自己を緊縛する組織を形成 してはじめて自然の威力に対抗しうる。大規模な工 場や軍隊が位階制を形成する必然性はここにある。

このとき労働者と命令者のうちには独特の権威主 義的性格が形成されるであろう。工場において酷薄 な素材に直面する人間は上級の強制力に支配され る。こうして強制力を内面化した人間は、直接自然 に直面する下位の職階に対しても同様に強制力を発 揮する。自然の酷薄さは、部下に対する酷薄さに乗 り移る。これはサディステックな人格類型を構成す る。

また同時に酷薄な自然に直面する人間は、上位の 職階を自己の存在根拠とする以上、それに対して迎 合的に振る舞う。自然を制御する苦痛をみずから受 け入れた人間は、上位の命令に伴う苦痛も必然的に 受け入れる。これはマゾヒスティックな人格類型を 構成する。こうしたマゾ人間は、自然とそれに直面 する人間、さらには命令から外れる人間、生産体制 の強制に抗う人間に対してサディステックになる。

サディズムとマゾヒズムはこうして一人の人間を 同時に構成することになる。自分のありかたをゆさ ぶる要素-たとえば自然により近い存在や怠業や反 抗-は、自己を解放する可能性であるにもかかわらず、心身ともに組織に組み込まれたサド-マゾ人間にとっては、その可能性は不安や恐怖としてのみ感受される。

こうした議論を踏まえれば、自然に対する人間の 敵対的支配を放置したまま人間のあいだの敵対関係 のみを解消し得ないことがわかる。逆に、まずもっ て自然に対する労働のあり方がすでに自然との「協 働」もしくは「社交」の関係をとっていれば、人間 とその組織もまた、権威主義的な支配関係から離脱 できるだろう。

結局のところサン・シモンの「産業主義」の矛盾は次の所にある。なにかを〈つくる〉ありかたを通じて人間のあいだの敵対関係を解消できるのは、生産の対象である自然との関係がまずもって有機的であり、それ自身が敵対関係から免れているかぎりであるのに、彼のいう「産業」は自然への機械論的な支配を問題視しないということである。

結果としてサン・シモン主義は、現実の歴史においては、科学的管理の能力を持つエリートと、教育なき貧農や底辺の労働者といった非エリートの支配的分裂を阻止できなくなる。というのも皮肉なことに、サン・シモン主義は、彼が「ブルジョワ」の代表者と指弾したボナパルトの甥、ルイ=ナポレオンの第二帝政期(1852 – 1870)において一定の実現を見るからである。「皇帝」となったナポレオン三世は、議会と対立して権威主義的な政治を行う一方で、サン・シモン主義の影響下でセーヌ県知事のジョルジュ・オスマン(1809 – 1891)にパリを改造させた。

十九世紀のヨーロッパの大都市では工業化にともなって貧窮した労働者たちが中世に由来する複雑に入り組んだ都市街路に住みつき、底なしのスラムを形成していた。そうした入り組んだ街路は、とりわけパリにおいては、産業者であるはずの民衆たちがその手によってバリケードを構築すると、たちまち反乱と抵抗の根拠地と化していた。オスマンはパリに「光と風」を入れることを目的に、「産業者」たちの抵抗の路地を一掃し、同時に居住環境や公衆衛生を改善し、パリ市全体を見通しのきく清潔な街区へと再編したのである。

まさしくこれは、サン・シモン自身の意思に反して、そして同時にサン・シモン主義の論理的帰結と

して、民衆としての産業者に対して権威主義的エリートが敵対し勝利した事態であり、「ブルジョワ」が都市を「管理」し、かつそのために人間を「支配」した事態であった。

こうした歴史的経過を見るまでもなく、サン・シ モンのいう管理主義は、周知の通り思想史的に見れ ば技術官僚制の源流に位置づく。というのも封建的 支配とは異なり、技術官僚制の正統性の根拠はそれ が自然を制御しうるという一点にのみあるからであ る。そして自然を制御するためには、自然や生産要 素だけでなく、人間存在と人間組織をも適正に「管 理」する必要がある。だが、それによって生産性が 高まり、人間の生存が安定化したとしても、自分の 人生を自分の労働を通じて作り出していく人間の自 由はそこにはない。自由は、管理者が想定する枠内 でのみ、指示された設計の範囲内においてのみ許さ れる。そうした合理的な「管理」のあり方は、むし ろ「支配」の一形態であろう。オーエンにおける教 育する者と教育される者、化合する者と化合される 者の非対称の関係が、サン・シモンにおいては、い まや「管理」というはっきりとした名前で呼ばれて いるのである。

三、フーリエの情念工場

この点で、まずもって自然に対する人間の支配的 関係を批判した初期社会主義者がシャルル・フーリ エ (1772 - 1837) である。フーリエもまたオーエン と同様に実業者であり、リヨンにおいて事業に従事 していた。しかし革命政権に投獄され財産を失った。 フーリエは、自分の利益のみを目的とする投機的な 商業、効率化のために労働者を搾取する工業を問題 としつつも、そうした搾取に対抗するはずの革命の 暴力にも同様に批判的な立場を取っている。フーリ エもまた、現状を問題としつつも革命には反対し、 産業の発展をつうじて社会改良を目指すという点で は、オーエンやサン・シモンと同様である。

しかし彼らに対してフーリエが異なるのは、外的 自然に対する人間の支配的関係、同時に内的な自然 と労働の関係をまずもって彼が問題視したことにあ る。彼は『産業的社交的新世界』(1829)において、 これまでの産業社会は人間の欲望を競争の手段にし てきたという。競争において人間は、自らの欲望を 実現するためにこそ欲望を嫌悪し、禁欲と苦痛のうちで他者を打ち負かし、それこそが幸福への道であると信じ込んでしまった。こうした誤った「英知」の道において、社会がなす欲望への誘惑は「虚言」となり、ひとはこの「虚言」に欺かれ、みずからを幸福にしない「富」に向かって突進するとフーリエはいう。こうした「転倒した世界」²⁷のうちで、欲望もまたその本来の自然な肯定性を失い、たんに理性を脅かす否定的なものへと変質したという²⁸。

フーリエの言うとおり、古代ギリシャ以来の西洋 思想の歴史において自然は理性によって支配される べきものであり、とりわけ人間の内的自然としての 情念は、理性を脅かす非合理と暴力の根源だとみな されてきた。こうした理性中心の自然観は、十九世 紀の工業化の時代に至って、内外の自然に対する合 理的・産業的支配を強化するために、とりわけ情念 に対する厳格で禁欲的な態度を生みだしていた。

フーリエによれば、情念の悪しき性質は、情念それ自体に内属する非歴史的な本質ではなく、自然を制圧する歴史的条件の下で情念に一方的に貼り付けられた偏見にすぎない。したがってフーリエによれば、性的な欲望を含めた情念が悪しきものとされるのは、人間や社会が自然と取り結ぶ特定の関係においてなのであり、そうした関係性を変化させれば、これまで悪とされてきた情念もまた肯定的なものになりうる。だとすればフーリエが目指すのは、既存の社会制度に従って情念に箍をはめるのではなく、むしろ社会制度の方をいわばデザインしなおすことで自然と人間を宥和し、内的自然としての情念を全面的に肯定することである。

そのように再設計された新たな関係性をフーリエは、「自然に従って社交する方法 la méthode sociétaire naturelle」、もしくは「自然に従って社交する流儀 le mode sociétaire naturelle」 29 と呼んでいる。内外の自然との宥和的な関係性を実現するためには、それにふさわしい人間同士の社交的な関係性が求められる。その関係性においては、人間の感覚や知覚の枠組みまでもが全面的に変容し、それと相関して外的・内的な自然もまた、これまでとはまったく異なる姿をとって人間に現れるだろう。そのとき内外の自然は人間にかぎりない快楽を与えるであろう。彼にとって、自然を解放するこうした「方法」

や「流儀」を見いだし、それを実践することが「真 理」であり「正義」である。いまやそれら真理と正 義は、歪められていない「富」、つまり人々をただ ちに幸福にする「富 | を生みだすのである ³⁰。

フーリエのこうした自然との宥和思想は、まずは オーエンの限界を乗り越えるものである。オーエン における労務管理は「個人」を環境の化合物とみな し、労働者たちを教育を通じて生産連関と一体化す ることを主張した。だがそこでは、自然と労働の敵 対的な関係性それ自体が問い直されることはなかっ た。そのかぎりで労働者は、内外の自然に反して、 自らの心身をむち打って労働せざるをえない自己自 身に指一本触れることはできない。その意味でフー リエにとって、オーエンの共同体は、たんに教育し て自発的に労働させる機関、つまり快楽や喜びのな い「修道院のような制度」31にすぎなかった。また フーリエの思想はサン・シモン主義を乗り越えるも のでもある。サン・シモンが言うように、合理的な 生産において「支配」が解消し、「管理」がそれに とって代わったとしても、労働する個々の人間のう ちで自然と理性の関係が敵対的なままであるなら ば、それは「管理」の内側にふたたび「支配」を必 然的に招き寄せてしまうはずだ。こうした倒錯した 道行きはいずれも、フーリエによれば、快楽を求め て快楽を禁圧する誤った「英知」の道であり、それ はまさに「転倒した世界」の姿であるといえる。

これに対してフーリエは、労働と内的自然との関 係、つまり情念の問題を解決することで、真の「英 知」の道、つまり「正立した世界」の実現を目指す べきだという。フーリエによれば、人間を構成する それぞれの情念は他の情念と引き合う「引力/魅力 attraction」をもっている。だからさまざまな情念が 互いに引き合ったり反発し合ったりするその法則を 見いだし、それにしたがって情念たちを正しく配列 するときには、人間の自然は全体として満足し、そ こには持続的な快楽が実現するという。

これを説明するためにフーリエは音楽の例を挙げ る。たとえばある音は、他のどの音と協和し、かつ どの音と協和しないかについての固有の性質を持っ ている32。ある音は、ある組み合わせにおいては互 いに魅力をもって引き合うが、別の音とは引き合わ ない。だが引き合わない不協和な関係もまた、楽曲 全体としての快楽をより高めるためには効果的な役 割を果たすであろう。彼は言う。「二音はその隣の 音である嬰ハ音とも変ホ音ともまったく調和せず、 また、さらにその隣の音である本位のハ音やホ音と も殆ど調和しない。社交的調和においては、調和と 同じように不調和も必要である。」33 それぞれの音 がある情念を人間のうちに引き起こすとすれば、 これらの「情念系列 Séries passionées」、言い換 えれば、調和と不調和からなる「対照的集合の系 列 Séries de groupes contrastes」34 をただしく構成 できれば、その情念系列は全体として最大の調和 と喜びを人間にもたらすはずである。そうした情念 系列のいわばコンポジションをフーリエは「社交的 sociétaire 」と呼んでいる。全体としてもっとも快楽 を高める効果的な情念の流れを構成する社交的関係 性においては、情念と理性、自然と人間、そして人 間と人間のあいだの支配的関係もまた解消されるだ ろう。なぜならそのとき両者は、その時々に敵対し 不調和を引き起こすとしても、むしろそれゆえに、 全体としての快楽と幸福を効果的に演出するのだか ら。これはまさしく、機械論的な自然支配に対抗す る全体論的で有機論的な自然解放の主張である。

こうした引き合う魅力、つまり感性的な響き合い を可能とする組織としてフーリエは「交流社会 Association 」を定義し³⁵、それは、古代ギリシャにお いて長槍をもった 1800 名の歩兵たちが構成する密集 した方陣、すなわち「ファランジェ phalange | を基 礎的単位として構成されると主張した。そしてその ファランジェ軍団を収容する快楽の「宮殿」を「ファ ランステール phalanstère 」と彼は名付けた ³⁶。

フーリエは、様々に属性が異なる人々が、伝統的 な家族に代わってこうした「軍団」を構成すること で、「軍団」は、家族制度に伴う諍いや非効率を排 して調和を達成し、何倍もの生産力を発揮できると 主張する。

彼は言う。手仕事としての家事を排して家事を機 械化し、効率的な分業によってそれを再編するなら、 「三百人の主婦に代わって十名の専門家でことたり るであろう」³⁷。その分業においてたとえ労働の疎外 と「不調和」が一時的に生じたとしても、それによ り高度な生産力を達成できるなら、それは全体の調 和を演出する一要素となりうる。軍団のいわば兵士 たちには様々な料理が提供されるばかりか、そのための費用や資源は節約され、主婦と召使いの八分の七に余暇が生まれ、それをより生産的な労働に振り向けうると彼は主張する。ベルサイユ宮殿になぞらえたファランステールは、同時にきわめて効率的に組織された兵営駐屯地なのである。

だがふたたび問題は「誰の手によるデザインか」、 つまりそうした快楽の軍団を誰が具体的に組織し、 全体としての響き合いと交感の系列を誰が設計する のかである。次のようなフーリエの叙述において、 この問題はとりわけ先鋭化する。

フーリエによれば、一つの労働はそれに応じた一つの情念を人間のうちに生みだす。一つの労働作業が単調かつ長時間となるとき、人間は一つの情念に固定されて退屈や苦痛を感じるだろう。そのとき労働は、人間の「移り気情念」を満たさない。これに対して、質的に異なったそれぞれの情念を、まるで音楽を構成する音符のように時間軸上に適正に配列するときには、一つの楽曲や戯曲が全体として満足をもって観賞されるように、情念系列は全体としてそのまま欲望の充足、つまりトータルな快楽を実現するはずであろう。「労働は、今日祝宴や芝居がそうであるのと同様に魅力的にならなければならない

だろう」³⁸。そのためには労働を細かく分割し、適正な情念系列に対応するように、労働単位を時間軸上に精密に配列しなければならない。

たとえば彼は次のような六月の日課を考案している。午前三時半:起床・準備、四時:厩舎集団での就業、五時:庭園集団での就業、七時:朝食、七時半:草刈り人集団での就業、九時半:天幕のもとでの野菜栽培集団での就業、十一時:牛小屋系列での就業、午後一時:昼食、二時:森系列での就業、四時:製造業集団での就業、六時:灌漑系列での就業、八時:情念取引所へ、八時半:夕食、九時:楽しい交わり、一〇時:就寝³⁹。

ちなみに午後八時に人々が出向く「情念取引所」 というのは、これこれの情念を与えるようなことを 私がなすので、あなたはこれこれの情念を私に与え て下さいというように、労働や娯楽におけるそれぞ れの情念の交換会のことを指す。そこには性的な情 念の交換も含まれると思われる。

午前三時から午後八時まで、ほとんど休憩なしの じつに一六時間労働が日課として課されているが、 ひとびとはこうした長時間労働をまったく苦にしな い(はず)であり、その時間は、労働対象(自然素材) とのいわば恋愛の時間として、喜びと快楽のうちに

LÉGENDE.

J. Étables, écuries et bâti-

K. Basse-cour

Nora. Les bâtiments ruraux auront généralement un développement plus considérable que celui de la figure. — La grande route passe entre le palais d'habitation te les bâtiments d'exploitation. — La rue-galerie est figuree le long des faces intérieures du Phalantière.

LÉGENDE.

- A. Grande place de parade au centre du Phalanstère.
- B. Jardin d'hiver, planté d'arbres verts, environné de serres chaudes, etc.
- C. D. Cours intérieures de service, avec arbres, jets d'eau, bassins, etc.
- E. Grande entrée, grand escalier, tour d'ordre, etc.
 F. Théâtre. G. Église.
- H. I. Grands ateliers, magasins, greniers, hangars, etc.

PLAN D'UN PHALANSTÈRE

TAGE 423.

Ou Palais habité par une Phalange industrielle.

図1 ファランステール平面図 産業ファランジェの宮殿

A. ファランステールの中央部分におけるパレード用の大広場 B. 常緑樹が植えられ、温室に囲まれた冬の庭園 C. D. 樹木、噴水、泉水などを備えた中庭 E. 主要エントランス、大階段、司令塔など F. 劇場 G. 教会 H. I. 大アトリエ、倉庫、穀物貯蔵庫、納屋など

一瞬のようにすぎさる(はず)であろう。

このときファランジェはこれまでの何倍もの生産 を達成しうるはずだとフーリエはいう。そして情念 を味方に付けたその強力な生産力と豊富な生産物 は、さらに人々の情念を満足させる資源として利用 される。こうして「情念引力の科学が交流社会を成 功させる唯一の方法」40となる。

フーリエにとっては、こうしたいわば労働の竜宮 城を建設することが、人間のうちに快楽や欲望を作 り込んだ神に応える道であり、したがって兵舎は 快楽の竜宮城であると同時に宗教施設でもあり、そ れはいわば神に仕える教会であった。

だが、こうしたフーリエの思想は、諸要素の有機 的な響き合いを主張しながらも、工業化の論理をよ り先鋭化させたものだと言える。各作業工程をより 精細に研究し、それをライン上に配置し、様々な部 品を流れ作業で製品のうちに効率的に組み込んでい くのが工業化の基本操作である。これと同様、それ ぞれの情念を精細に研究し、それを時間軸上に順序 よく人間に組み付けていくのがフーリエの基本動作 なのである。彼の言うファランステールは、いうな れば、まったく無駄なく組織された情念ライン工場 だといえよう。

ここにおいても、調和的連関を組織して運営する デザイン主体と、その設計にしたがって配置される デザイン客体とは、通常の工場のように完全に分断 されている。フーリエのいう情念の解放系列を実現 するには、それぞれに異なるすべての自然素材や人 間たちの性質を完全に把握し、それら諸要素を完璧 に配列する役割を全体の設計者、もしくは管理者が 引き受けなければならないだろう。

しかし設計者の能力は有限であり、しかもその設 計者自身が一定の情念の影響下にあると思われる。 にもかかわらず、フーリエのファランジェ、もしく はファランエステールは、設計者に無色透明で万能 のありかたを想定しているように見えてしまう。有 機的な交感の全体設計が不可能であるとすれば、そ の設計行為は要素に対して強制的・機械的性格を帯 びざるを得ない。フーリエの矛盾とは、完全に有機 的な全体設計を精密に追求すればするほど、そこに 機械的な強制力を結果的に発動することにならざる をえない点にある。



図2 ファミリステール (Guise)

フーリエの思想の影響を受けて、産業家のアンド レ・ゴダンはギーズ市に「ファミリステール」と呼 ばれる集合住宅を建設し、工場労働者とその家族た ちが、現状の家族という枠に縛られずに共同生活す る産業共同体を建設した。そこで目指されたのは労 働によって生みだされる富を、水道・ガス・住居と いったライフラインはもちろんのこと、託児所、児 童教育、医療サービス、劇場、売店、洗濯場、プー ルといったかたちで労働者に還元し、かつ同時にそ の集団居住形態を通じて労働者相互の扶助を実現す ることであった。そのため人々はファミリステール から一歩も外に出ることなく、すべての要求を満た すことができるとゴダンは主張した。とはいえそこ で労働者たちを待っていたのは、「情念系列」にし たがう快楽の日々ではなく、もっぱら規律正しい鋳 造所での義務労働であった 41。

ゴダンの目的は、人間性のすべての要素、つまり 生産と消費のすべてをまかなう巨大な「家族」を形 成することであり、そうした家族的経営によって労 働の規律と生産性を確保し、同時に浴槽や便器、水 道ポンプといったその主要な生産品をつうじて、社 会全体の労働者の生活を改善することであった。

フーリエの思想に基づくさまざまな試みのほとん どが早期に失敗し消滅する中で、ゴダンのファミリ ステールの経営が1968年まで持続したのは、ゴダン とその後継者たちの実務能力によるのはむろんのこ と、なによりフーリエがファランジェの中枢に据え た「情念」による「快楽」の代わりに、「義務」に よる「規律」を導入したこともあると思われる。

フーリエの思想は快楽の実現を目指すシステムを

考案するという点で、基本的に功利主義の系列にある。功利主義の創始者であるベンサムは、各人は自らの幸福の「最善の判定者 best judge 」であるとして、各人の幸福(快楽)の内容に立ち入らず、いわば幸福追求の自由を各人に保障する立法制度を提案したことを思い起こすべきであろう。そのためにベンサムは「規律と訓練」42を為政者に実現するパノプティコンを提案した。

これに対し、フーリエのように人間の情念を規格 化し、それを工場のように配列する中央集権的なデ ザインの「科学」が可能となるのは、人が代わって も行動と情念の関係が基本的に同一であるという前 提があってのことである。現実には、生命維持のた めに一律に労働する労働者といえども情念の感受性 はそれぞれであり、その多様性を管理者がすべて把 握することは不可能であった。だが散漫な情念を統 制して「義務」と「規律」を統合の原理とするなら ば、共同体を全体的に設計・運営することは十分に 可能だといえよう。なぜならディシプリンとは内容 を持った多様な情念を一定の身体形式に統制する運 動にほかならないからである。たとえ労働が自らの 情念に報いることがなくとも、その労働に耐え忍び、 その報酬として住居や教育、医療などの基本的な生 活ニーズを満たしてもらうかぎり、情念の感受性ま で設計者に考慮してもらう必要はない。

ゴダンのファミリステールの住居部分は中庭から 全体が見渡せ、「相互扶助」の名の下に相互監視を 可能とするパノプティックな構造を持っている。こ の点でゴダンのファミリステールは、内的自然との 調和を目指す快楽のデザインではなく、フーリエが そう批判したかぎりのオーエン主義、つまり内的自 然の統制を条件とする「修道院」に近づいていく。

四、二十世紀の後継者たち

初期社会主義は、工業化による自然と人間の分割に対抗して、そこに全体性を再建する何らかの社会を構想した。これに対してエンゲルスはそうした初期社会主義のありかたを「ユートピア」⁴³と批判した。それが「ユートピア」であるのは、彼らが共同体という共産主義社会の完全なイメージを創り上げた一方で、それを実現するための歴史的・社会的な土台についての「科学」を欠いていたからであった。

しかしながら今日の目から見れば初期社会主義が「空想的」であったのは、その背後にあった産業社会の現実を科学的に把握していなかったためではなく、あまりにもその現実をするどく把握し、その現実を誇張して表現し、ある意味でのデストピアを現実化してしまったがゆえである。

初期社会主義の思想家たちが「空想」したのは、 工業化によって疎外された人々のために、その人々 に成り代わって社会を再設計することであった。そ うである以上そこでは、設計者と設計の対象者との 支配的関係はもはや問題ではなくなる。つまり彼ら は、「誰のためのデザイン」という問題に徹底的に 応えることで、「誰の手によるデザイン」を問わず ともよくなる、そうした非人称の「システム」を夢 想したといえる。だがこうしたシステムは、それが 精密化し、鋭敏で高速なフィードバックを必要とす ればするほど、わずかな齟齬や遅れによって全体が 一瞬で瓦解する脆弱性を帯びる。この矛盾に迫られ てシステムは、それを持続的に維持するためにこそ、 その本来の目的であった有機性や全体性をある程度 裏切らざるを得なくなる。このときシステムは支配 的性格を帯び、「誰の手によるデザイン」かにかか わるその盲点は、それが問われなかったがゆえに容 易に第三者に簒奪されてしまう。こうしてユートピ アはデストピアに転落する。

オーエン主義においては、労働者や消費者の意思、 その多様性を考慮することなく、経営者がその「環境」を一方的に構成し、「教育」の名の下で人間を強制的に「化合」する危険が生じる。そしてサン・シモン主義においては、事物に対する管理とそれをつうじた人間との「協働」という理念に反して、オスマンによる都市改造のように「皇帝」や「知事」と技術官僚による敵対的支配を結果する。またフーリエ主義においては、その核心であったはずの情念の解放は裏切られ、ゴダンによるファミリステールのように、産業家と建築家の共同作業によるパノプティズムの様相が生まれた。

初期社会主義のうちに胚胎していたこの危険は、二十世紀において、一方ではマルクスとエンゲルスの「科学的社会主義」を経由して、ソビエト連邦におけるボルシェヴィキ支配、エリート官僚主導の計画経済、全体主義的な集団化のうちに現実化した。

そして他方では、テイラーの「科学的管理法」や フォード主義を通じて、アメリカ合衆国の資本主義 的経営のうちに具体化した。それはエンゲルスがそ う呼んだような、どこにも存在しないユートピアで はもはやなく、逆に眼前の赤裸々な現実それ自体で あった。ここでデザインと設計は、支配を廃絶し、 有機的社交性を実現すると称しながら逆により深く 機械論的支配のうちへと陥っていく。

「誰のための」と「誰の手による」という二つの 観点が分裂し、デザインがある種のデストピア的形 態をとった二十世紀の事例として、フレデリック・ テイラー (1856 - 1915) の『科学的管理法』 (1911 年)を挙げることができる。テイラーはこの著作に おいて、職人たちが作業工程をみずからの時間的裁 量のなかに抱え込み、意識的・無意識的な怠業が職 場に蔓延していると主張する。工程のうちに密かに 紛れ込む怠業を排除するには、出来高賃金制を取る という選択肢が経営者にはある。だがテイラーによ れば、出来高賃金制のもとでは結局のところ、作業 効率を上げれば上げるほどそれが標準化してしまう ので、労働者は意図的に作業効率や労働強度を頃合 いのよいところで調整するようになってしまう⁴⁴。

そこでテイラーは、職人や労働者の自主的な裁量 の余地を作業工程から完全に排除し、すべての作業 工程(課業)を標準化して可視化し、そのための工 具や機械をすべて規格化することを主張した。いか なる複雑な工程(課業)といえどもその全体を最小 限の作業単位にまで分割し、それぞれの作業時間を ストップウォッチで計測してそれを積算すれば、経 営者は生産時間全体を隅々まで「科学的」に可視化 しうる。そのとき経営者は、労働者の不要な動きや 無意識の怠業に至るまで、それを徹底的に排除して 生産効率を極限まで引き上げうる、とテイラーは主 張する。こうした「科学的管理法」は、雇用主に「限 りない繁栄」をもたらす。テイラーによれば、それ はたんに大きな利益や配当といった目に見える利益 に留まらず、すべての事業をその最高水準に維持し、 事業と社会の活力を最大限に高めるという意味での 「繁栄」である。

またそれは労働者にも「最大限の繁栄」をもたら すとテイラーはいう。労働者たちは、徹底した労務 管理を通じて、作業にともなう危険や搾取から守ら

れるとともに、自己の最大限の能力を発揮して最高 の仕事をなしているという悦びと自尊心(いわば能 力感情)を得る。それと同時に、その高度な生産性 により高い報酬と生活水準を実現するのである ⁴⁵。

テイラーは、ベスレヘム・スチールにおいて、「鈍 重で才気に欠け、例えて言えば雄牛のように力はあ るが不器用な大男」という条件を満たす「シュミッ ト」を選び出し、時計を持った監督者のもとで、歩 けと言われれば歩き、休めと言われれば休むという 指示のもとで作業させた。結果として「午後五時半 には、47.5 トンの銑鉄が貨車に収まっていた」⁴⁶。こ うした労働ノルマの引き上げによって労働生産性は 3.8 倍にまで上昇したが、シュミットは1.15 ドルか ら 1.85 ドルへの日給の引き上げで満足した。

だが「科学的管理法」の理念にしたがってみれば、 これは労働者を窮乏化へ導く「搾取」ではない。と いうのも第一にノルマを引き上げたからといって、 労働者の消耗が進行するとは限らないからである。 テイラーは、作業のための消費エネルギーを計測し、 それと作業者の疲労度との関係を調べたところ、両 者のあいだにはいかなる相関関係もないことを見い だした⁴⁷。「重い荷物を持っている間は腕の筋肉組 織が劣化するため、時折負荷から解放し、血流の力 で筋肉組織にみずみずしさを取り戻させる必要があ る」48といった科学的配慮をおこなうなら、作業ノ ルマを 3.8 倍に引き上げても労働者の疲労度を一定 に保つことができる、のである。むしろ、だらだら 働く労働者は、きびきび働くことによって自分の能 力を最大限に発現させ、そのことでかえって元気に、 健康になる。

第二にそのノルマは科学的に設定されているがゆ えに労働者を窮乏化させず、逆に労働者の人生全体 を向上へと導くからである。テイラーは労働者の限 界作業量について、短時間、数日間耐えうるもので はなく、優れた人材が何年ものあいだ無理なく続け られて、労働者を不自由のない暮らしへと導く持続 的なものであるべきと述べている49。したがって雇 用者が労働者を使い潰して使い捨てにするような粗 野な「搾取」に対して、初期社会主義の思想家たち と同様、テイラーも全くもって否定的である。

労働者の給与や労働条件はむろん向上するが、し かしその程度もまた、労働者の一時の快楽のためで はなく、その人生全体を視野に入れて見極められる。 テイラーは、生産性がどれほど上がっても給与は相 場の六割増し程度に抑えるべきだという。というの も、あまりに高すぎる給与は労働者を浪費がちにし、 その生活規律と労働意欲を弱めてしまうからであ る。「生活を充実させ、貯蓄を始め、分別を身につ け、仕事に打ち込む」⁵⁰ にふさわしい緊張感のある 水準に給与を「科学的」に設定しなければならない。

こうした「科学的管理法」、作業工程の規格化は、トーネットにおいて部品の規格化がそうであったように、管理者が各作業工程を自由に編集することを可能とする。その編集によって経営者は、生産工程の変更や新たな需要に瞬時に応えるのである。このようにして獲得される高い生産性と即応性は、企業経営者や管理者だけでなく-搾取がなければ-、単純作業に従事する労働者にとっても、労働時間を短縮し、休暇と昇給を保障し、福利厚生を整え、それによって労使の「協力関係 cooperation」51 を維持させる、とテイラーは主張する。

テイラーは労働者と経営者、つまり会社の構成員全体が活かされるようなデザインを提示した。だがそれによって実現される「協力関係」は、労働者の自由の余地を徹底的に奪い尽くすことによって可能となるものであった。「誰のための」を徹底化することによって「誰の手による」問題が胡散霧消し、決定的に非対称的な関係性があたかも相互に自発的な「協力関係」であるかのように見えてくる、こうした状況をテイラーは望んだ。それはまさしく初期社会主義の理想の実現であった。テイラーはこうした作業工程の精密な設計と運営を「マネジメント」と呼ぶ。「マネジメントの目的は何より、雇用主と働き手ともどもに『限りない繁栄』をもたらすことであるべきだ。」52

科学的管理法と同様の考え方を生産工程に取り入れてそれを大規模に現実化したのが、周知の通り、ヘンリー・フォード (1863-1947) であった。1908 年に彼はT型フォードと呼ばれる量産モデルを開発した。フォードは工程単位をそれぞれの労働者に受け持たせる組み立てラインを導入し、T型の価格を劇的に引き下げた。同一モデルの販売台数が増えれば増えるほど、一台あたりに必要なコストは押し下げられ、そのことがさらなる需要を喚起するという正

のフィードバックが働いて、T型フォードの生産台数は発売から 19 年で 1500 万台にまで達し、米国社会全体をモータリゼーションに導いた 53 。

同時にフォードは、効率化と大量生産によって達成した高い利益を労働者に積極的に還元する方針をとった。1914年にフォードは、当時の平均的賃金であった2.34ドルの日給を5ドルへと大幅に引き上げ、労働時間を一日9時間から8時間へと短縮すると発表した。生産工程の規格化とそれによる圧倒的な効率化は、労働と労働者そのものを規格化することを結果し、それによって労働者ははるかに生産的になった。結果として社会の富は機械化以前に比べて比較にならないほど拡大し、その富は社会を支える労働者階級の一部にまで恩恵をもたらし、自社が生産する自動車すら購入可能な「大衆」を生みだしたのである。

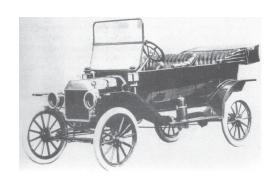


図3 Model T tourer (1914)

ここでテイラーに対してフォードがもつ優位性とは、こうした有機的組織化に対応するプロダクトデザインをフォードが具体化した点にある。1914年のモデルに注目すると、このデザインが、徹底的なラインシステムによって機械的に生産されているにもかかわらず、驚くほど伝統的かつ優美であるとの印象を受ける。このモデルが模倣しているのは明らかに幌付き馬車であり、馬の位置にエンジンが、御者の位置に運転手が位置している。同一車種を大量に生産することで部品コストを削減すると同時にそれを精密化し、そうした部品の組み立てによって伝統的な優美さを、つまり馬車に由来する有機的な統一性を再構成できることをこのモデルは示している。この製品と同様、それに関わる人間の組織もまた、それとまったく同じ論理によって有機化される。

彼の伝記で彼が一貫して主張しているのは、過去からの決別と過去への勝利である。ヨーロッパ大陸で培われた伝統、文化、学問、宗教、そうしたものへの従属を裁ち切り、機械の力で未来に向かうことをフォードは力説する。フォードにとって機械化する企業家精神こそが、アメリカ人という新たな民衆共同体に固有の文化、その独立を示すものだった。そしてフォードは旧大陸が培った伝統や優美さ、その有機性を当の機械化を通じて再現することで、旧世界に追いつき、それを凌駕したと信じたのである。

こうした社会総体の産業的機械化において、その 機械化が進めば進むほど、すなわち原型を大量かつ 高速に複製する能力が高まれば高まるほど、その図 案を描き生産工程を設計するデザインの社会的重要 性は増すばかりであった。そこにおいては生産物の 設計と生産工程の設計は一体のものであり、デザイ ナーはもはやむきだしの実用品に美的装飾をほどこ す図案家ではなく、工業製品の内的な構成論理を熟 知し、生産工程を合理的に組織する設計者である。 それはまた同時に、たんに労働力をライン上に配置 するだけではなく、労働者の身体と精神の働き方、 その内的な構成論理を熟知し、労賃を操作すること によって作業精度を高めたり労働の動機づけを与え たり、その結果を見て労働者への関与をフィード バック的に修正もする経営技術者でもある。製品と 生産過程の双方に対して一分の隙もなく精密に配慮 することで、一つの有機的な組織体として最終生産 物が結晶化する。そういう意味ではフォード自身も また、第一級の企業デザイナーであり、かつ同時に 第一級のプロダクトデザイナーであった。

二十世紀の資本主義的経営の極北に位置するテイラーの「科学的管理法」やフォードの企業デザインは、十九世紀の初期社会主義たちの協同組合や共同体と驚くほど類似している。フォードがアメリカ民衆の英雄となったのは、コーポラティズムという初期社会主義の理念を彼が実現したからである。彼は生産性を向上させて労働者を豊かにし、消費者に性能のよい優美な商品を安価に提供し、国民共同体を新たな調和に導くことで「誰のため」に関わるデザインの条件を完全に満たした。そうであるがゆえにそれが「誰の手による」のかを人々がもはや問題にすることがなくなる状態、すなわち、あたかも支配

が解消してしまったかのような仮象を、彼はひとと き人々に信じ込ませたのである。

フーリエにおいて機械的な労働単位がその配列を通じて全体的調和を実現するように、テイラーやフォードにおける他律的なライン労働も、人生と世界の全体的調和を作り出す。初期社会主義者も「科学」的産業主義者も、どちらも、自由な労働契約が労働者を搾取し、生活環境を悪化させ、労使関係を険悪にする現実に対して、人間の生活全体を掌握する包摂的で全体論的な関係性をつくりあげようとする。だがその全体性と有機性はつねに不完全なものに留まらざるを得ず、それゆえそこには支配の要素がかならず回帰してくる。にもかかわらず全体が満たされているという仮象、そのヴェールは、全体が誰によって設計され運営されているかというデザイン主体の問題を盲点化する。

その盲点となった場所を簒奪したのが、フォードの不吉な後継者、ヒトラーであった。ヒトラーはフォードの熱烈な崇拝者であり、フォードと同様に民族集団の力の拡大を全面的な機械化のうちに欲望し、生産力の向上と労働者の待遇改善によって国民全体に幸福な統合を生み出そうとした。そしてヒトラーは、フォードの工場を超えて、国民もしくは民族、人種といったイデオロギー概念を直接に用いて、社会全体をトータルに再編する全体主義的な国家設計へと進んだ。

たしかにフォードとヒトラーは十九世紀の工業化後期の時代をすでに抜け出ている。彼らに共通するのは、新しい技術によって人々の知覚の形式を根底から変化させ、そこで生まれる力動感を通じて熱狂と優越心を生みだす技術急進主義である。ヒトラーのフォルクスワーゲン(国民車)構想は、勤勉と節約を奨励することで自動車を労働者に所有させ、アウトバーンを疾走してアルプスへと赴くドライブ旅行を労働者家族に歴史上はじめて実現した。高速道路と自動車は一つのメディアであり、そのメディア統合と自動車は一つのメディアであり、そのメディア統合と対した。こうしたメディア論的な覚醒化は、伝統や既存の制度を打ち破り、人間本来の力を解放すると称するある種のニーチェ主義と相まって、二十世紀モダニズムの基本的情動を形成する。

とはいえ、二十世紀のモダニズムにともに属する

はずの両者が十九世紀の初期社会主義から依然として引き継いでいるのは工業化社会の理想である。 それは、機械化をその限界まで徹底することで、人間と自然資源の全部を、社会デザインの完全なる客体として、一分の隙もないシステムへと、神のごときデザイナーの手によって有機的に組織すべきである、というものであった。



図 4 フォルクスワーゲンの広告(1938) 「週に 5 マルク節約すれば、自家用車でドライブできる」

五、小括-肯定的弁証法と否定的弁証法

こうした十九世紀の思考法の哲学的原型は、ドイツにおいてはヘーゲルの弁証法によってすでに準備されていた。ヘーゲルは『法の哲学』(1821)において、市民個人がその欲求に基づいて様々な事物や労働を交換しあう「欲求のシステム」として市民社会を規定した。市場においては、各個人はそれぞれに自らの欲求の満足を求めて相手を手段化する敵対的状態にある。この機械論的なシステムにおいて、労働の疎外や貧富の格差といった非理性的で反倫理な事態が生じ、人々はかえってその欲求を十分に満たすことができなくなる。この矛盾に対して、市民社会は国家へと移行することではじめて有機的に統合されて、ようやく理性的で倫理的なものになると

へーゲルは言う。「国家とは人倫の理念が現実的となったありさまである」⁵⁴。そうである以上、国家の一員として国家に一体化しようと努力することが個々人の義務となり、そうすることではじめて、その個人も理性的で倫理的な存在となる。否定的な矛盾がより高次の積極的な統合状態を生みだすこうしたへーゲルの論理のふるまいを、肯定的な弁証法と呼ぶことができるだろう。

ヘーゲルが言うように、欲求のシステムから発す る問題を是正するには国家の役割を度外視すること はできない。また、社会倫理の現実的基盤を国家 が担うことも全否定はできない。だが依然として問 題は、市民社会から国家へ、欲求から理性へと至る その進歩の道筋を誰がデザインするのか、もしくは それをデザインする権利を誰が持つのか、である。 事柄そのものの内部に潜在する矛盾が顕在化し、そ れがより高次の形態へと生成する論理を客観的に記 述しているにすぎないとヘーゲルは言うであろう。 だが国家へと収束しゆくそのプロセスのうちには、 ヘーゲル自身の個別的で主観的な志向が浸透してい るはずである。ただたんに「客観的」と主張される 過程を主観的に記述するほかないこの矛盾が、ヘー ゲルの肯定的弁証法を疑わしいものにする。ヘーゲ ルの「体系」においてもまた、「誰のための国家」 かは問題となっても、「誰の手による国家」かは問 われることがない。

ヘーゲル弁証法の肯定的性格を本格的に批判した のが、二十世紀ドイツの思想家であり、フランクフ ルト学派に属するアドルノである。彼はその著書、 『否定的弁証法』(1966) において、人々の生活の なかで生じる様々な矛盾(かの「市民社会」が分泌 する矛盾)が、国家のようなより上位の肯定的な全 体性へと回収されるのではない弁証法の可能性を探 究した。欠損、敵対、疎外、矛盾は、全体としての 有機的システムのうちに包摂されてしまうのではな く、そのつど別の「何か etwas 」を呼び出し、それ との連関を作り出し、特定の全体性に収束すること なく離散的・開放的に連鎖しゆく。その過程は、結 果としてみれば、星座のような「布置連関 Konstellation」⁵⁵を残しゆくのだとアドルノはいう。こうし たオープンな弁証法の展開のありかたを「否定的弁 証法」とアドルノは呼んだ。

アドルノの否定的弁証法においては、ただ一人の人間、ただ一つの理性、ただ一つのパースペクティヴが全体をデザインするのではない。その代わりに、人間や自然資源といった多数の要素は、それぞれが負った傷の実相に応じて、いわば我知らず、行方を知らぬ行為者として他の要素を呼び出し、それらと連関を形成しゆく。全体を見渡す統一的視点を放棄し、なお傷の手当てをそれぞれの主体が、それぞれのローカルな局面で試みようとするとき、デザインは否定的弁証法の論理に従う。そこには、「誰のための」と「誰の手による」という二つの観点がつねに相即し、それぞれの個別者が設計主体とその受益者の役割をともに担うことで、有機的連関を実現するデザインの論理が示されている。

工業化後期の時代のデザインには、こうした否定的弁証法に従うもう一つのラインも存在した。それはラスキンからモリスへと至るラインである。ラスキンとモリスのいう「手」は、最終的な完成形態を知らずして、その時々のいわば予感にしたがって、「何か」を探る。そのかぎり手の作業は、カントのいう自由美の規準である「目的なき合目的性」の論理に従うものである。だが他方で、かれらの手の作業は、カントのいう自由美を外れて、目的に規定された実用技術の領域においてその論理を展開する。だとすれば手の作業は、開かれたソーシャル・デザインの可能性を示すものと予想できる。

次節以下はこの仮説を検討するが、それに先だって、まずは手による工芸の位置づけを確認しよう。

近代以前において「技術 ars」は、実用技術と美に関わる技術の双方を包摂していた。こうした広義の技術(芸術)は、超越者と交流する手段としての宗教的儀礼のうちで展開し、のちの啓蒙された時代になっても、超越者自身のイメージもしくは神殿や教会の意匠を形成する技術として、またそこに配置される絵画や彫刻、音楽を構成する芸術として、いずれも超越者の聖性を代理し装飾する役割を果たしてきた。いうなればそれは宗教の道具であった。

これに対して近代芸術はなによりもまず、宗教的目的からの解放、「目的なき合目的性」としての自律原理によって定義される。近代の芸術家は、その自律性の主張とともに、外部目的に従属するだけのたんなる職人から自己を区別して、美を自ら直接表

象する至高の存在であると主張し始める。職人が儀 礼や生活の「手段」を生産するとすれば、近代の芸 術家は、生活目的から切り離された作品を「目的そ れ自体」として生産する。

工業化が進展すると、実用物に従事する前者の職人たちは、一方では機械に従属して単純作業に特化する単純労働者と、他方では一定の自由裁量のもとで、手によって実用品を制作する熟練した職人とに次第に分割される。

たとえば、トーネットやウエッジウッドのような 当時先端的なデザイン企業においては、蒸気機関や 印刷機をはじめとするさまざまな産業機械が生産過 程に導入されながらも、なおそこには職人の手の技 術が必要とされた。機械と手が混在するこのマニュ ファクチュアの領域では、産業機械による自動化(機 械性)と、手の延長である工具における熟練(有機 性)の二つの原理がせめぎあっていた。

十九世紀における機械化の進展は、もともと「手manus」による制作を意味するマニュファクチュアの領域をますます縮小させていく。マニファクチュアは次第に名ばかりのものとなり、実用物にたんに美的な装飾物を機械的に付加する助けとなるか、機械的大量生産に対抗して職人による特権的な一品生産を維持するかという選択を迫られるようになる。

ヴィクトリア朝の時代、前者の道においては、手が制作するような複雑な装飾がそれ自体機械によって複製されるようになり、職人は、そのプロトタイプを描画するデザイナーに従属するようになる。たとえば毛織物や綿織物などの織物産業においては、図柄の作成に芸術家や図案家の熟練が必要となり、織物職人は、蒸気機関によって駆動された巨大な機械群の助手、その意味での専門的な労働者へと次第に解体されていった。

他方で、手による一品生産が許される特権的な領域においては、工房を運営する職人は、マエストロの地位を引き継ぐ独立した設計者、美に従事する自由な存在として、製品のデザインとその制作の双方に責任を負う存在でありつづけた。実用物の制作領域においてなお、「目的なき合目的性」としての自由美の側面がかろうじて生きながらえる、そうした領域こそ、十九世紀における工芸という分野であった。工業化以後の近代において工芸は、近代芸術の

自律的発展からも、大規模な工業化の技術革新から も取り残され、第三の、手による美の領域として残 存したのである。

全面的工業化ののちにも、その中間的領域が歴史のうちになお残存したのには理由がある。十九世紀においては、もはや聖職者や貴族といった古い特権階級は勢力を失い、それに代わって支配力を振るったのは工業化を指導する産業者たちであった。だがこの産業者たちは、ひとたび社会的権力を確立すると、サン・シモンが批判したように生産現場の合理性から遊離して貴族を模倣し、幻想的な美の遺域に逃避するようになる。その自己意識に対応するのは、合理的に構成された工業製品ではなく、かつて貴族のステイタスに奉仕した手による装飾品であった。実務的な産業者が特権的なブルジョワジーへと変質する歴史的な反動局面に対応して、手工芸の領域は、工業化以後にもなお生きながらえたのである。

このかぎり、職人的な手作業と装飾への依拠は、 産業化と大衆化に抗う反動的領域への固執を意味す ることになる。それはある種のロマン主義、もっと 厳しく言えば、たんなるブルジョワ趣味であろう。 ラスキンとモリスは、こうした反動局面と危険な取 引をしながらもなお、それを強烈に批判し、デザインの主体を全体的設計者から民衆の「手」へと取り 戻す可能性に賭けたといえる。

六、ラスキンの美学

初期社会主義やテイラー/フォード主義からラスキンが区別されるのは、彼がまずもって生産労働における「快楽 pleasure」に焦点を当てたことによる。初期社会主義とその後継者にあっては、労働そのものが直接的な喜び、つまりアリストテレスが言うような人生の目的としての最高ものものがである必要はかならずしもなかった。労働者のものもなかった。労働者は機械の一部としてライン作業に従事するとしても、そうした労働者のありかたが全体システムのうちにおいてもでいたが、個々の労働は耐えらいである。労働の快楽にもっとも接近したと思われるフーリエにおいてさえ、労働に関わる快楽は「気まぐれ情念」との関連で規定され、労働時間を

さまざまな業務に分割・配置することによってい わば労働者の目先を変えることが提案された。す くなくとも『新世界』におけるフーリエにおいて は、あくまで労働(に伴う情念)の分割と配列が 問題であったのであり、系列を形成する個々の労 働単位までをも官能的とするには至っていない。

ラスキンの晩年の著作、『ゴシックの本質』(1892) の序文でモリスはまさにこの点を正確に見定めてい る。「オーエンは、共同性と善意によって労働が少 なくとも耐えられる endurable ものになる可能性を 示した。またフランスでは、フーリエがこの問題を 長い射程で論じた。社会を再構築しようと精巧に仕 上げられたフーリエのシステム全体は、労働のうち で快楽 pleasure を得るある種の希望に基づいてい る」。とはいえ、と彼は続ける。「フーリエが労働 のうちに快楽を実現するバネとして頼みとしたのは 芸術ではなく、勤労意欲の刺激であった。その刺激 は、快楽となり得る労働の本質的部分ではなく、偶 有的なものである。またフーリエは労働の合理的配 置というものに依拠している。これはたしかに労働 の重荷を軽減してくれるであろうが、官能的な快楽 sensuous pleasure の要素を労働に与える procure も のではない。まさにその官能的な快楽こそが、真の 芸術すべての本質なのである | 56。

工業化の基本は、全体をできるだけ小部分に分割し、明晰判明に直観されたその要素単位を線状に配置するというデカルト的操作であった。テクストもまた、とりわけグーテンベルクの活版技術の開発以降、印刷技術が工業化されるにつれて、活字そのものの規格化と量産化によってその傾向を次第に強くした。そこに共通するのは、機械的に分割されたその要素単位を組織し、再配置することで全体的な有機性を回復させようとする試みである。

これに対して、モリスがケルムスコット版のテクストデザインで意図していたのは、テクストそのものを字母や音素(図5ではWEのW)といったその要素単位から根底的に有機化することであった。要素単位の機械化それ自体がここでは否定され、要素それ自体が内発的な生命力を発揮する官能的なものとして表現されている。テクストもまた、植物模様の中に埋め込まれ、全体的有機性の一断面、一つの窓のように表現されている。



図5 ラスキン『ゴシックの本質』 ケルムスコット版 (1892)

この序文の後でラスキンは、「今日におけるほど社会の基礎が揺さぶられたことはかつてなかった」という 57。それは物資の不足のためではなく、「パンを得るための仕事に喜びがまったくない」という事態のためである。「それゆえにこそひとびとは快楽の唯一の手段として富を求める」 58。もし労働それ自体が喜びであれば、ひとはそこですでに対価を得て満足するだろう。だがそうでないとすれば、人々はその対価として他者の労働の成果、すなわち「富」を少しでも多く手に入れ、そこで代わりの快楽を得ようとするほかない。

ラスキンやモリスが全体的連関のみならず、最小の要素単位にこそ有機性や快楽を要求することは、 「誰の手によるデザインか」をめぐるデザイン主体 の問題と深く関わっている。

ラスキンによれば、古代ギリシャやルネサンスの親 方は様々な装飾を幾何学的に職人につくらせたとい う。それはパンと安全という代わりの「富」を対価と した機械的な労働であった。たしかに職人は親方の指 示に従って杓子定規な仕事をするかぎり無残な失敗か ら守られるだろう。それによって親方は職人の人生を 失職と飢えから守り、それに一定の安楽を保証するだ ろう。だがそのとき職人に自由はなく、それゆえに個 別の制作物に職人の喜びと生命は反映されない。ラス キンに言わせれば、今日においても、古代ギリシャと 同様、代わりの「富」と引き替えにする労働は奴隷の 強制労働であり、その安楽は奴隷のそれである。

古代ギリシャやルネサンスの理性主義的な職人支 配に対して、ラスキンによれば、中世以来のキリス ト教は人間の不完全さを赦す。その赦しと寛容に対 し、職人たちはまさに小さき者、「この最後の者」と して、自らの能力の限界を謙虚に自覚し、その不完全 性にもかかわらず自分にできる精一杯のことをなそう とする。だがそうした不完全性は職人の自由の反映で ある。親方は寛容にも、職人たちの思考能力を引き出 し、みずからの頭で何をなすべきかを考えるよう職人 をうながす。それは職人を道具ではなく人間として扱 う道である。その結果そこには、たとえ不完全であっ たとしても、いやそれゆえにこそ、喜びと生命に満ち た多種多様の形象がその瞬間瞬間に生まれゆくとラス キンは言う。要素単位の快楽、いわば微分された快楽 は、指示を受けない労働の自由、つまり人間の不完全 性を条件としてはじめて実現するのである。

彼は言う。「働く者を人間にするならば道具にはできない。まずは想像させ、思考させ、為す価値のある仕事をさせてみよう。すると、機械を回転させて描き込む模様のごとき正確さはただちに失われる。彼の粗雑さが、鈍さが、無能さがすべて露呈する。恥につぐ恥、失敗につぐ失敗、次々と間が空く。だが彼の威厳の総体もまた姿を現すのだ」⁵⁹。

職人から機械の保護を剥ぎ取ってその技量を剥き出しにする。そのとき職人は失敗に直面する。だがその失敗したありさまを通じて職人ははじめて「威厳 magesty」、つまり自己に何かを指示する上級権威がもはや存在しないという意味での最終権威=至高性を手にする。それと同様、建築物もまた、失敗作としての装飾たちから構成される作品として、剥き出しのもの、そのかぎりで粗野なものとなり、こうしてはじめて教会建築は威厳と至高性をその身に帯びる。失敗者としてのアレゴリーの連関が結果として至高性を実現する。この論理をもってラスキンは「ゴシック性Gothicness」のを定義するのである。

ラスキンは「デザイン」という言葉を用いてこの事態を表現している。宝石の切り出し作業はいかなる精神的能力の行使も要求されない奴隷の労働であり、したがってたんにそれが宝石だからと有り難がって身に付ける人間は「奴隷使い」なのである、と。これに対して「金細工師の仕事や、一群の宝石や七宝細工をさまざまにデザインすること designing は、もっとも高貴な人間の知性の主題となりうる」⁶¹。だからそうした装飾をそのデザインゆえに身に付けることは人間性に貢献する、と。

この本の注においてラスキンは、デザインという言葉を「事実 fact」と対比的に定義している。事実的であるというのは、「目と頭で知覚できる事実」、すなわち自然のうちにあるものを機械的に写実する能力を表現しており、これに対して「デザインという語は、この場合は線と色彩を高貴に配置 arrange する能力を表現するものとして使われる」⁶²。

ここで奴隷労働とデザインを区別するのは、それが 単体部品の機械的制作なのか、それともその「配置」、 つまり部品の連関を独自に工夫することなのかという 点である。そうした配置は職人の自由裁量に任されて おり、したがってその職人の不完全性と技量が暴露さ れる至高性と快楽の領域にある。そしてそうした自由 な「配置」の部分要素となるかぎりで、切り出された 先の宝石もまた、デザインの部分としての資格を許容 されるとラスキンはいう。

だとすれば、デザイナーが「デザイン」したものを 職人ないしは労働者が機械的に複製する分業的な産業 デザインは、ラスキンのいう「デザインすること」に 該当しないことになる。古代ギリシャやルネサンスに おいて親方が職人を支配する事態と同様、産業デザイナーが労働者の「手」を支配する状況もまた、デザインではなく奴隷仕事であり、そのとき産業デザイナー と消費者はまさに「奴隷使い」との烙印を押されるで あろう。

ラスキンが言うように、ある人間が頭脳となって別の人間の手を支配するありかたが奴隷的関係であるとするならば、人間の頭脳(思考)が自己の身体に一方的に指令を下すこともまた「奴隷使い」の仕業であるのにちがいない。事実、ラスキンは身体が思考に一方的に隷属するのではなく、その両者がいわば共働することを推奨している。彼は言う。思考する者と労働す

る職工を分離することが誤りであるのは、「思考を健全にしうるのは労働によってのみであり、労働を幸福にしうるのは思考によってのみであって、両者を分離すればかならず罰が当たる」のからである。ここから読み取れるのは、生きた職人の仕事は、思考と肉体の双方の要素をつねに媒介する過程のうちにあり、それゆえその両者からいわば自律しているということである。「デザインすること」が可能となるのは、ラスキンによれば、そうした身体の自律性の次元によってのみのことである。

ラスキンは最晩年の著作、『建築の七灯』(1889)において、「建築 architechture」 をたんなる「建造 building 」から区別し、次のように述べている。「建築とは、その用途が何であれ、それを見るひとの精神的な健康、力、喜びが高まるように、ひとが立ち上げた建物を配置し装飾する技術 the art which so disposes and adorns である」 ここでいう「技術」は先の「デザインすること」に相当する。

建築においては、先の切り出された宝石がそうであったように、実用目的に従属する「建造物」を要素として、それを全体的な連関へと組み上げていく作業が要求される。つまりその作業は、実用的「建造」に従属せず、むしろその建造物を「配置し装飾する」ことで至高性を実現する技術であり、その意味で〈自由な技術〉であるのにほかならない。ラスキンにとって建築とは、実用目的を実現する手段という意味で二次的なものではなく、それ自身が目的であり、したがって第一の技術を意味したといえる。

その技術は、先の解釈に従うならば、思考の指令にも、素材や肉体の拘束にも従属せず、その両者をつねに媒介しつつ、われ知らず一つの形象へと作業者を導く身体の自律性によってはじめて実現することになる。実用物を「配置し装飾」するその作業は静止することがない。それはいつも、理念に発する頭脳の指令と素材に発する肉体の拘束の双方により牽引され、揺れ動き、遅延し、破綻する。だがラスキンにとっては、その揺らぎこそ、形象が自由でありかつ生きている証なのである。破綻しつつも生命を失わない形象たちは、その揺らぎのさなかに、それぞれにことなる形象たちを呼び出し、それらによって補完され続ける。生きた形象たちが織りなすそうした揺らめく連関こそが、形象の総体としての建築物に魂を吹き込み、生命

を与える。

装飾の位階制秩序は、人間性の疎外が問題化する工業化後期の時代においても再生産される。というのも、産業の時代において人間は例外なく、機械化された部分と残存する有機的部分への分裂を経験するからである。自ら機械化されゆくその圧力のただなかで、もっとこれとは違ったかたちで生きることが可能なのではないかという憧憬が象徴を要請する。だがここでその象徴は機械的な実用性を装飾してしまう。そこで装飾は、実用目的に対する美的補完、つまりカントが言うところの付随美となる。

これに対して、ラスキンにおいて装飾は実用物に対する補完的役割から離脱しようとする。というのも、装飾は実用目的に奉仕する〈付随的な美〉ではもはやなく、キリストや親方の恩寵を通じて、魂(いのち)の内発的な発現を可能にする〈自由な美〉として、至高のものとなるからである。

七、ラスキンのソーシャル・デザイン

こうしたラスキン晩年のデザイン美学は、そもそも何を「富」と見なすかについての彼の中年期の経済哲学に対応して形成された。これらの著作においてラスキンは、価値を形成するのが、全体的な設計者ではなく、あくまでそのうちで揺らめく個別の生命の営みであることをすでに明らかにしていた。価値は「誰のためのものか」だけではなく、同時に「誰の手によるのか」によって決定されるのである。この次第を以下に見ていく。

ラスキンは、『この最後の者にも』(1860)の第四編、「価値について」において、「富 wealth」は「もの thing」の「それ自体の本性 its own nature」と、その「もの」を用いうる「意向 dispositions」もしくは「能力 capacity」との組み合わせによって実現するという。たとえば馬はそれ自体の本性を持っていても、それを乗りこなす人間の意向と能力がなければ無用のものであるし、「もっとも薄口のエール酒一本」はそれを味わいうる能力なしには意味がない。逆も無論そうであり、どれほど意向と能力が人間にあっても馬という「もの」がなければそこにはいかなる富も存在しない。つまり「価値」とは、「生命に対して有益なる」「もの」を与える力であり、同時に価値とは「もの」に宿る固有の性質によって人間の生命力を発現さ

せる能力を意味するのである ⁶⁵。そしてラスキンによれば、有徳であるとは、「もの」を生命に転換するこの能力を身に付けたありかたを意味する。

だから結局のところ生命そのもの、「人間自身が富である the persons themselves are the wealth」。彼の文章はあくまでも美しい。「実際のところ、富の真の鉱脈は深紅の色彩を放つ。富は岩石ではなく血肉のなかに宿る。そしておそらく、まさしくすべての富の最終的な結果と頂点は、気力にあふれ、目を輝かせ、幸福で心がいっぱいの人間をできるだけ多く生みだすことにある」⁶⁶。

こうしたラスキンの価値論に対応して考えれば、装 飾が富となるのか害悪となるのかは、それが人間の生 命を促進するかどうかで決まることになる。この本に 先立って書かれた『芸術経済論』(1857)において、 装飾が富者の虚栄心に奉仕して貧者の生命を省みない とき、装飾は「死神の友」となるとラスキンは述べて いた。「着飾った人たちはーその盛装のために消費さ れただけの金があれば、湿地や街頭で雨露を凌ぐ所も ない浮浪人の絶えゆく呼吸をも取り戻せたであろうか ら-文字通り死神の友となって、その略奪品を身にま とっている」67。だが他方、装飾が人々の道徳を涵養 し、したがって生命を伸張させるとき、それは真の富 となる。たとえば「少年を固い腰掛けに座らせて、た だ四方周囲が白壁だけで、ほかに余分の注意力を向け させるもののない教室」では、少年たちはまるで止ま り木のない小鳥のように、どうにかしてそこから逃れ 出るチャンスをたえず落ち着きなく探し求めることに なるという。そうした空虚な空間ではなく、小鳥が宿 る森のなかの静寂な空き地、湖畔の奥まった一隅のよ うに、彼の心身を落ち着かせ、その身体の感受性を高 めるために学校が美しく「装飾される decorated 」と き、その装飾は真の富となる 68。

だが他方で、こうした事情は、物の利用、つまり「誰のため」かを問題とする消費の局面だけではなく、「誰の手による」かが問題となる生産の局面においても同様に妥当する。生産局面においては、生産者の〈魂=生命〉の発展にプラスとなるかマイナスとなるかによって、同一の装飾品が道徳的であるかどうか、つまりその装飾が真の「富」か「死神の友」であるかどうかが決まることになろう。。

ラスキンのデザイン論において、一つの製品(建

築)のデザインの価値は、それを構成する要素ではなく、それら個体的要素の配置と配列のうちにあった。そしてさらに彼の経済思想においてデザインの価値は、単体としての製品(建築)ではなく、その対象を取り巻く社会的な配置のなかで、そのデザインが人間の生命を促進するかどうかにかかっていた。このようにラスキンの価値論は、個物に内在すると思われる価値をそれを取り巻くコンテクストへと不断に開放する性格を持っている。それでは生命を促進するその関係性とはどのようなものか。ラスキンはそれを「正義justice」での名によって表現する。いかに優美に配置されたデザインといえども、それが「正義」に適っていなければ無価値どころが害悪なのである。

ラスキンによれば、近代の政治経済学(社会科学)は、「社会的活動についての有利な規則が、社交的情愛の力とは無関係に決定されるという考えにもとづいている」という。というのも、「社交的情愛は、人間の本性のなかでは偶然的で攪乱的な要素であるが、貪欲と進歩への欲望は不変な要素」であり、その不変な要素に立脚するときにはじめて科学が成立すると学者たちが考えているからである。だがラスキンによれば、この攪乱要素なるものは、かの「不変な要素」と化学反応を起こし、それをまったく別種の「塩化物」に変えてしまう。こうした化学反応を無視する結果、社会科学はたんに科学を自称しているだけとなり、まるで実用の役に立たなくなるというで1。

ラスキンによれば、経済学者たちが前提としている 人物像は、できるだけ低い賃金でできるだけ多くの労働を自分の召使いから搾り取ろうと狙っている主人に ほかならない。その主人が召使いを限界まで酷使し、 その召使いがその意思によってついに離職するとき、 「彼の労働の実際の市場価値がどれだけかを知ること ができる」⁷²ことになる。召使いを命令によって限界 まで苦しめ、いわば拷問にかけて、召使いは一定の賃 金下における労働の限界量をはじめて自白する。こう した「不正義」を前提とした「真理」にこそ、これま での経済学は依拠してきたとラスキンはいう。

ラスキンにとって「正義」⁷³とは「社交的情愛」である。ラスキンによれば「召使いとは、その魂 soul が動力であるようなエンジンにほかならない」⁷⁴。そしてその魂を動かすのは、主人の情愛である。だから主人が強欲な自己保存を離れて召使いを思いやると

き、召使いもまた短期的な自己保存を離れ、情愛と尊敬の念を抱いてその奉仕のありかたを自ら考え、その自由な発意によって主人に献身するだろう。両者は短期的で狭量な自己保存を放棄し、「正義」の次元において美的な交流を繰り広げ、かえってより大きく自己を活かす。

そのとき召使いは、「それ自体の本性が持つ価値」と、その「もの」を用いうる「意向」としての情愛の組み合わせにおいて、生き生きとした生命力を、つまり最大の価値を発揮することになる。ラスキンは福音書のイエスの言葉を引用して次のようにいう。「いのちをまっとうしようとする者はこれを失い、そのいのちを失うものはこれを得る」⁷⁵と。

ここでイエスが「これ」という指示詞によって指し示している「いのち・魂」とは、ラスキンにとって職人とその装飾がゴシック建築において発揮する生命力に対応する。親方や建築家による外的で機械論的な指示が職人の「いのち・魂」を圧殺するように、主人からの一方的な指示もまた召使いの「魂」を活かさない。生命を養う「価値」が生まれるのは、愛に満ちた正義の関係において、まさに双方のそれぞれが自由で創発的に行為するかぎりなのである。

こうしたラスキンの主張は、今日の社会関係資本の概念を先取りするものである。各人が「市場」において個別利益を最大化するように振る舞うとき、両者は相手から最大の利益を引き出す敵対関係に陥り、かえって自己の利益を最大化できない。これに対して利他的で持続可能な社交的関係性(ラスキンが言う「正義」の関係性)はそれ自体、自己利益の短期的最大化以上の利益を双方に産み出す共通資本となる。

社交的資本が育まれるには、自己がなす労働が自己 自身に対して直接的な喜びをもたらすこと、つまりそれぞれが制作やデザインの至高の主体であることが大 前提となる。というのも、もし労働が自己にとってたんに手段であり、苦痛であるならば、その苦痛の代償 としてひとは相手から利益(代わりの富)を最大限に 搾り取ろうとすることになり、結果として双方は敵対 関係に陥るからである。逆に労働それ自体においてす でに報われているとするならば、ひとはその成果に固 執することなく、むしろそれを他者に積極的に贈与す ることでさらに喜びを得ようとするだろう。

ラスキンにおいて生産物が価値をもつ条件とは、そ

れが正義にかなっていること、すなわち生産物が情愛に満ちた社交的関係性のうちで生産され、かつ消費されることであった。そしてそれが可能となるには、それを生産する労働そのものがまずもって〈自然・他者〉との美的な交流の「技術」であり、したがってそれ自体として生命力を養う「富」、つまり快楽である必要があった。そして労働が快楽であるためには、まずもって、労働する人間がいかなる支配からも自由な、デザインする主体でなければならなかった。このようにラスキンにおいては、「誰のためのデザインか」を追求する条件として、「誰の手によるデザインか」が第一の根底的な問題となるのである。

装飾の技術は、近代の自律芸術、つまり自律した象 徴として形象を創造する美術ではない。というのも装 飾はあくまで芸術作品ではなく、そこには機械的な用 具性が残存するからである。近代芸術において手の技 術は、その不完全性を判定する別の規準に服さない至 高の技術である。したがって美術は完璧な象徴を構成 し、それは自由美である。これに対して装飾の技術 は、それが装飾である以上、そこに機械的な目的性を 抱え込むのであり、そうである以上、手の技は、その 機械的な目的性を規準としていつも「不完全」なもの に留まる。それゆえ装飾において手の技は完全な象徴 の構成にいつも失敗し、したがっていつもアレゴリー となる。だがこれらが連鎖するとき、つまり不完全な 装飾たちが相互に補いあい、同時にそれを手がける不 完全な人間たちが相互に助けあうとき-まさにこの 「愛」の関係において-それらアレゴリー連関は、全 体として生きて運動する象徴へと転化する。

それでもなお個別のアレゴリー的形象は依然として 連関に従属している。だがこの従属は、初期社会主義 におけるように特権的な設計者によって前もって全体 的に計画されたものではない。というのも、それぞれ の要素が補完運動を持続するかぎりにおいて、その必 然性においてのみ、それら諸要素は全体的連関への有 機的な関係をそのつど維持しうるのだから。ここで形 象と人間関係を律するのは、美的で有機的な作動原 理、つまり互いが互いを活かしあう関係配置をすべて の関係要素が模索せざるをえない必然性である。

たしかにアレゴリーとしての諸要素が実現しようと する最終的な関係性(全体的形象)は、そのアレゴ リーそれぞれの立場からは見通せない。だからといっ て全体の配置を特定の設計者が一方的に措定することもできない。なぜなら美的連関においては全体の設計者もまた連関のうちに巻き込まれており、アレゴリーの一要素にほかならないからだ。それにもかかわらず、そうした最善の配置を提示できると独断的に主張すれば、それは、その権利を持たないにもかかわらず権利を主張する越権のそしりを受けることになるだろう。この越権をデザイナーが犯すとき、デザイナーと職人の関係は、ラスキンが批判したように、他者に指図を与えてその通りに労働させる主人と奴隷の関係に堕落してしまう。ラスキンにしたがっていえば、外から全体を見るのではなく、内側に位置する人々が、それぞれの立場から、あるべき全体性を不断に予測し修正する、そうした内部的で暫定的な立ち位置のうちに設計の可能性は唯一残されているはずである。

にもかかわらず、ラスキンはこうした内在的な立場 を厳密には守れなかった。ラスキンは『芸術経済論』 において、そうした有機的連関を形成する原理として 「友愛」を挙げる。だが同時にラスキンは、その友愛 が成立するには「父権 pathernity 」もしくは「父性 fatherhood」⁷⁶が不可欠であるという。ラスキンによ れば父権なき友愛はフランス革命がそうであったよう に持続的でない。「全国民を一つの家族と見なしたと すれば、その家族における統一の条件は、一つの国民 が忠実で愛情に満ちた家族すなわち兄弟であるととも に、これと劣らない程度において、一つの国民に家長 すなわち父が現にいるという感覚に基づく | ⁷⁷。ラス キンのいうこの父性は、メンバーの一員としての相対 的な指導者ではなく、メンバーと共通性をもちながら も決定的に超越的な存在である。というのもこの父性 は救世主キリストに由来するからである。

ラスキンにおいてキリスト教は、生産の局面において手の不完全さを慈愛深くも赦し、形式への機械的従属から職人の自発性を解き放つ原理であった。しかもそれは、消費の局面においては、虚栄や傲慢ではなくその魂の成長に配慮するよう人々に勧告する道徳的根拠でもあった。人々の「いのち」を育むキリストという理念をこの世において代理する存在こそが、ラスキンのいう「父権」である。

超越なき友愛は、たんに水平的なものにとどまり、 愛はただの条件付きの愛、すなわち自己愛に留まるで あろう。人々がそうした自己愛を犠牲にしてでも他者 に対して真の愛を示すためには、水平的に拡張する自己愛を垂直方向に引き上げる存在が必要となる。この超越的方向性こそを「父性」が指し示すのだ。キリスト教において神なくして隣人愛が存在し得ないのと同様に、ラスキンにおいて「父」なくして友愛は存立し得ない。ラスキンにとって、主人や雇用者、為政者は、「父」として、物と人を正しく活かすよう自己の人格を陶冶し、それを通じて職人の手に自由を与え、友愛の空間を確保し、ひとびとを正義と生命に導く慈愛に満ちた「デザイナー」であるのにほかならない。

八、ウイリアム・モリス

「誰の手によるデザインか」という問いに対してラスキンは、自然と直接に接触する職人や召使いの手だとまずはじめに回答した。だが他方でその背後には、その不完全な手を抱擁し主体化する真の主体、つまりキリストの代理者としての偉大なる「父」が控えていた。ラスキンにおける「手」のこうした分裂を乗り越え、いわばビック・ブラザーの後見人の位置を最終的に抹消した思想家として、ウイリアム・モリス(1834-1896)を以下に論ずる。

1877年に書かれた「小芸術」という論文において モリスは、周知の通り、芸術の分裂について述べて いる。モリスによれば、芸術は「大芸術 the greater Art 」と「小芸術 lesser Art」へと分裂し、双方とも ども「病んで」しまったという。

ここでモリスがいう大芸術とは、建築、彫刻や絵画に相当し、かつては偉大な精神と驚くべき手の技巧を持った人間によって営まれていたのであるが、それはいまや民衆の生活から遊離し、無意味に威張る存在への冴えない添え物、つまり金持ちで怠惰な少数者のための小器用な玩具になりはてたという。

一方で小芸術とは生活をつくりだす民衆の技術を指し、それは美と実用が一体となったものである。だがいまやその小芸術は、別になくてもよいもの、機械的なもの、非知性的なもの、うわべを取り繕うだけの流行に左右されるものとなった⁷⁸。

本来、巨匠たちの大芸術といえども、民衆の生活 技術のうちから生じ、民衆の小芸術といえども、偉 大な精神と深い関係のうちにあった。だが両者が分 離することで、大芸術は支配者の装飾品に、小芸術 は卑小なものへと堕落したのである。 そもそもモリスにとって「芸術 Art」とはまずもって「手 hand」の仕事であった。モリスの「手」の着想はラスキンから継承したものである。だとすれば「手」の仕事は、モリスにおいても、思考と素材の双方を媒介し、それらをよりよい状態へとみちびく、自律した蝶番の役割を果たすはずである。「手」はその持ち主に必ずしも意識されることなく独自に活動する、いわばそれ自身の「魂」を持った生きた運動者となる。それは一つには小芸術として人々の平素の生活をよりよく、より美しく整える一方で、ときに大芸術という姿をとり、偉大な精神性と技巧を発揮して日常生活から卓越した超越的な美を示す。人間と世界、用と美、日常と卓越、これらの領域を有機的につなぐ、身体の次元で展開する働きが、「手」という言葉で名指されていたのである。

ところがこの「手」を機械に置き換えたのが工業 化であった。工業化、つまりモリスが言う「文明」 は、思考が自然を一方的に計画・支配すること、 つまり素材に対して形式を一方的に与えることであ り、自然(素材)から思考(形式)へのフィードバッ クを遮断することを意味する。

近代的分業は階層制をとるが、そこで下位の労働者たちは自然素材の抵抗を一手に引き受ける。これに対して上位のデザイナーは、労働者や職人にその抵抗を担わせることで自然の抵抗を遮断し、自然を思いのままに加工できるようになる。このようにして設計的理性は、労働と自然における攪乱要因を排除し、それらを精密に制御可能にする。

それと同時に人間の階層的分化は、生活をよりよき状態にととのえる「手」の自律性を人間から奪い取る。工業化において労働者の「手」は機械を補助するよう一方的にその動きを上から指定され、その自律的動きを封じられる。労働者は「手」をいわば切断され、自己と自然素材を媒介できなくなり、文字通り、自分の生活にたえず手を入れる習慣と能力を失う。かつて自律的に活動していた「小芸術」は、いまや、手ではなく機械を用いて工業製品を美化する誤った装飾技術へと変質する。

他方で産業を通じた階層分化のせいで、日常的な 宗教活動や生活から分離した技芸は、用具性から分離した特殊な領域に囲い込まれ、「大芸術」の名で 呼ばれる。本来、小芸術と大芸術とは「手」の技と いう点で地続きのものだったのであり、そのかぎりで双方ともに人間と世界とを有機的かつ相互的に関係づける媒体であった。ところがこの「手」の技が民衆から奪われて芸術家と呼ばれる少数者に独占された結果、芸術は社会の特権的少数者、そのステイタスの装飾物へと変質したのである。

小芸術が酷薄な実用物を補完する機械論的装飾へと変質し、大芸術が酷薄な支配者を賛美する階級的装飾となることで「装飾」という言葉は貶められてしまったとモリスは言う。これに対してモリスは「装飾芸術 Decorative Art」の概念を再建する。彼にとっての「装飾 Decoration」とは、実用性や特権に付随するもの、つまり「火を付ける乾いた棒きれに付着したコケ」のようなものではない。

これまでの歴史において、生活をよくするために 人類が営々と築きあげてきた偉大なる産業、大工仕 事や鍛冶や陶器やガラス製造、織物産業といった、 実用目的に拘束された技術、つまり伝統的な意味で の機械的な技術をモリスは否定することはない。だ がこれはそのままではその機械的性格のゆえに、外 部の自然、人間の内的な自然と不調和なままである。 したがってそれは、ラスキンの「建造物」と同様、 モリスにとっても、「仕上げられてないもの unfinished 」を意味する。それは完成体ではなく、あくま で「技芸の基体 a body of art 」であり、これに手を 掛け、それを完成へともたらすのが、複数形の「手 の工作者たち handicraftsmen」である ⁷⁹。

むろんその「手」は自然を模倣しようという意図にしたがって思考が一方的に動かすものではない。それはむしろ自然によって導かれる。次のモリスの言葉は決定的である。「奇妙なかたちやこまやかな織物は、かならずしも自然を模倣しようとしたものではなく、そうしたかたちや織物において工作者の手は、自然が作業 work するようなしかたで働くwork よう導かれる」。こうしてひとたび実用物として制作されたものは、手をつうじて「自然との同盟関係」のうちで「仕上げられる」。この「作業work」をこそ、「装飾の技 Decorative Art」とモリスは呼んでいるのである。

モリスは美しい文体で力強く次のように述べる。 「装飾とは確として実在するもの、もしくはそれを あえて主張するものである。装飾は特定の用途と意 味をもち、またもつべきである。なぜかといえば、これはものごと全体の根底にあることなのだが、ひとの手によって形づくられたものはかならず、美しいかそれとも醜いかのいずれかだからである。それが美しいのは、自然と調和しそれを助けている場合であり、それが醜いのは、自然と不調和でありそれに逆らっている場合である。それはどうでもよいといったことであろうはずがない。」⁸¹

マルクス主義の影響を強く伺わせるモリスの論文、「いかに生きているかといかに生きるべきか」 (1885) によれば、「プロレタリアート」は「利潤搾取者」によって作業場に集められ、次いで大工場に集められ、自分が何に携わり、誰のために働いているかも知らない状態におかれ、互いに敵対的に競争させられ、「機械的生活を与えられ」、「機械的に結合」させられている 82。それは真の「結びつきcombination」ではなく、戦争状態におかれた偽の結合にすぎない。これに対して労働者たちが真に結びつくとき、かれらは「社会 society」 83、つまり社交状態へと移行するとモリスは言う。

この「結びつき」はむろん、モリスが強い影響を受けたマルクス主義の文脈で理解することもできる。しかしモリスにおいて、そうした労働者の「結びつき」が可能となるのは、たんに階級的に団結するだけではなく、その根底に「手」を「結ぶ」という身体的な経験の次元があってのことだった。

モリスにおける手の結びつきについてより深く理解するには、もう一度、「小芸術」における彼の歴史観にまで立ち戻ってみる必要がある。モリスはそこにおいて、「いかに粗野なものであったとしても、いかなる国民も、またいかなる社会状態も、装飾芸術をまったくもたずして存在したことはかつてなかった」⁸⁴という。

太古の昔から存在するそうした「民族 peoples」においては、作り手と使い手の二つの「手」は決して分離していない。あるときは作り手であるその同じ手が、別のときは使い手になり、逆もそうであるというように、作る手と使う手は重なりあって存在していた。そこでの主要な関心といえば、その二つの「手」の重なり具合が心地よいこと、つまり「手」が、自然と人間だけでなく、制作と使用を、そして人間と人間を「美しく」媒介することであった。

そのような手の重なりのうちで「技芸」が紡がれる、その領域をモリスは「民衆的」と呼ぶ。「我々が話題にしているさまざまな技芸をして我々の労働を美しくさせ、その技芸をひろく普及させ、それを知的なものとし、制作者と使用者の双方によりよく理解させれば十分である。つまり、その両者を『民衆的 POPULAR』という一語のうちで成長させるのだ」⁸⁵。

よく流布されているように、モリスが大工業を全 否定して手工業のみの中世に戻ることを主張したと いう見方には再検討の余地がある。1884年の「有用 な仕事と無用な労役」と題された論文においてモリ スは、手仕事の非効率性についての疑問、つまり「も し仕事がそれほど洗練されたものになるとしたら、 つくられた品物はとても高くつくのでは」⁸⁶という もっともな疑問に答えている。

たしかにその種の「犠牲」を認めざるをえないと譲歩しつつもモリスは次のように答える。「われわれの時代は突拍子もない夢だと過去の時代の人々が思っていたような機械を発明した。そしてわれわれはそれらの機械をいまだ使いこなしていない」⁸⁷。しかしながら「真の社会にあってはじめて、これら天才の奇跡ともいうべきものたちは、魅力なき労働に費やされる時間を最小化するために利用される。その労働は、かの奇跡の手段によって、それぞれの個人に負わされる負荷がきわめて軽い負担でしかない程度にまで削減されるであろう」⁸⁸。

どうしても避けられない苦痛に満ちた作業を機械化することをここでたしかにモリスは認めている。これに加えてモリスは、先述の「いかに生きているか」論文において、マルクス主義のより強い影響下で、機械の導入に全面的に反対する「教養人」、つまりある種のロマン主義者を次のように批判している。「芸術的であることで頭がいっぱいのある種の教養人たちにとって、機械類はとりわけその趣味に反するものであり、機械類に取り巻かれているかぎり快適な環境は決して得られないであろうと、口を開けばその教養人たちが言い出しかねないことを私は十分承知している。だが、私はかならずしもそうは思わない。今日、生活の美をこれほど傷つけているのは、機械をわれわれの奉仕者ではなく支配者としていることにあるからである」89。

モリスにとって、実用目的に従属するという古典的な意味での機械的なものは、「手」の働きによって仕上げられるべき「基体」である。同時に、自動化された工業的な機械類は、「使いこなすべき」「奉仕者」、つまり、より悪質な機械的労働から人々を解放するために使用さるべき道具である。古典的・産業的、いずれの意味においても〈機械的なもの〉をモリスはたしかに必要としている。

したがって、実現すべき社交状態の基礎として機械が用いられ、その結果、機械が作り手と使い手の二つの手のうちで、「民衆」の「奉仕者」として作動するときには、機械文明は人類の隷属状態を終わらせる強力な武器となりうるであろう。

モリスに関してはもう一つの誤解がある。それは モリスは純粋芸術(大芸術)を全面的に排撃して工 芸(小芸術)のみを擁護したというものである。だ が彼は大芸術を「しばらくの間は、偉大なる精神と 奇跡のように働く手を持った人物たちによって制作 されていた」⁹⁰とむしろ賞賛している。彼が批判す るのは、そうした手の技が日常の生活を改善する「小 芸術」から遊離して、価値がもっぱら制作物のうち にのみ置かれて、それが階級的ステイタスの装飾、 つまり虚飾となる局面に対してである。そうした物 化した作品のみを崇拝する視線からみれば、人間の 手は最終成果物を実現するたんなる生産手段でしか なくなる。だとすればその手は、モリス自身の定義 にしたがって、もはや「民衆」の手ではないだろう。

原理的にいえば、大芸術に対するこの批判はむろん芸術作品だけではなく工芸品にも同様に妥当するはずであろう。ラスキンが批判していたように、工芸品や装飾が、それを制作し使用する手の重なりあい、つまり制作対象や他者たちとの密接な関係性から切り離されて、ひとつの製品として自立化し、物神的な価値を帯びるとき、その装飾品も、そしてその作り「手」と使い「手」も、モリスがいうところの「商業主義」の手段、つまり機械の奴隷となる。

ラスキンにおいて価値は「もの」とそれを享受する「意向・能力」の組み合わせにおいて実現するものであった。これを引き継いでモリスにおいて価値は、自然と「手」の組み合わせ、ひいては、ある作業を次の作業へと接続する「手」と「手」の「結びつき」のうちで実現されると言える。「もの」や「手」

は単独では価値を持たず、それが別の何かの「意向」 に引き継がれるときはじめてそれは活かされる。

したがってモリスにとって本質的な対立は、手か機械か、大芸術か小芸術かではなく、作品や商品といった呪物へと物化したかたちで価値をとらえるのか、それとも手当ての連鎖を具体的に生きることのうちに価値をそのつど実感するのかにある。もし最終的な価値が制作物にあるとすれば、目的概念を設定して設計図(素描)を描く能力、および最終成果物を具体化する技能という手段的で専門的な能力が決定的である。だがもし最終的な価値が自然や他者との不断の交渉のプロセス、つまり自分の生活をよりよくするために様々な手の働きを未来に向かって引き継ぎゆく手応えのうちにあるとすれば、複数の「手」、つまりそれぞれの専門的技能を「結びつけ」ゆく総合的な能力、つまり連関をつなぐ媒介の能力こそが鍵となる。

モリスは後者の能力にこそ、「デザインすること」という動名詞を当てている。「ひとから教えられるような描く技術 the art of drawing は、デザインする技術 the art of designing ではないと思われる。描く技術はデザインすること、つまり様々な技術を駆使するにあたっての総合する能力 general capability へと向かうための一つの手段でしかない」。哲学の学説を教えることはできても、哲学することを教えることはできないと言ったカントと同様、「デザインすることを学校で教えることはまったくもって不可能である」91とモリスは言う。

とはいえモリス自身、主張と行為のあいだで一つの矛盾に陥ったといえる。モリスはその伴侶ジェイン・バーデンと 1859 年に結婚した。新婚生活のためにモリスはロンドン近郊に有名な「レッド・ハウス」を新築した。その家は、「精神性においてきわめて中世的な家」というモリスの意向により、友人の建築家のウェッブが設計したものであり、鋭い切妻屋根や尖塔といったゴシック的・中世的要素を備えながらも、だが他方で、当時のネオ・ゴシック様式のような表層的なこまかな装飾を排除し、建築資材である赤煉瓦をそのままファサードとして提示するなど、素材の正直さを理念とする機能主義的な要素も併せもっていた。

その内部は、モリスの仲間である、小芸術に携わ

る芸術家たちの実験工房のような様相を呈していたという。ウェッブは「家具、掛け布、壁紙、タイル、ステンドグラス、ろうそく立て、グラス」⁹²といったものを、同じくモリスの友人であるバーン=ジョーンズは居間の壁画や漆喰天井といったものをデザインするといったように。建築と内装と生活用具、そのすべてが完璧に仕上げられ、「世界で最も美しい家」となることを一切の妥協なく彼らは目指した。その家はまさしく、さまざまに「作業work」する「手」たちが社交状態の中で「結びつき」、しかもなお作り手と使い手の二つの手もまたそこで重なりあい、そうしたしかたで人間の工作する営為が自然と宥和する、というモリスの「デザインすること」の理想をまさに具現化したものであった。

モリスたちは、レッドハウスにおけるこの経験に基づいて、そこに結集した友人たちと「モリス・マーシャル・フォークナー商会」を結成する。それは、絵画や彫刻、家具調度、壁面装飾、ステンドグラス、金属加工などの装飾芸術全般をとりあつかう職人集団であった。商会は真に優れた装飾芸術を供給することでモリスの理想を具体化し、その理念を社会に広め、同時に収益を得ることでその活動を持続可能とすることを目指した。商会が生産者として供給する「商品」を消費者が購入する、という市場における売買関係においても、依然として、作る「手」と使う「手」の二つの手は商品というメディアを通じて文字通り、手を携えることが可能だと信じられたのだと思われる。

だが他方でこの関係は、モリス自身が否定した「商業主義」へと接近せざるをえなくなる。モリスの言う商業主義とは、資本主義社会において物的商品と労働力商品が利益をもたらすたんなる手段となり、それゆえそれらが共に粗悪化され、労働者どうしが敵対関係に陥るという、初期マルクスの的業主義批判はマルクスがそれとしてまだ明確に対象化していなかった社会状態、つまり消費社会を見通す射程をもっていた。モリスが直面していたのは、商品を供給する生産力が社会の必要需要を上回り、それゆえ必要を超えた欲望を喚起する手段として技術が発動されるという、ヴィクトリア朝期の工業化後期の社会に特有の局面だったのである。

十九世紀の後半、工業化と資本主義による生産過 剰局面は帝国主義的様相を呈することになり、イギ リス資本主義はすでにアジアやアフリカの伝統的社 会の奥深くに侵入していた。モリスはこうした事態 がもたらす消費社会的悲惨について、悲痛な反応を 示している。

「我々が芸術教育のさらなる普及のためにここ バーミンガムに集まっているさなかにも、インドの イギリス人たちは近視眼に囚われてまさにその教育 の源泉そのものを積極的に破壊しつづけている。そ の源泉、つまり宝石細工、金属加工、陶工、サラサ 染、錦織、絨毯織-偉大なインド大陸のこれらすべ ての名の知れた歴史的な技芸たちは、ずっと長いあ いだ、いかなる重要性も持たないものとして取り扱 われてきている | ⁹³。インドの伝統的な手工芸は破 壊され、その意味でインドの人々の「手」はいわば 切断されつつある。インドの人々は、その伝統の後 継者として自らの手によってその技芸を完成させる 栄光を奪われて、いまや「結びつく」能力を失い、 無力化され、征服者たちが持ち込む劣った製品を購 入するだけの存在になる。こうしてインドの人々の 「手」による誇り高き製品たちは、「ごくふつうの 市場で納得のいく価格で購入することはもはやかな わず、捜索されて、われわれが自分たちの芸術教育 のために創設した博物館に貴重な遺物として収蔵さ れるほかなくなる」%。そのとき物象化されたその残 骸だけが価値ある事物、オリエンタルな工芸品=希 少な記号として本国の博物館に陳列される ⁹⁵。

だが皮肉なことに、モリス商会が制作し販売した商品もまた、現実の歴史の経過の中でインドの悲しき商品とまったく同じ「取り扱い」を受けることになった。その製品は、手によって仕上げられ、伝統に敬意を払って創意を持って工夫され、自然との宥和のメッセージを発するがゆえにこそ、消費者の欲望を喚起し、高価となり、かならずしも必要でない贅沢品、その所有者のプレステージの装飾品として、ブルジョワたちの邸宅に「収蔵」されてしまう。彼のいう「装飾」は、そのかぎりでその意に反してインド的な遺物となったのである。

だがそうはいってもモリスの装飾芸術は理念とし・・ ては人々の手の連携を擁護するものであった。人々 の手をつなぐ役割は、ラスキンとモリスにおいて、 自己利益を最大化するエゴイズムを乗り越える手の 動き、その自律性のうちにあった。

ラスキンにとって手の自発性とそれに基づく社交 性を可能にするのは、その不完全さを許容するキリ ストや「父」の慈愛であった。その慈愛に満たされ てはじめて手は自我から自律し、その内側からいわ ば神の手として働き至高のものとなる。これに対し てモリスは「父」のような指導的存在を排除する。 モリスにおいてその代わりを果たすのは、素材や他 者のうちにある自然である。思考が自然をその意図 通りに操作するとき、手もまたその思考の手段とし てのみ働く。だが手が自然へと溶け込んでいくとき、 手は素材や他者から恵みを受け、またそれらに恵み を返す。その手に導かれて思考は自我を超え、より 高き、より美しきありかたへと卓越する。そのとき 手は誰かの手でありつつも、〈誰のものか〉という 所有の次元を超えていく。〈誰か〉の意思を超えて、 われ知らず〈誰か〉とつながって、そこに何かが生 まれゆく。そうした「手の工作者たち」の結合連鎖 が可能となるのは、垂直的な「父」を水平的な手自 身の動きの可能性のうちへと消化することによる。

モリスのいう「手の工作者」という理念は、既存の職業従事者としての「手工職人」のみを指すのではない。たしかにモリスは手工業者たち向けの講演において、職人たちに向かって社会変革のいわば前衛としての役割を訴えてはいる%。しかしながらモリスの手の工作の概念は、先に見たように、制作と使用が美と快楽のうちに実現するような過去の「民衆」のものであった。そしていまや「手」を切り落とされた富裕者と貧困者、支配者と被支配者の双方ともどもが自らの「手」を取り戻し、それらの手が結びつくとき、彼らは個としての敵対から離脱して「手の工作者」としての「民衆」へとふたたび立ち戻る。この「民衆」は、〈取り戻されるべきものとして未来に展望されるもの〉、そのかぎりあくまでも象徴的理念である。

支配関係から「民衆」への移行は、マルクス主義の影響を受けたのちのモリスにとっては、労働者側の団結によって、特権的少数者との階級闘争によって勝ち取られるべきものとなった。現状の文明において労働者は特権的少数者による攻撃を受けているとモリスはいう。その攻撃は自由人を奴隷とし、不

潔で危険な工場に押し込め、物資と余暇を奪い去り、兵士に仕立てて死地に送り、もって人間性の一切を破壊する。そうした攻撃に対して労働者は団結して反撃すべき、場合によっては暴力と内戦をも辞せずとモリスはたしかに主張する。だが他方で、その団結と反撃とは「かならずしも暴力を必要とするものではない」⁹⁷。なぜなら階級的反撃の根底にあるのは憎悪と復讐ではなく、ひとびとが「手」を携えて「社交状態 society」へと立ち戻る夢だからである。

ラスキンにおいて制作物は、制作者の自発性のゆ えに不完全なものに留まった。そしてそれを許容し、 それを包括するために「父」の慈愛が必要とされた。 これに対してモリスにおいて、手工品の不完全性は それほど鋭く意識されてはいない。だがそれが工作 機械によるものではなく、手のものであるかぎり、 機械と比較するかぎりの不完全性は残存するである う。だがそれを許容し結合するのはもはや「父」の 慈愛ではなく、つねに不完全であるがゆえに途切れ ることのない手あての連鎖、つまり民衆の自発的な 社交の連鎖なのである。この「社交」を根底におい て社会の変革を目指すかぎり、モリスにおいてその 思想は「社会主義 socialism 」と呼ばれる。ラスキン からモリスへの移行は、一者による垂直的慈愛から、 無数の手による水平的友愛へと転換する、愛の世俗 化の過程として理解されるべきである。

デザイナーとは、初期社会主義においては全体連 関を構成する全体の設計者であり、ラスキンにおい ては慈悲深き「父」であった。そこにおいては、父 と子、主人と召使い、設計主体とその客体は完全に 分断されていて、相互に移行不可能であった。これ に対してモリスにおいて全体の設計者ははじめて完 全に消失する。制作者と使用者は相互に移行するの であり、そこでデザインとは、諸要素の不完全性を 補完しようとして手あてを続ける「結びつき」のプ ロセスのことであり、デザイン者とはもはや「誰」 ではなく、まさにそれら無名で無数の手の働きそれ 自体を意味していた。現実に直面して、その場その 場で、その時々に、つぎつぎと「手」を重ねていく、 そうした「手の工作者」としてふるまうかぎりで、 人々はデザインする者となり、彼のいう「商業主義」 から「社会主義」へと移行する主体、つまり「民衆」 となりうる。これがモリスのいう深い意味での「革 命 | 98 なのである。

九、結論

後期工業化の社会において、初期社会主義の思想家たちは、機械的な処理システムを極限まで精密化することで、有機的な全体性を再構成しようとした。実用目的への従属を示す古典的な意味での「機械的技術 artes mechanicae」は、近代的な意味での産業技術という姿をとってその機械的な道具性をはるかに徹底化し、逆に有機的なシステムを実現しようとした。それは個人的な自由主義に対抗するものであり、共同体における功利主義や社会主義という理念に依拠するものであった。

だがこうした試みは、「誰のためのデザインか」 に意識を集中することにより、「誰の手によるデザ インか」というデザイン主体の問題を盲点化し、特 権的な設計者による全体制御という帰結を結果的に 許すことになった。しかもその全体制御はつねに不 完全であらざるを得ないから、こうした社会デザイ ンの試みは、まさにその支配の廃絶の試みのさなか に設計対象者と設計者との非対称な関係性を維持・ 強化する結果に陥る。それは、設計の範囲を概念か ら感性へと拡大したり、その精密度やフィードバッ ク精度を向上したり、クライエントとしての設計対 象者がその計画の内部でいかに〈快楽〉や〈自由〉 を享受しえたとしても、なおそれとはまったく別次 元においてより強力に貫かれるもう一つの支配従属 関係であった。その証拠に、十九世紀における「空 想的」な社会主義は、二十世紀の「科学的」な資本 主義(もしくは全体主義)をその正統なる後継者と せざるをえなかったのである。

精密で有機的な全体的設計という、デザインにかかる〈呪い〉は、テクノクラシー、機能主義、エルゴノミクスやコーポレートデザインなど、二十世紀以降の合理主義的なデザイン思想の中核にまで及んでいる。こうして、二十世紀以降のもうひとつの強力な社会思想であるデモクラシーとデザインとの本質的な緊張関係が生じることになる。

だが、エリート主義的で中央計画型の設計主義に対して、ラスキンからモリスへと至るもう一つの社会主義の系譜は、全体計画を目標としないデザインのありかたを提示している。

不完全で多元的なデザイン主体を全体的に包括するラスキンの「父」の視座は、モリスにおいてはもはや解消され、多様で複数の工作者を内包しつつそれらが手を携える「民衆」の概念へと転換される。だがそうした全体的視点の解体と水平化は、決して無秩序や混乱を結果するのではない。不完全性をその場その場で、その時々の、それぞれの解釈に基づいて埋めるあり方は、それが効果的な補完と美を目指す以上、これもまた決して無秩序なものではない。欠損と補完の連鎖において調和を目指すこの拘束力こそが、一定の形式を産み出す規範力の源泉である。

本論はこうして、モリスのうちに潜在する、「民衆」の「手」による社会主義の論理を明らかにした。 この論理は、デザインとは「誰の手による」のか、 という問いに正面から向き合い、それに答えるもの であったといえる。

古代や中世において哲学や修辞学といった「自由 な技術 artes liberales 」は、特定の目的に役立つかぎ りの技術、つまり「機械的技術 artes mechanicae 」 とは異なり、人間を特定目的から解放し、自由にす る技術を意味した。だがラスキンやモリスにおいて は、実用物に対応する「機械的技術」こそが、「自 由な技術」として機能しうるロジックが展開される。 その鍵となるのは、制作目的に従属するはずの「手」 の働きが、その働きのさなかにおいて、前もって定 められたその目的を超越し、そこから「自由」に振 る舞ってしまう、その結果、実用物を思わず美しく 整えてしまうという、いわば「誰」を超えて無意識 に作動する身体性の論理であった。こうして機械的 技術は、身体を美的に解放する技術として、特定目 的から解放された教養の過程、つまり工作者として の人間存在を形成するものと信じられたのである。

「手による技術 ars et manus」というラテン語による概念のうちには、自然と人間の両義的な領域に位置する「手」が、両者のあいだに潜在的に存在する可能性を両者のあいだで開花するよう制作者の意思をむしろ導くことが含意されており、したがって「手工品 ars et manus」の制作においては、制作の論理と自己陶冶の過程が重なりあいながら、作品と自己の双方の潜在的な可能性を最大限に発現させる媒介の論理が維持されている。だからこそラスキンとモリスは、古典的な「自由な技術」の近代的後継

者、すなわち「芸術」に依拠する者として、実用的 技術を構想したのだろう。逆に言えば、そうした自 由な技術が、古典古代とは異なって現実の民衆のも のとなるためには、それは身近な用具性の領域にお いて追求されなければならなかった。だから二人は、 古典的な「機械的技術」の近代における後継者、す なわち「手の作業」に依拠する者として、「自由な 技術」を再定義したのである。

その技術が、理念としての「民衆」ではなく、現 実世界で生活する等身大の人々のものとなりうるの か、その疑問には、まずは肯定的に答えるほかない。 というのも、いかに工業化が進んだとしても、日常 的な生活世界において人々は依然としてそうした 「手」を生きているからである。家の中を整え、子 どもを育て、料理を作り、掃除をなし、ひとを愛す るそうした活動において、手は理念としてのみ自由 なのではなく、すでに現実的に自由であり、民衆は たんに理念的にではなくすでに現実的に存在してい る。そのかぎりで生活者はすでにデザイナーである のにほかならない。

だが他方で、そうした生活者としてのデザイナーたちを擁護するデザイン思想がどの程度の影響力を保持しえたのかは、モリスの「理念」の影響を受けた後代の様々な技術運動に問い訪ねるほかないであるう。

イギリスのアートアンドクラフト運動は、フランスにおいてはアールヌーボ、ドイツにおいてはユーゲントシュティール、オーストリアにおいてはゼセッションと呼ばれて各国へと波及していった。それらはいずれも、生活者自身が、自らの手を用いて、生活環境を改善することにより、特権的設計者によって支配されゆく生活を身近な「手」に取り戻し、ふたたび生命にあふれる有機的なものへと差し戻そう、技術による疎外から人間性を取り戻そうという動機に貫かれていた。

とりわけドイツにおいて、労働者階級の困窮と 粗悪品の氾濫という工業化の負の部分に焦点を当 て、歴史主義や再現様式に代わって身体と生命に 即した生活様式を提示したのが、「生活改革運動 Reformbewegungen」である。粗暴な技術的合理性 に対して、それを乗り越える自律した社交圏の可能 性を提示しようとしたこうした動きは、アメリカ合 衆国においてはたとえばクェーカーやアーミッシュの生活デザイン、北欧諸国においては文字通り農民や民衆たちの手による北欧デザインというかたちでその後継者を見いだすことになった ⁹⁹。

そしてその基本的思想は、二十世紀に入ると、哲学思想においてはデューイの『経験としての芸術』に代表されるアメリカのプラグマティズム美学、その系譜を引き継ぐ鶴見俊輔の『限界芸術論』などへとつながっていく。またデザインの実践としては、住民主体の地域デザインや地域におけるアート・プロジェクトといったものへとその基本的動機が引き継がれており、今日においてもなお、デザインにおいて「民衆」が主体となる社会の可能性を示し続けているといえる。

図版出典

- 図 1 Fourier, *Nouveau Monde Industriel Et Sociétaire*, Oeuvre Complètes Tome VI, Paris A La Librairie Sociétaire, 1845, Réimpression anastatique, 1966.
- ☑ 2 Wikipedia commons (https://commons.wikimedia.org/wiki/ File:Familistère-guise.jpg)
- 図 3 Ray Bachelor, *Henry Ford Mass Production, Modernism and design*, Manchester University Press, 1994, p. 23.
- 図 4 Ibid. p. 87.
- 図 5 Ruskin, *The nature of Gothic*, Kelmscott House, Hammersmith, 1892, by William Morris. p. i.

注

- 1 Garin, L'educazione in Europa 1400/1600, Editori Laterza, Bari, 1976, p. 24. (イタリア語初版は 1957年) ガレン『ヨーロッパの教育』(近藤恒一訳、サイマル出版会、1974年、22頁)によれば、自由な学芸に対して「機械的学芸 le arti meccaniche」は卑しい「情婦」であり、ラテン語の「姦通する mecor」という動詞に由来するという。だが、こうした機械的技術 artes mechanicae の系譜をさらにたどれば、ギリシャ神話における工芸の神へパイストスが美の神アフロディテにすがりついたことにまで遡る。
- 2 こうした機能主義の観点からの装飾批判としては、サリヴァンの『建築における装飾』 (1892年)、ロースの『犯罪としての装飾』(1908年)などが有名である。またペヴスナーは、『モダン・デザインの源流』 (小野二郎訳、美術出版社、1976年、21 頁以下)において「もし機械を導入することを拒否するならば、生活を安価にすることはできない」とモリスの手仕事主義が内包するエリート主義的性格を批判している。
- 3 Owen, A New View of Society: in The life of Robert Owen Written by Himself, vol.I, Appendix B, A.M. Kelley, Reprinted, 1976, p. 260. オーエン 『社会に関する新見解』(白井厚訳、『世界の名著 オーエン サンシモン フーリエ』所収、1975 年) 同、135 頁。
- 4 Ibid., p. 261. 同、136 頁。
- 5 Ibid., p. 260. 同、134 頁。
- 6 Ibid., p. 260. 同、134 頁。
- 7 Ibid., p. 306. 同、162 頁。
- 8 Margaret Cole, *Robert Owen Of New Lanark*, Ausustus M. Kelley Publishers, 1969, p. 72.
- 9 Robert Owen, *The Social System*, The New-Harmony Gazette, Vol.2. No. 8. ,1826, p.1. オーエン『社会制度論』(永井 義雄訳、同所所収、1975 年)、218 頁。
- 10 「人間は、人間を現在あるような状態にしている化合 状態について責任はないし、責任があるようには決し てなりえない。」ibid., p. 1. 同、219 頁。

- 11 Ibid., p.2. 同、222 頁。
- 12 Ibid., p.2. 同、221 頁。
- 13 Ibid., p. 1. 同、220 頁。
- 14 Ibid., Vol.2 No. 15., 1827, p.1. 同、232 頁。
- 15 Ibid., Vol.2 No. 17. Chapter 4 全体を参照。
- 16 Saint-Simon, *Catéchisme des industriels*, impr. de Sétier (Paris), 1823-1824, p. 2. サン・シモン『産業者の教理問答』(坂本慶一訳、世界の名著『オウエン、サン・シモン、フーリエ』、1975 年)、303 頁。
- 17 Ibid., p. 79. 同、347 頁。
- 18 Ibid., p. 35. 同、321 頁。
- 19 Ibid., p. 7. 同、306 頁。
- 20 Ibid., pp. 10-11. 同、308 頁。
- 21 Ibid., p. 185. 同、408 頁。
- 22 Saint-Simon, *L'organisateur*, Oevres de Saint-Simon & D'enfantin XIX, Aalen Otto Zeller, 1964, pp. 150-151. サン・シモン『組織者』第二分冊第九書簡(初版 1820 年)、(森博編・訳、『サン シモン著作集 第三巻』所収、恒星社厚生閣、1987 年)、350 頁。
- 23 Ibid., p. 151. 同、351 頁。
- 24 Ibid., pp. 153-154. 同、352 頁。
- 25 Ibid., p. 155. 同、353 頁。
- 26 Ibid., p. 158. 同、354 頁。
- 27 Fourier, Nouveau Monde Industriel Et Sociétaire, 1845, Réimpression anastatique, 1966, p. 2. フーリエ『産業的協同社会的新世界』(田中正人訳、世界の名著『オーエン サン・シモン フーリエ』所収、中央公論社、1975)、442 頁。
- 28 Ibid., p. 2. 同、442 頁。
- 29 Ibid., p. 1. 同、441 頁。
- 30 「この制度においては、真理と正義の実践は富の手段 になる。」Ibid., p. 2. 同、442 頁。
- 31 Ibid., p. 4. 同、444 頁。
- 32 フーリエによれば人間は平等ではなく、それぞれに固有の性質をもつことから、「交流社会においては平等というものを少しも認めることはない」(同、446-7頁)という。フランス革命の平等思想が個人としての人間の平等を主張し、その性格の差異を軽視したことが、競争社会の全面化を招いたとフーリエは考えているといえる。
- 33 Ibid., p. 70. 同、506 頁。
- 34 Ibid., p. 2. 同、441 頁。
- 35 Ibid., p. 3. 同、443 頁。
- 36 Ibid., p. 69. 同、503 頁。
- 37 Ibid., p. 5. 同、446 頁。
- 38 Ibid., p. 40. 同、451 頁。
- 39 Ibid., p. 68. 同、502-503 頁。
- 40 Ibid., p.3. 同、443 頁。

- 41 ファミリステールについての以下の記述は、栗田啓子 「企業家の社会的責任 – アンドレ・ゴダンとエミール・ ガレのパターナリズム」、『経済と社会』(第 34 号、 東京女子大学、2008 年)によっている。
- 42 ベンサムのパノプティコンを被統治者へのディシプリンとして論じたのは『監視と処罰』におけるフーコーである。Foucault, Surveiller et punir Naissance de la prison, Galimard, 1975, p. 201. フーコー『監獄の誕生』(田村俶訳、新潮社、1977 年)、202 頁以下。
- 43 エンゲルス『空想から科学への社会主義の発展』(マルクスエンゲルス 8 巻選集翻訳委員会訳、マルクスエンゲルス選集第8巻、大月書店、1974年)第一章を参照。
- 44 「たいていの場合、働き手たちは『記録的な成果を上げて、それが出来高制の賃金基準になってはたまらない』という不安から、作業ペースを押さえようとやっきになるのだ。」Taylor, *The Principles of Scientific Management*, The Norton Library, W. W. Norton & Company Inc., 1967. p. 23. テイラー『科学的管理法 マネジメントの原点』(有賀裕子訳、ダイヤモンド社、2009年)、26頁。
- 45 Ibid., p. 9. 同、10 頁。
- 46 Ibid., p. 47. 同、57 頁。
- 47 Ibid., p. 55. 同、67 頁。
- 48 Ibid., p. 58. 同、70-71 頁。
- 49 Ibid., pp. 54-55. 同、67 頁。
- 50 Ibid., p. 74. 同、87 頁。
- 51 Ibid., p. 115. 同、134 頁。
- 52 Ibid., p. 9. 同、10 頁。
- 53 Ray Bachelor, *Henry Ford Mass Production, Modernism and design*, Manchester University Press, 1994, p. 23.
- 54 Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, Philosophischer Bibliothek, §257. S. 207. ヘーゲル『法の哲学』 (岩崎武雄訳、世界の名著 ヘーゲル)、478 頁。
- 55 Adorno, Negative Dialektik, Suhrkamp, 1997. アドルノ『否定的弁証法』(木田元ほか訳、作品社、1996年)、第二章「概念とカテゴリー」、とりわけ、12節「肯定的否定の批判」、14節「布置関係」を参照。
- 56 Ruskin, *The Nature of Gothic*: in The Stone of Venice, 3 vols., George Allen, 1851. pp. iii-iv. ラスキン『ゴシックの本質』(川端康雄訳、みすず書房、2011 年)、10 頁。ここで用いられている「斡旋する procure」という単語には性的な含意がある。モリスはここでエロティックな快楽の要素を含ませている可能性がある。
- 57 Ibid., p.20. 同、36-37 頁。
- 58 Ibid., p. 20. 同、37 頁。
- 59 Ibid., p.18. 同、34 頁。
- 60 Ibid., p. 2. 同、15 頁。
- 61 Ibid., p. 25. 同、43 頁。
- 62 Ibid., p. 125. 同、73 頁。

- 63 Ibid., p. 29. 同、48 頁。
- 64 Ruskin, *The Seven Lamps of Architecture*, John Wiley New York, 1849, p. 7. ラスキン『建築の七灯』(高橋松川訳、岩波文庫、1930 年)、28 頁。
- 65 Ruskin, *Unto this last*, Cunnington & Susan ed., London & Toronto, J.M. Dent &sons Ltd., 1921, pp. 88-89. ラスキン 『この最後の者にも』(五島茂訳、世界の名著『ラスキン モリス』、1971年)、117-118頁。
- 66 Ibid., pp. 59-60. 同、92 頁。
- 67 Ruskin, *The Political Economy Of Art*, Smith, Elder and Co., 1857. pp. 72-73. ラスキン『芸術経済論』(宇井丑之助訳、『ラスキン政治経済論集』所収、史泉房、1981 年、45 頁。
- 68 引用部分は ibid., pp.147-148. 同、86 頁。「装飾された 学校 the decorated schools」については、ibid., p. 150. 同、 87 頁。
- 69 「数学的量の価値がそこに付加される代数的符号によるのと厳密におなじしかたで、真の価値は、富に付せられた道徳的符号によって決まる。」 Ruskin, *Unto this last*, p. 55. 『この最後の者にも』、88 頁。
- 70 「国民の富についての問題全体は、それゆえその利点だけではなく、まさにその量に関してさえも、結局のところ抽象的な正義の問題に帰着する。」ibid., p. 55. 同、88 頁。
- 71 同、第一論文第一節、第二節の全体を参照。
- 72 Ibid., p. 24. 同、64 頁。
- 73 Ibid., p. 24. 同、64 頁。
- 74 Ibid., p. 25. 同、65 頁。
- 75 Ibid., p. 27. 同、66 頁。ラスキンによる引用部分はマタイ福音書 10 章 39, 10 章 25 節より。
- 76 Ruskin, Political Economy of Art, p. 20. 同、17 頁。
- 77 Ibid., p. 20. 同、17-18 頁。
- 78 Morris, The Lesser Arts: in Hopes and Fears for Art, Ellis & White, 1882. p. 2. モリス「装飾芸術」(内藤史朗訳『民衆のための芸術教育』所収、1971 年)、10 頁。
- 79 Ibid., pp. 3-4. 同、10-11 頁。
- 80 Ibid., p. 4. 同、11 頁。
- 81 Ibid., p. 3-4. 同、11 頁。
- 82 Morris, How We Live And How We Might Live (1885), in:
 Signs of Change Seven Lectures, Longmans, Green and Co.,
 1903. p. 14. 「『いかに生きているか』と『いかに生きるべきか』」(同、『民衆のための芸術教育』所収)、
 136 頁。
- 83 Ibid., p. 16. 同、137 頁。
- 84 Morris, The Lesser Arts, p. 7. 同、14 頁。
- 85 Ibid., p. 6. 同、12 頁。
- 86 Morris, Useful Work Versus Useless Toil, Socialist League

- Printery, 1891. p. 35. モリス『有用な仕事と無用な労役』 (同『民衆のための芸術教育』所収)、110 頁。
- 87 Ibid., p. 36. 同、111 頁。
- 88 Ibid., p. 37. 同、111 頁。
- 89 Morris, How We Live And How We Might Live, p. 32. 同、150-151 頁。
- 90 Morris, The Lesser Arts, p. 2. 同、10 頁。
- 91 Ibid., p. 26. 同、29 頁。
- 92 ダーリング・ブルース、ダーリング・常田益代『ウイ リアム・モリス ヴィクトリア朝を超えた巨人』(河 出書房新社、2008 年)、28 頁。
- 93 Morris, *The Art of the People* (1879) :in Hopes and Fears for Art, Ellis & White, 1882. pp. 49-50. モリス「民衆の芸術」(同、『民衆のための芸術教育』所収)、47 頁。
- 94 Ibid., p. 52. 同、49 頁。
- 95 ここにはモリスの自己批判力の深さが示されている。 イギリスにおけるデザイン教育というものが、インド とイギリスの双方において、いかにデザインそのもの を裏切り、デザインの死骸の上に成り立っているか、 しかもそうあらざるを得ないかを彼はここで示してい ると言える。
- 96 「すべての階級がこれについて非難に値するといえども、その治療は手工職人たちとともにあると私は言う。彼らは一般の人々のように現状に対して無知であるとはいえないし、工場主や中産階級のごとく貪欲でもなく孤立してもいない。一般の人々を教育しする義務と名誉はかれらとともにある。かれらは自分自身のうちにかの義務の遂行をより容易にする秩序と組織化の種を持つ」(The Lesser Arts, p. 30. 同、32頁)。これを読むと、マルクス主義におけるプロレタリアート、もしくはその代表者としての共産党の前衛的役割を手工職人たちにモリスが負わせていることがわかる。彼らは「手」の前衛である。
- 97 Morris, How We Live And How We Might Live, p. 1. 同、126 頁。
- 98 Ibid., p. 1. 同、126 頁。
- 99 生活改革運動が、ユーゲントシュティールとの密接な関連のもとで、工業化に伴う道具的理性 (M. Horkheimer) の猛威に対抗するため、芸術の関与のうちで成立したことについては、 たとえば Kai Buchholz, Lebenspraxis: in Die Lebensreform Entwürfe zur Neugestaltung von Leben und Kunst um 1900, Band 2. S.489. を参照。またアーツ・アンド・クラフツ運動と北欧デザインの関連については、ジリアン・ネイラー『アーツ・アンド・クラフツ運動』 (川端康雄・菅靖子訳、みすず書房、2013 年)、296 頁以下を参照。

大学とローカルラジオ局の協働が生み出す地域間交流 ~番組とイベントの共同制作を通じた「共感」ベースのコミュニティの生成~

Radio as a Medium for Empathy Based Inter-Regional Community Development : An Action Research Approach

NAGATSU Yuichiro KOSAKA Hazuki NAKAMURA Mia OMOTO Akira

Abstract

This paper examines the role of local radio in relation to inter-regional community development. Collaborative action research was conducted as a project based on a partnership between academia and local radio in Fukuoka, Japan. Research was undertaken in the following steps; 1) co-production of a radio program that invited local creative talent, and a participatory exhibition themed on the connection of urban and rural regions, 2) post-project interviews, 3) analysis and modeling of the two projects and the relationships between various actors. It was found that, some urban listeners built empathy for rural regional issues aired on the program, and spurred them to action, leading to the development of communities. Empathy for local issues, as felt by the radio host, emerged as an important factor influencing listener involvement. Through this research, the potentiality of radio was demonstrated as an affective medium for interregional community development.

尾本章1

本研究の目的は、ローカルラジオ局が大学との協働を 通じて地域づくりや地域間交流に関わり、番組やイベン トづくりを行う事業をケーススタディとし、関わる人々 の役割や変化を整理することで、事業がどのような波及 効果をもたらすかを明らかにすることである。

ラジオのメディアとしての特徴は、パーソナリティの「声」を通してリスナーに直接的に情報を届けるところにある。例えば、ラジオは「新聞が話しかける以上に『あなた』に話しかける。つまり、ラジオはパーソナルな会話によりいっそう近いものを持っているから、新聞よりはるかに説得的なのである」¹⁾と述べられているように、リスナーとの直接的な相互関係を結べるということが、その特色とされている。また 1964 年の『ラジオ白書』では、娯楽の座をテレビに奪われたラジオ復興のキーワードとして「マス・パーソナル・コミュニケーション・メディア」という言葉が創出された。ラジオは、不特定多数の大衆を相手にするのではなく、声を直接届けるという意味で限定的でありながらも多数の人々に届けるメディアなのである。

ラジオと地域に関する先行研究は、地域メディアに関する研究を中心として数多くみられる $^{2/3}$)。なかでも 90年代以降、地域の生活情報の収集と発信のツールとして発展してきたのが、コミュニティ FM である。地域課題に直結した活動を行うコミュニティ FM は全国に広がりを見せており、2016年 12 月現在で全国に 302 局存在する *1 。1995年阪神・淡路大震災を契機に制度化された臨時災害放送局は、2011年東日本大震災の際に次々と開

連絡先:長津結一郎,nagatsu@design.kyushu-u.ac.jp

^{1.} 研究目的と背景

¹ 九州大学大学院芸術工学研究院コミュニケーションデザイン科学部門 Department of Content and Creative Design, Faculty of Design, Kyushu University

設されたように、非常時や復旧・復興に際してコミュニティ FM が役割を果たすことも増えてきている。またこのことから派生して、災害時だけではなく平常時から積極的に地域と関わりながら活動を行う FM 局も見られ、番組制作のみならずイベント制作や地域コミュニティ形成に資する活動を事業の一環として行う取り組みも多い。

またコミュニティ FM に対置して考えられるのがマス・メディアである。しかしマス・メディアには一般的に、地域社会とのコミュニケーションをおこなう受け皿がほとんどないため、内容が地域のニーズに対して噛み合っていないものも多いと言われる。メディアとリスナーとの間には、明確に分割する境界が、メディアの側の都合の良い形で意図的に用意されるという特徴を持つという指摘もある40。

一方、本研究の事例としてとりあげるラブエフエム国際放送株式会社*2(以下、LOVE FM と称する)は、コミュニティ FM を前身とするローカルラジオ局である。ローカルラジオ局は一般に、全国ネットの番組を配信することが多いが、地域の個別的な情報にフォーカスした番組を独自に制作することもある。しかし、こうしたローカルラジオ局による地域への関わりが、地方都市においてどのような価値を生み出しているのかはこれまであまり言及されてきていない。

全国的な広がりではなく、かといって特定の狭い地域に限定されたものでもない、地域と地域とを具体的につなぐことのできる距離感で放送が行われているローカルラジオにおいて、地域づくりや地域間交流と関わるための鍵は何だろうか。

なおこれ以降、特記しない限り、前述した「ローカルラジオ局」やその制作によるラジオ番組のことを「ラジオ」と称する。

2. 研究方法

2-1. 研究プロジェクト発足の経緯

本研究は、北部九州を中心としたローカルラジオ局を 運営する LOVE FM と、九州大学大学院芸術工学研究院 附属ソーシャルアートラボ*3(以下、SAL と称する)と いう研究機関による共同研究*4という形で実施された。

SAL は平成 27 年度に誕生し、「社会の課題にコミットし、人間どうしの新しいつながりを生み出す芸術実践を〈ソーシャルアート〉と捉え、その研究・教育・実践・提言を通じて、新しい生の価値を提示していくこと」を目

的としている*5。2年度目となる平成28年度には、地域 貢献が求められる昨今の大学の状況も相まって、研究や 知見の社会への発信と実装を活動のポイントとして置く こととした。具体的には、1)研究や実践を通じてSAL が出会ってきた、新しいアイディアで地域を豊かにする 活動を行っている人々のことを発信すること 2)福岡 県内の中山間地域にある八女市黒木町笠原地区において SALが行ってきたプロジェクト*6に新たな展開を生み出 すことを目指したのである。それにより地域づくりや地 域間交流に関する新しい視座を得ることも期待していた。

表1に示すように、本研究のフィールドとなる福岡県には、NHKのAMが2局、ローカルFM局が3局、ローカルAM局が2局、コミュニティFM局が7局存在する(2017年8月現在)。このうち、LOVEFMと共同研究を実施した理由は2点ある。1点目は、SALの前年度事業ですでにLOVEFM関係者とのつながりがあり、研究を開始する素地が整っていたことである*7。2点目は、LOVEFMが西日本鉄道(西鉄)グループの会社として、福岡の中心街である天神エリアで、西鉄沿線を含む複数の地域と連携したイベントを実施するなど、今回の研究目的に近い取り組みをすでに多く行っていたことである。

表1 福岡県内のラジオ局一覧(2017年7月現在)

	会社名	本拠地	開局
AM	NHK 福岡放送局	福岡県福岡市中央区	1931
AM	NHK 北九州放送局	福岡県北九州市小倉北区	1931
AM	KBC九州朝日放送	福岡県福岡市中央区	1954
AM	RKB毎日放送	福岡県福岡市早良区	1951
FM	エフエム福岡	福岡県福岡市中央区	1969
FM	CROSS FM	福岡県北九州市小倉北区	2008
FM	ラブエフエム国際放送	福岡県福岡市中央区	1997
コミュニティFM	ドリームスエフエム	福岡県久留米市	1998
コミュニティFM	FM八女	福岡県八女市	2012
コミュニティFM	北九州シティエフエム	福岡県北九州市小倉北区	2004
コミュニティFM	AIR STATION HIBIKI	福岡県北九州市若松区	2001
コミュニティFM	有明ねっとこむ	福岡県大牟田市	2016
コミュニティFM	コミュニティメディアパートナーズ福岡	福岡県福岡市中央区	2013
コミュニティFM	東九州コミュニティー放送株式会社	福岡県築上郡築上町	2000

2-2. 研究アプローチ

本研究では、LOVE FM と SAL との協働で、1) ラジオ番組の制作と、2) それに関連したイベントの企画・運営を通じたアクションリサーチを行った。

アクションリサーチとは、「「こんな社会にしたい」という思いを共有する研究者と研究対象者とが展開する共同的な社会実践のこと」50であり、何を望ましい社会的状

態と考えるのかという「価値」を問う研究手法である。 特徴としては、①社会的課題の解決を目指す ②解決すべき課題にかかわる人たちと研究者が共に研究に参与する ③ステークホルダーは、互いの立場や違いを尊重し、互いから学びながら、協働して役割分担をする という 点が挙げられる 6。

もちろん現場に関わりながら観察を行う手法はアクションリサーチだけではなく、既存の活動に赴いて調査するフィールドワークや参与観察という方法もある。しかし今回の共同研究にあたり、ラジオ局が「地域づくり」という観点から行う取り組みは多くないことがわかった。そこで、地域づくりとラジオという観点で新しい実践を共同で立ち上げ、そこで起こることを考察することで、SAL にとっては地域づくりにおける新たな視点の獲得に、LOVE FM にとってはラジオの持つ可能性の開拓に資するのではないかと考え、アクションリサーチの手法を採用した。

2-3. 研究プロセス

本研究ではアクションリサーチとして、下記のプロセスを踏んだ。

- 1)番組コーナーの共同制作:「かもしとーと?~ソーシャルアートで地域を発酵~」
- 2) アートプロジェクトの共同実施:展覧会「縁側のながれ」
- 3) 事後インタビュー
- 4) 立場ごとの役割整理と分析

上記のプロセスに登場するアクターとしては、SALと LOVE FM のほかに、ラジオのパーソナリティ、ラジオ 番組のゲスト (「カモシスト」)、共同プロジェクトに参画 するアーティスト、ラジオのリスナーがいる。3)と4) では、これらのアクターたちの関わりとプロジェクトを 通しての変化について考察を行う。

以下ではまず、各事業の概略と反響について述べる。

3. 事例報告

- 3-1. 番組コーナーの共同制作:「かもしとーと?~ソーシャルアートで地域を発酵~」
- ○実施背景

共同制作コーナーは、毎週月~木曜日の 22:00~23:30

に生放送されている人気番組「月下虫音」の中に、「かも しとーと?~ソーシャルアートで地域を発酵~」という タイトルで開設された。

「月下虫音」という番組は、「月明かりの下で静かに虫の声に耳を傾けるように、今日一日を振り返り、明日に向かう準備をするための時間。良いことは胸に保存、悪いことは昨日に置いて行こう」*8と番組紹介に書かれていることからわかるように、一日が終わった夜にふと立ち止まって耳にするというコンセプトを前面に出している。生き物や虫、生態系などに詳しいパーソナリティ(番組では「DJ」と称している)の大田こぞうがつくりだす緩やかな空気感が特徴的な番組である。

「月下虫音」には、番組審議会から「コアなファンも多くリスナーのコミュニティも形成され、それをきちんとマネージメントされているように感じられる」といった評価が寄せられている*9。こういった側面から、後述する共同制作コーナーのコンセプトに照らして LOVE FM 側が局内で検討し、この番組とのコラボレーションであればリスナーの反応が得やすいと予想し、今回の展開につながった。

○コンセプト

共同制作コーナーを企画するにあたって、SALの前年度までの活動に基づき、「発酵」というキーワードを意識していた。平成27年度にSALが主催した企画「甕の音なひ」*10は、九州大学大学院芸術工学研究院教授で作曲家の藤枝守による、焼酎の発酵音響を元にした現代神楽の創作上演の取り組みであった。この経験を通じSALでは、音楽・音響作品と発酵の関係性のみならず、芸術文化が果たす社会的役割を「発酵」というメタファーで考えることができるのではないか、という議論が広がっていた。

例えば、SAL 副ラボ長の中村美亜は以下のように新聞 記事に執筆した。

芸術文化を育むためには、芸術作品やその担い手を守ることよりも、社会の中で表現実践の場を醸成していくことが重要である。鍵となるのは、地域の資源と外から入ってくる刺激のブレンドだ。芸術文化というのは発酵のようなもので、そこに元々あるものと新しく入ってくるものが、うまく混ざり合って初めて豊かになる。しかも、熟成して発酵するまでには、

それなりの時間がかかる。最初は旨味がなくても、しばらく時間をかけて漬け込んでいるといい味が出てくる。この点で、自然・文化資源が豊富で、都会に比べて時間の流れが緩やかな九州に、移住やUターンの人たちが新たな発想を持ち込んでいることは、大きなアドバンテッジとなっている。*11

○実施プロセス

こうした背景から、2016 年 4 月~5 月の間に 3 回行われた事前打ち合わせにおいて、地域の文脈に対して新しい価値観を生み出す「創造的なアイディア」が地域に根付くプロセスを「発酵」と捉え、情報発信を行う番組を制作する方向で議論がまとまった。そのうえで「月下虫音」の 1 コーナーとして、毎月第 2 木曜日、22:30~22:45 の 15 分間が割り当てられ、平成 28 年 6 月から平成 29 年 3 月まで、計 10 回の放送が行われた。

「月下虫音」公式ウェブサイトには、このコーナーの 解説として下記のような説明文が書かれた。

九州各地域の"カモシスト"をラジオを通じてご紹介しながら地域を発酵。創造的なアイディアが地域に根付くプロセスを「発酵」と捉え、それを仕掛ける人 = "カモシスト"をご紹介していきます。 地域を醸す人に注目し、そのカモシストが社会や環境のどのような変化をもたらしているか?を大田こぞうが伺います。*12

「カモシスト」という言葉は、パーソナリティの大田 こぞうによる造語である。これまでの SAL の実践において、アイディアが地域に根付くためには、「発酵」を促すキーパーソンが必要であることがわかってきた。それは芸術家であったり、新しい地域づくりの方法を模索している人であったり、活動の形態は多様で、一言では表しきれない役割を担っている。そこで今回は、そのような役割を担う人材を、大田のアイディアのもと、「カモシスト」と名付けたのだった。なお、番組名の「かもしとーと?」とは「醸してる?」という意味の博多弁である。

放送は第 1 回を除いては事前収録が行われたのだが、 事前収録では予定の 15 分を超過し話が盛り上がったため、超過分は「おまけコーナー」として、SAL が制作したウェブでの番組アーカイブでのみ聴けるようにした。 10 回の放送内容は、表 2 のとおりである。なお、タイト ルは、ウェブアーカイブ公開に合わせて、SAL が後から 付けたものである。

表 2 共同制作コーナー収録・放送日一覧

02	○2016年~2017年				
6	月	9	日	(木)	第1回収録・第1回放送 「カモシスト」って何?
7	月	6	日	(水)	第2回収録
7	月	14	日	(木)	第2回放送 土にこだわる
8	月	4	日	(木)	第3回収録
8	月	11	日	(木)	第3回放送 国東には国東固有の時間がある
8	月	22	日	(月)	第4回収録
9	月	8	日	(木)	第4回放送 糸島二丈と世界をつなぐ
10	月	6	日	(木)	第5回収録
10	月	13	日	(木)	第5回放送 里山の技と叡智
11	月	4	日	(金)	第6回収録
11	月	10	日	(木)	第6回放送 筑後のものづくりを世界に発信
11	月	23	日	(水)	第7回収録
12	月	8	日	(木)	第7回放送 アーティストと地域をつなぐ
12	月	15	日	(木)	第8回収録
1	月	12	日	(木)	第8回放送 生命体の音に耳を澄ます
1	月	18	日	(水)	第9回収録
2	月	9	日	(木)	第9回放送 感動体験型産業とは
3	月	1	日	(水)	第10回収録
3	月	9	日	(木)	第10回放送 想像力とつながり

○番組内容

毎回の「カモシスト」=ゲストは、これまでの SAL の活動や SAL メンバー個人の活動でつながりのある人々から選定され、芸術家、会社経営者、地域づくりの専門家、美術館学芸員などが「カモシスト」として登場した。「カモシスト」たちは、大田の質問に答えるかたちで、日頃の活動と活動に対する地域の人たちの反応などを語った。毎回 15 分という短い時間に、カモシストたちが地域コミュニティを「発酵」させ、豊かな社会を創造する工夫が共有された。

○番組の反響

「月下虫音」は、LOVE FM が 2011 年 1 月に天神エフエム株式会社 (当時) に事業譲渡されリニューアルした時から放送がスタートした人気番組である。また、大田はそれ以前にも福岡のコミュニティ FM で長年番組を担当していたこともあり、ファンであるリスナーも数多い。普段はゲストが頻繁に登場するタイプの番組ではなく、パーソナリティである大田こぞうによる昆虫や生態系に関する語りと、大田が選曲した音楽の放送で成り立っている。共同研究を立ち上げた当初は、今回招聘するゲストが昆虫や動物などのテーマに詳しい人々ではないことに対して、どのような反応がリスナーから寄せられるかは未知だった。

この点に関して、事後に番組の感想をリスナーからうか

がったところ、下記のような感想が得られた*13。

- ・いろいろな企画の話が聞けて面白い。
- ・普段なかなか聞けない話が聞けた。
- ゲストの話は、どれも思いもよらなかった。

なかでも象徴的な感想はラジオネーム「なかはらくん」 からのコメントである。彼曰く「月下虫音だからできる コーナーだと感じた」という。大田に対しては「社会全 体を生態系ベースで考えている」人だと感じているとい う。自身も災害ボランティア活動などで非都市部に足を 運ぶことも多いという「なかはらくん」は、都会だと自 然から切り離されてしまい「自分が生態系の中にいると いうことを実感できなくなってしまう」と話し、有機的 なつながりが大切だと感じている。その考えから言うと、 今回の番組の主旨は納得のいくものだったという。*14

3-2. アートプロジェクトの共同実施:展覧会「縁側のながれ」

○実施背景

研究プロジェクト開始時は、毎月の放送の他に、LOVE FM と SAL との共同企画により、地域間交流に関わるイベントを提案することを目指していた。LOVE FM はこれまでに人気 DJ と地方をめぐるバスツアーなどは数多く企画していたが、今回は、それとは異なるアプローチで地域間交流に関わるアイディアを検討することになった。SAL では平成 28 年度、福岡市と筑後地方の中山間地域を含む八女市黒木町笠原地区をつなぐアートプロジェクト「FUKUOKA×YAME REMIX」を実施することになっていた*15 ことから、それに関わる企画を共同実施する運びとなった。

○コンセプト

八女市黒木町笠原地区は 2012 年の九州北部豪雨で大きな被害を受けた地域で、いまだ復興の途上にある。一方、「月下虫音」には、2013 年より「女川さいがい FM」(宮城県女川市。2016 年 3 月に終了)にコンテンツを提供し、番組を放送して好評を博した経緯があった。こういった側面から大田が共同企画の実施にも関心を寄せ、「月下虫音」とのコラボレーションが決まった。そして、「月下虫音」のリスナーの特性を鑑みて、集団行動を強い

ることなく関わりを促すことができ、かつ、異なる二つの地域をつなぐことのできる仕掛けを考えることになった。

○実施プロセス

大田ははじめから、人の関わりを促す方法として、「石」に目をつけた。八女の河原から運び込まれた石が、天神エリアに一定期間置かれ、天神を訪れる人たちによって絵を描く、工作する、などの方法で何かを施された後に、再び八女の河原に戻される、というアイディアだった。福岡と八女をつなぐための方法として、石を媒体として何ができるかを考えたのである。

大田とLOVE FM、SALとで何度か話し合いを設けるうちに、「カモシスト」として「かもしとーと?」に出演していたうちの2人にプロジェクトに参画してもらうことになった。1人は「FUKUOKA×YAME REMIX」への参加が決まっていたアーティストのジェームズ・ジャックである。彼とSAL、それにアートマネジメント人材の育成プログラムとして「FUKUOKA×YAME REMIX」に参画していた受講生たち*16と、この時点ですでに多くの打ち合わせを行い、福岡市中央区大名地区を会場にすることを決め、リサーチを始めていた。またもう1人は、笠原地区を拠点に活動するNPO法人山村塾事務局長の小森耕太である。彼の参画によって、プロジェクトで生み出されるストーリーを八女に暮らす人々にとっても意味のあるものにしたいという大田とSALの思いを共に形にすることを目指したのである。

小森は地域の文脈を活かす仕掛けとして、棚田の石垣の裏で棚田の構造を支えている「ぐり石」と呼ばれる石に目をつけた。2012 年の水害以降に笠原地区では多くの棚田が耕作放棄地となり、小森らはその棚田を復興する活動も行っていた。そこで、耕作放棄地になった棚田の「ぐり石」を取り出し福岡市内に持ち込み、終了後は新しい棚田をつくる「ぐり石」として再利用する、という案を出したのだ。そこで、当初の大田のアイディアと合わせ、「ぐり石」に来場者の手で何かを施す企画を行うことに決まった。具体的には、土を素材にして自作した画材(クレヨン)や、マジックペンなどで、笠原地区に対しての想いや感じたことを描いてもらうというものであった。

ジャックは、展示空間の設計に関するアイディアを出 した。大きく伸ばした一枚の笠原地区の写真を展示会場 の奥に掲げた。床には、八女と展示エリアの福岡市中央 区大名地区の「水」をモチーフにしたスケッチに従って 石が並べられることになった。

プロジェクトに関わるメンバー全員が顔をあわせる機会は、1月初旬の現場視察で初めて実現した。八女市黒木町笠原地区に赴いた大田は、水害の痕跡が残る場所を訪れて石の選定を行ったほか、土にこだわった有機栽培を継続的に行う茶農家の大橋鉄雄とも交流をした。この経験は大田にとって印象深かったようで、視察日の夜の放送では、大橋の話題を大きく取り上げていた。

1月半ば、山村塾に滞在していたボランティアスタッフの協力を得て、山村塾スタッフが約1.2トンの石を集めた。石は肥料袋に入れられ、2月初旬に、展覧会の会場となる福岡市中央区大名にトラックで運ばれてきた。田んぼから掘り起こしたばかりの石は泥だらけで、来場者が気軽に手にとれる状態ではなかったため、SALのスタッフと受講生が中心となり、大量の石をひとつひとつ手で洗い、乾かす作業を行った。その重労働の状況を見た大田は、その日の夜の「月下虫音」で企画の準備状況を発信し、お手伝いを呼びかけた。すると、翌日の石洗いには複数のリスナーが訪れ、SALのスタッフや受講生とともに汗を流した。

以上の実施プロセスについて表3にまとめた。

表 3 共同展示のプロセス

○2016年~2017年				17年				
8	月	18	日	(木)	打ち合わせ(大田、LOVE FM、SAL)			
9	月	29	日	(木)	打ち合わせ(大田、LOVE FM、SAL)			
11	月	29	日	(火)	スカイプ打ち合わせ (小森、SAL)			
11	月	30	日	(水)	打ち合わせ(大田、LOVE FM、SAL、ジャック)			
12	月	21	日	(水)	スカイプ打ち合わせ(小森、SAL、ジャック)			
1	月	10	日	(火)	八女市黒木町笠原地区の視察(大田、LOVE FM、ジャック、小森、SAL)			
1	月	26	日	(木)	番組にSALスタッフが出演			
1	月	27	日	(金)	打ち合わせ(大田、LOVE FM、ジャック、SAL)			
2	月	1	日	(水)	展覧会「縁側のながれ」搬入 (SAL)			
2	月	2	日	(木)	展覧会「縁側のながれ」搬入(大田が放送で呼びかけ)			
2	月	3	日	(金)	展覧会「縁側のながれ」搬入 (リスナーが手伝う)			
2	月	4	日	(土)	展覧会「縁側のながれ」開催 (~12日(日))			
					トークイベント「生きる土」実施			

○展覧会の内容

2017年2月4日(土)~12日(日)に、エンジョイスペース大名(福岡市中央区大名)を会場として、展覧会「縁側のながれ From Stone To Sand」(図 1)を実施した。これは、SAL が主催するアートプロジェクト「FUKUOKA×YAME REMIX」のイベント「八女の大名茶会」の一環として実施された。展覧会の実施のほか、トークイベントなどの関連イベントも実施した *17 。

大田はこのうち、2月4日(土)に実施したトーク「生



図 1 展覧会「縁側のながれ From Stone To Sand」(撮影: 富永亜紀子、2017 年 2 月 4 日)

きる土 (The Life of Dirt)」にサプライズで登壇し、アーティストのジャックや笠原地区で交流した大橋と鼎談した

八女から運び込まれた 1.2 トンの石は、前述した通り、ジャックのスケッチに従い、毎日異なる配置で床に並べられた。笠原地区の谷をイメージした日もあれば、博多湾をイメージした日もあり、力強い一直線の日もあった。

○展覧会の反響

会場には、8日間の会期中に300人以上の人が訪れた。 常連のように何日にもわたって訪れるリスナーもいた。 来場者は目の前に積まれた石が辿ってきた道のりと時間 に思いを馳せながら、土でつくった画材やペンを手にと り、石に思いを託していた。

最終日の展示終了後、たくさんの人の手がかかった石は、再び笠原の田んぼへと帰っていき、笠原の棚田づくりに使われることとなった。この搬出時にも、大量の石の袋詰めと荷出し、および会場の現状復帰という重労働に、複数のリスナーが参加した。

4. 分析:事業における役割と事業がもたらした変化

これまでみてきたように、今回の共同研究では、大学とラジオ局の連携という大枠の中で、大学が紹介したゲスト (アーティストや「カモシスト」)に、ラジオ局の紹介によるパーソナリティが関与することで、オリジナルコーナーの放送や共同企画が実現できた。そして、その放送や企画においては、リスナーの関与が多数みとめられた。

ここからは、番組の放送内容や企画内容、事後のインタビューなどを基にして、本共同研究に関わった人々が果たした役割やもたらしたもの、および協働による成果を整理する。なお本節に際しては、事業が終了した段階で、関係者へのインタビューを実施した。いずれも質的研究法で用いられる半構造化インタビューの形式を取り、今回の企画に関わった印象を聞いた*18。

この結果もふまえて、4-1.大学 4-2.ゲスト 4-3.アー ティスト 4-4.ラジオ局 4-5.パーソナリティ 4-6.リ スナーという6つの立場ごとに記述していく。

4-1. 大学(九州大学ソーシャルアートラボ)

大学が担った役割は、主に以下の内容に分けられる。

- 1)番組や企画に関する基本コンセプトの設計
- …「発酵」をテーマとした番組づくりを行うこと、「創造的なアイディアが地域に根付くこと(発酵)を仕掛ける人」を招聘することや、パーソナリティやリスナーと協働で企画をつくるというフレームワークの提示を行った。
- 2) 共同研究や業務委託に関する諸手続き(契約締結等)
- 3) 共同プレスリリースの発信
- 4) ゲスト (4-2.) の選定
- …コンセプトに基づいて、前述したゲスト (=カモシス
- ト)を選定し出演依頼を行った。
- 5) ラジオ局 (4-4.) へのゲスト紹介、収録立会い
- …毎回の収録にはSALのスタッフが必ず立ち会った。
- 6) 共同展示企画 (3-2.) のコーディネート

ゲスト選定に関しては、今回は大学が主体的に行い、 ラジオ局はその拡散を行うという立場であった。この立 場について、LOVE FM で本企画を担当した波多江和之 は番組テーマの「発酵」になぞらえて、大学とラジオ局 の協働とその波及効果について「発酵プラン」「拡散」「醸 成」と表現していた。波多江は、SAL が基本コンセプト を設計しゲストを選定・招聘していたことを「発酵プラ ン」と名付け、

今回 SAL の方で、発酵プランを作ってくれていたとしたら、番組とかラジオ局の方で発酵させる菌を拡散させた、みたいな。で、リスナーさんと一緒にこれを醸成させるみたいな。[中略] 菌をもらった人たちが、僕らが向かってほしいところにそれを持って、散らばって、いろいろ動いてくれているっていう、そういうことが起こったような気がしたんですね。*19 (強調は筆者)

また波多江は、もし次回このようなことを実施する場合にどのような役割分担が望ましいか、という問いかけに対して、

番組的に、こういう人たちもカモシストなんじゃないの? みたいな人たちをピックアップするっていう。たぶん、(大学が選ぶのとは)全然違う観点の人たちになるかもしれないですけど。もしこれに第2期があったとしたら、<u>じゃあ次はそれをセレクトして</u>ねって言われたら、全然、やらせていただきたい部分

ではあります。*20 (強調は筆者)

と述べ、現状のように大学が先導し、ラジオ局の側が拡 散するという体制が望ましいとしつつも、大学の監修の もとでラジオ局側からゲスト選定の提案があっても良い のではないかという意見を出した。

なお、1) \sim 5) の役割は、当初よりある程度想定されていた部分ではあった。しかし6) に関しては、共同企画の内容の深化と具体化に伴って発生した役割であった。基本的には、スタジオで対面する以外で SAL と大田が直接やりとりをすることはなく、SAL 事務局は LOVE FM 担当者の波多江と連絡を取りながら、物事を進めた。さらに、共同展示企画にジャックと小森が加わった後も、全員が顔を合わせられたのは 2017 年 1 月の笠原地区視察時のみであり、それ以外は SAL 事務局が個別に意見をうかがい、その結果を他のアクターに知らせつつ構造を固めていくという方法を取っていた。

4-2. ゲスト (「カモシスト」)

ゲスト (「カモシスト」) は、番組に出演した。ゲストの普段の活動内容に応じていくつかのメイントピックを事前に決め、フリーディスカッションの形式で番組収録を行った (番組内容については表2を参照のこと)。大学の監修のもと選ばれたゲストたちは、大学教員、アーティスト、会社社長、地域 NPO 事務局長、美術館学芸員など多様であり、一見すると共通項が見えづらい。しかし、「創造的なアイディアが地域に根付くこと (発酵)を仕掛ける人」という点では共通していた。今回の番組制作は、さまざまな場所に新しいアイディアは眠っており、それらはすでに地域と関わりを持っており、思わぬ展開をもたらしはじめているということを、「カモシスト」の紹介を通じて提示する試みであったと言える。

その特徴はどのように映ったのか。番組でパーソナリティを務めた大田こぞうはインタビューの中で、実際に行っている事業は異なるが、「同じ方向を見ている感じがする」と話した。

私たちは、目の前の生活、自分の生活とか、目の前の すごい、半径の狭いところを見ていると思うんです けど。それの<u>もう一歩先</u>というか、<u>自分の生活圏を出</u> たところの人の生活とか、そういったもの、自分のこ と以外のことを見て、動くことができる人というか。 みんなそれがすごい共通項だと思ったんですよね。 [中略] それで、<u>見ているのは私たちよりずっと先</u>。 先の方。みんなが惹かれるのは、その先を見ているっていうこと、その姿勢に気付くっていうのもあると 思うし、<u>見ている先に、光のようなものを感じられる</u>からなんだろうなと思いますけどね。*21 (強調は筆者)

先述の通り、「月下虫音」は熱心なリスナーが多い番組である。イベントのたびに数多くのリスナーが来場し、思い思いの活動を行っている(詳細は後述する)。大田はこうしたリスナーたちにも、カモシストが与える影響は大きかったのではないかという印象を抱いたという。最終回となった第10回の放送で、

特別なことを何か、私には何もできないって思っても、実は何かに一つ気づいていけば、一人ひとりがみんな、それぞれカモシストになり得るんじゃないかなという風にも思いました。[中略]「月下虫音」では今後も、地域を醸していくカモシストを応援してまいります。次に登場するカモシストは、もしかしたら今聞いていらっしゃるあなたかもしれません。*22 (強調は筆者)

と呼び掛けたのは象徴的である。

4-3. アーティスト

前述のとおり、「縁側のながれ」の展示企画には、アーティストであるジェームズ・ジャックが関わった。彼は以下のような役割を果たした。

- 1) 企画のディレクションと、パーソナリティとの協働 …前述の経緯で、発案されたアイディアを企画化するプロセスを担った。
- 2) 展覧会企画・実施
- 3) トークイベントの運営・登壇

プロジェクトの経緯は前述したとおりで、ジャックは 具体的な展示プランを考えた。ジャックのプラン実現に 必要な準備(石の洗浄や移動)に関して、ラジオ局やパーソナリティは、番組内で告知をする形で関わっていっ た。ここでは今回の企画でアーティストの果たした役割 について、LOVE FM 側の意見をもとに紐解いていく。 大田はジャックとの出会いについて「これこそ化学反応だった」と話す。当初考えていた企画*23は「よくよく後から思ったら、完全にこっち側の独りよがりだったなって思う」と語る大田は、

私が持っていた最初のイメージより、明らかに大き く膨らんで行ったと思うんですよ、みんなで話すこ とによって。[中略] みんなの話を聞いて取り入れて、 一回自分の中にインプットし直して。それがすごい よかったなって。*24

と話しており、企画の仕掛け手としてアーティストと共 に考えながら、特定の地域に対して距離がある場所から アプローチする手法を見出していったことがわかる。

関わる、参加する人たちの想像力の問題であって、口頭で説明しなくても私はいいと。JJ (ジャック) とも話したんですけど、これがどういう意味があるとかいうのは、いちいち言わなくていい。どういう意味ですかって聞かれたらもちろん説明したらいいと思うけど、何で石が来たのかなとか、この石は八女のどこから来たのかなとか言うのを、想像することからも始まると思うから。それで、気持ちが八女に行けばいいことだと思ってのことなので。*25 (強調は筆者)

共同研究発足当初は、ラジオ局側が SAL 主催のイベント「FUKUOKA×YAME REMIX」になんらかのかたちで参画することは想定していたものの、SALのアーティストとコラボレーションがなされることは想定していなかった。とはいえ、大田のアイディアをかたちにするアーティストが「カモシスト」の中から選ばれたことは、今回の共同研究においては自然な流れだったと言える。

4-4. ラジオ局 (LOVE FM)

ラジオ局が担った役割は、以下の通りである。

- 1) 企画化
- 2) パーソナリティへの提案
- 3) 事務手続き
- 4) 共同リリースの発信
- 5)番組の放送

6) イベント告知協力

ここでは、ラジオの特性および、それに対して今回の共同研究を通じてアプローチできた点について述べる。 波多江へのインタビューからは以下の2点が浮き彫りになってきた。1つは、ラジオという音声メディアならではの特性である。波多江は近年の SNS の隆盛に伴って、「SNS やウェブでいいじゃないか」という声も多くあると話す。それに対し、ラジオというメディアは何が異なるのかを考えた波多江は、「体に染み込んでいく」という言葉を使い、以下のように話した。

伝わる浸透度というか、瞬間的に、瞬発力はたぶん、いわゆるウェブ上の SNS はあるし、広がり方も大きいのかもしれないですけど。たぶん、それだけで。 体に染み込んでいくというか、ずっとその人に残るような伝わり方、ラジオの声に乗っかっていくっていうこの入り方は、今回イベントで来ていただいたりとか、その感想を聞いたりとかして、その違いというか、ちゃんと人の血が通っている伝わり方っていうのか分からないですけど、気づかせていただけた気はします。*26 (強調は筆者)

波多江は、声を用いるメディアであることが、その先で受容している人々への伝わり方に影響している、という感触を得ていることがうかがえる。そしてその媒体となっているのが、後述するように、パーソナリティの特性でもある。

もう1つは、ラジオでの発信と地域との関わりについてである。波多江は、カモシストたちがラジオ局に与えた影響を尋ねた際に、以下のように述べた。

地域との関わり方は、メディアなので、とある絞った 地域というよりは、不特定多数になるとは思うんで すけど。その不特定多数を、常に発酵をさせているっ ていうイメージでいるんですけど。ラジオ番組自体 がですね。[中略]強力に発酵させているキーマンた ちの話を聞くと[中略]<u>どういうアクションをすると</u> この地域にこういう行動が生まれたとかっていう [中略]事例を直接聞くことができるので、ラジオの あり方とか、リスナーさんとのつながりとかにおけ る、すごい勉強になったっていう視点ですけど、本当、 一緒だなと思った。

まちづくりとかと、リスナーさんと番組を一緒に 作るって、すごい近いなぁと思った。*27(強調は筆者)

この発言からは、今回の企画を通じて、「まちづくりのように番組をつくる」視点がラジオ局の中に育っていったことがうかがえる。カモシストたちが地域に対して仕掛けていることと、ラジオ局が地域に対して仕掛けていることは、もちろん同一視はできない。しかしここでは、地域への関わりに関して、先進的な活動をしているカモシストたちに刺激され、ラジオ局では何ができるのかと試行錯誤する契機になる、ということが示唆されている。

4-5. パーソナリティ(大田こぞう)

パーソナリティである大田こぞうが担った役割は、次のとおりである。

- 1)番組での発信
- 2) 企画原案の検討
- 3) アーティストとの協働
- 4) トークイベントへの出演

これを踏まえたうえで、番組で発信する際のパーソナリティの振る舞いについて、大田からのインタビューをもとに確認していく。

大田は「パーソナリティ」という言葉を用いて、普段番組で発信する際に考えていることを述べている。自分の存在を「公民館の管理人のおばちゃん的なポジション」と位置づけ、「もちろん自分が一番聞きたいことを聞くんですけど、みんなが聞きたいことも聞きたい」と話す。

皆さんから寄せられるメッセージを、私が代表で、村の拡声器で読んでいるぐらいの感じで。だから私は、ただの集約して拡散するための存在だってずっと思って来たから。*28

そしてそのことを、パーソナリティとしての「フィルター」であると述べる。

<u>リスナーさんはそのフィルターを通してじゃないと</u> <u>実感できないんだと思います。</u>だから「こうだからこ うよ」って原稿を読むように話したところで、「ふー ん」って終わっちゃうことなので。それはたぶんパーソナリティっていう名前がついているだけあって、その仕事だと思うんですけど。「私はこういう風な話を聞いてこう思った、こう感じた」っていうのが、必要な時と必要じゃないときがあるんですよね。話をするときに。毎回それだとトゥーマッチだと思うんですけど。*29 (強調は筆者)

リスナー側は、大田というフィルターを通して、そこで流されていることを理解している。そこには、大田の工夫として、情報をある程度取捨選択していることがうかがえる。それは、「編集」もしくは「翻訳」とも呼べる作業であろう。

訳すときに、どこが一番大事かなっていう、伝えるべき一番大事な軸はどこなのかなっていうところをやっぱり、ふるいにかけていって残していかないといけないけないから、で、興味も持ってもらわないといけないし。なんですけど、こっち側だけプカッと浮いて流れていっちゃったら絶対ダメじゃないですか。置いてきぼりにしちゃったら絶対だめだから。*30 (強調は筆者)

ラジオ局からこの共同研究の話があった時に引き受けることを決めた理由について大田は、自らの体験と重ね合わせて考えられる題材であったからだと話した。大田は以前、自らが持っていた畑が水害で流された経験をしているという。今回の笠原地区との関わりを提案された際、「あの現状を目の当たりにした時の衝撃」が、承諾の後押しをしたという。

結局、一番訴えかけたかったところは、いつ自分がそういう被災地というか災害とかの現場に居合わせるかっていうか、自分がそういう目に遭うか分からない。[中略] それでもその場所で毎日当たり前のように生活している大橋さんみたいな人ね、その大事にしているものを、これからも大事にしようとしている人たちがいるっていうのがやっぱり、すごいなと思うから、そこをどうしても伝えたかったので、「かわいそうやろう?」じゃなくて、その強さっていうのを伝えたいって思ったから。*31 (強調は筆者)

このことからわかるのは、地域に関わる放送を発信しさえすれば、パーソナリティが誰であってもリスナーの心を動かす深度を持つわけではない、ということである。ラジオネーム「飛んでゆくコンドル」へのインタビューでも、「たとえば LOVE FM の朝の番組の中に「かもしとーと?」があっても、あまり目立たなかっただろうと思います」「「かもしとーと?」を月下虫音の中に組み入れたのは、適材適所だったのではないでしょうか」*32という発言があった。パーソナリティには、地域のもつ状況に対する深い理解と共感に基づいて発信をするということが求められているようだ。

4-6. リスナー

番組のリスナーたちは、以下のような役割を果たした。

- 1) ラジオ番組への聴取・反応
- 2) 企画への参加
- 3) コミュニティ形成や活動

ラジオ番組では、リスナーからのリアクションは通常、メールや FAX などでのお便りや、SNS などでの書き込みでうかがうことができる。しかし今回の企画の大きな特徴は、具体的にリスナーたちの行動に結びついた点だと考えられる。

企画「縁側のながれ」では、パーソナリティの呼びかけに応じて、展示の準備作業である「石洗い」を手伝いに来たリスナーが複数名いた。彼らはラジオを聞いて集まって来たという以外には、つながりのない人々である。彼らはその後の会期中も訪れたほか、別のリスナーたちも来場し、撤収作業にも尽力したリスナーもいた。このことは、リスナーたちがラジオ番組を聴取して受容するだけではなく、自ら行動を起こすというステップを踏んでいったことを物語る。

大田のインタビューからは、リスナーの別のリアクションを知ることもできた。NPO 法人山村塾事務局長の小森耕太がゲスト出演した回の後、「笠原にさっそく行ってみました!」という報告が番組にあったという。また、3月に行われた LOVE FM FESTIVAL(以下、ラブフェス)の会場で大田に話しかけたあるリスナーは、「カモシストは、こっちから名乗り上げることはできないんですか?」と尋ねたという。このリスナーは児童劇団を長年運営しながら地域に関わる活動を行っているそうで、ラ

ジオを聴いて自身の活動との親和性を感じたということ だ。こうした反応について大田は、拡散を通じて「新たな人材発掘」につながっているのではないかと話した。 そして、その反応について「呼応」という言い方をし、

私が直接そこにいなくてもそうやって来てくれたりとかっていうような、そういう結びつきみたいなのが、普通なのか、<u>ラジオというメディアが持ってる魅力として、リスナーさんが呼応してくれる</u>っていうのが、大体どこにでもあることなのか、それとも「月下虫音」特有なのかっていうのは私にはちょっと判断がつかないことなんですよね。*33 (強調は筆者)

と述べる。

大田自身、番組に集まってくるリスナーの特性につい て気を払っているという。

皆さんなんか、結局、何かこう、同じものを抱えていたりとか、そういうなんかこう、分かる分かる、みたいな。連帯感っていうのかもしれないけど、そういうのは、ちょっと他の番組より強いだろうとは思います。*34

たとえば、心の病気を抱えた人からのメッセージを番組のなかで読むことがある、と大田は話す。そのようなメッセージを躊躇なく読むことで、「自分だけじゃないんだ」という感情をリスナーに呼び起こす。「心の病気とかっていうとアンタッチャブルな感じがあるけど、でもそれを表に、「普通のことよ」って、「誰にでも起こるよ」っていうふうな位置づけにしていくのは、たぶん私の役割かな」と大田は話している。

その結果、つらい経験もわかちあえるコミュニティが、番組のリスナーたちのあいだで生成されているという。
LOVE FM が企画する他のイベントでも、大田が出演すると聞けばたくさんのリスナーが集まり、互いにラジオネームを言い合い、情報交換をしているそうだ。ラジオネーム「しぶちん」からの話によれば、もともと「月下虫音」が表通りに面したスタジオで放映していた頃に集まっていたリスナーたちが仲良くなりはじめたのが、コミュニティができるきっかけだったという。

こうしたコミュニティに対して大田は、つらい経験を した人が、居場所をみつけるプロセスが生まれていると 話す。

「月下虫音」っていう番組に関わることで、自分のポジション、役割というか、そういったものを見つけていかれている人がやっぱり中にはいらっしゃって。そういう人たちが中心になってラブフェスのときとかも、結構、みんなが集まりやすい空気を広場の中につくり出したりしてくれているんじゃないかなって思うんですよね。[中略] その方たちが、「縁側(のながれ)」にも来てくれていたと思うんです、たぶん。それは、私が止めもしないし、「やって」とも言わないで自発的になさっていることなので、それで自分の居場所を見つけていらっしゃるんであれば、いいことじゃないのかなと思います。それが行動力につながっている。*35

ここまで見てきたことを整理すると、リスナーの関与には大きく分けて3つのフェーズがあるように思われる。 すなわち、リスナーはラジオ番組を「聴取」し、パーソナリティの発信していることに「共感」を覚えて呼応し、 具体的な「行動」を起こしている。

5. 考察

パーソナリティやリスナーへのインタビューを通じ、パーソナリティの地域課題への理解と共感、そしてそのことを広く伝えるための「編集」と「翻訳」の作業が、リスナーの共感を呼び起こし、行動を促すことがわかってきた。つまり、地域と地域とを具体的につなぐことのできる距離感で放送が行われているローカルラジオにおいて、地域づくりや地域間交流と関わるための一つの鍵は、「共感」を生み出すことだと言えそうである。

そして「共感」について、今回のケースをもとにさら にフォーカスしてみると、番組やイベントの企画からリ スナーの行動に至るまでに、リスナーにおける「共感」 とパーソナリティにおける「共感」という2つの「共感」 が生まれているのがわかる。

まず、リスナーの「共感」は、パーソナリティの語りによって生み出される「共感」である。「月下虫音」という番組においては、本共同研究が始まる前から、パーソナリティとリスナーの関係性がすでに強固であった。そのため、リスナーがパーソナリティの発言に「共感」し

やすい状況がすでにできあがっていた。

一方、パーソナリティの「共感」は、「カモシスト」たちの活動や、災害の現状などに対してパーソナリティ自身の経験から呼び起こされた「共感」である。番組制作と共同企画の2つが両輪となり本研究が進んで行ったという企画構造自体が、この「共感」を呼び起こすための環境に寄与していた。SALとLOVE FM の協働を通じて、パーソナリティが「カモシスト」たちと出会う場や、アーティストや地域で活動する人々の想いに触れる場が設けられたことで、パーソナリティの「共感」を喚起したのである。

このことを図2にまとめた。

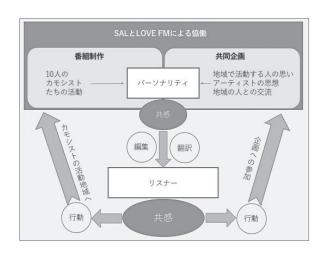


図2 2つの共感が生まれる仕組み

まず SAL と LOVE FM により番組制作と共同企画を 行うフレームワークが設計され、それを実施するなかで パーソナリティに「共感」が生み出された。パーソナリ ティはこれらの企画を通じて得た情報や感情を「編集」 「翻訳」し、リスナーたちに届けた。

そしてリスナーたちはパーソナリティの声を手掛かりにして「共感」を生み出し、それぞれの「共感」から「行動」を起こしたリスナーたちが、カモシストたちの活動の場で、共同企画の場で、それぞれにゆるやかなコミュニティを形成していた。SAL と LOVE FM による協働により、「共感をベースとした地域課題への関わりを生むコミュニティの生成」とも言うべき波及効果を生み出しているのである。

地域間交流のためのイベントというと、バスツアーで 現地に赴いたりする観光イベントや、物産展をまちなか で開くという商業ベースのイベントなどが思い浮かぶ。 しかし今回は、関わる人それぞれの想いを託すための「仕掛け」(今回の場合は「石」であった)が介在し、さらにそれが地域のもつ状況に対する深い理解と共感に基づいてパーソナリティが発信をするという「マス・パーソナル・コミュニケーション・メディア」としてのラジオが介在することで、それぞれ物理的な距離がありながらも、お互いのありように想いを馳せる形での地域間交流を行う試みになったのではないだろうか。

6. おわりに

こんにち、地域づくりをめぐる事情は変化し続けている。また九州では近年、地震や水害のような大規模な災害が、特に中山間地域や過疎地などで頻発している。このような状況に胸を痛め、手を差し伸べたいと思いながらも一歩を踏み出せずにもどかしい思いを抱く人も少なくない。彼らにとって行動の契機となる「触媒」は、どのように創出することができるのだろうか。

こうした問いに対しても、今回のケースで示してきたようなラジオ番組や企画の制作が寄与する部分が少しずつ見えてきたように思われる。ラジオは特定の土地に住む人以外にも地域課題を想像させ、「共感をベースとした地域課題への関わり」を促すことが可能なメディアである。そしてそこから小さな一歩を踏み出した人同士でゆるやかなコミュニティを生成する。そのことでラジオは、さまざまな場から地域に関わろうとする人同士の新しい「地域間交流」を生み出すメディアになりうるのである。

他方で、課題として残された点も2点ある。1点目は、今回の研究主体である SAL を、モデル化の際にどのように一般化すべきかという点である。大学となれば教員や研究者だけではなく、学生の関与も当然のことながら期待されるところであるが、今回は学生の関与は限定的であった。また、アート NPO のような芸術に関わる運営団体が代替可能であった点も多く、今後の精査が必要である。2点目は、今回の成果を持続的な取り組みにしていくための視点である。本研究では当初、今回の成果をモデル化し、他の地域や団体でも応用可能なスキームを構築し、LOVE FM としてもそれらを活用した新たな事業展開につなげることを視野にいれて検討を行っていた。しかし結果的に今回はそこまで大きなスキームを描くには至らず、今後の展開に向けた状況整理と次なる展開に向けた第一歩を踏み出したところである。ここで整

理した状況をもとに、今後の研究でさらに発展的に展開 することを期す。

謝辞

本研究実施にあたっては、九州大学大学院芸術工学府 非常勤講師・ソーシャルアートラボアドバイザー(広報) の伊藤寛氏に全面的な協力をいただいた。ここに御礼を 申し上げる。

注

- *1 日本コミュニティ放送協会調べ http://www.jcba.jp/community/index.html (2017年7月10日最終取得)
- *2 LOVE FM は、福岡県全域と、熊本県・長崎県・佐賀県・大分県・ 山口県の一部を放送エリアとする FM 局である。日本語、英語を中心 に中国語、ハングル(韓国、朝鮮語)、タガログ語、スペイン語、ポルト ガル語、インドネシア語、タイ語、フランス語で放送を行っている点 が大きな特徴である。1996年(平成8年)8月に設立された株式会社 九州国際エフエムにより、九州初の国際エフエム放送局として1997年 (平成 9 年) に開局した。2011 年、コミュニティ FM ラジオ局 「FREE WAVE (フリーウェーヴ)」(1996年開局)を運営していた西日本鉄道 株式会社傘下の天神エフエム株式会社と吸収分割が成立。2011年に天 神エフエム株式会社による放送となった。同年、社名変更でラブエフ エム国際放送株式会社となる。また同年、インターネットでのサイマ ル放送「radiko」での配信をスタートさせた。なお DJ の大田こぞう はコミュニティ FM ラジオ局「FREE WAVE」に開局時から出演し、 2011年から「月下虫音」をスタートさせている。公式ウェブサイト: http://lovefm.co.jp/ (2017年7月10日最終取得) 周波数:福岡局 76.1MHz/北九州局 82.7MHz/福岡タワー局 82.5MHz
- *3 九州大学ソーシャルアートラボは、2015 年に大学院芸術工学研究院 に附属する教育研究機関として誕生した。社会の課題にコミットし、 人間どうしの新しいつながりを生み出す芸術実践を「ソーシャルアート」と捉え、その研究・教育・実践・提言を通じて、新しい生の価値を提示していくことを目的としている。「"面白い"を形にし、"豊かさ"を見える化する」をキャッチフレーズに、様々な異なるものどうしの デモクラティック (民主的) な交流を通して、ポストグローバル時代 を見据えた社会のデザインを考案することを目指している。公式ウェブサイト: http://www.sal.design.kyushu-u.ac.jp/ (2017 年 7 月 10 日 最終取得)
- *4 本研究はラブエフエム国際放送株式会社と九州大学大学院芸術工学研究院による平成 28 年度共同研究「ラジオを活用した地域づくりと地域間交流に関する研究」の一環として行われたものである。なお本研究は単年度の研究である。
- *5 九州大学ソーシャルアートラボ ウェブサイト http://www.sal. design.kyushu-u.ac.jp/ (2017 年 7 月 10 日最終取得)
- *6 平成 27 年度には、福岡県八女市の里山を舞台に、地域の人にとって 魅力的な企画や、地域と都市を結ぶ企画を立案するノウハウを培う 合宿型の人材育成プログラムを実施。それ以前にも九州大学大学大 学院芸術工学研究院では、中山間地域の里山や棚田の保全、さらに は 2012 年に起こった水害からの復興などに、現地の NPO などとと もに取り組んできた経緯がある。
- *7 2016 年 2 月 28 日に実施した「ソーシャルアート・フォーラム 地域と大学との協働」にラブエフエム国際放送株式会社局次長の竹石明弘氏が登壇し、本研究の契機となった。

- *8 「月下虫音」ウェブサイト(LOVE FM) http://lovefm.co.jp/gekka_chune/programs/more (2017 年 3 月 31 日最終取得)
- *9 ラブエフエム国際放送第 122 回番組審議会(2014 年 10 月 8 日) に おける発言。http://lovefm.co.jp/council/1831.html (2017 年 3 月 31 日最終取得)
- *10「甕の音なひ」ウェブサイト(九州大学ソーシャルアートラボ) http://www.sal.design.kyushu-u.ac.jp/kame.no.otonahi/index.html (2017年7月10日最終取得)
- *11「モノでなくコトの芸術 地域資源と外の刺激で発酵、豊かに」朝日 新聞朝刊 (西部・共通) 2016年05月17日、28面
- *12「月下虫音」ウェブサイト(LOVE FM) http://lovefm.co.jp/gekka_chune/programs/more (2017年3月31 日最終取得)
- *13 2017 年 3 月 12 日 (日) に開催された「LOVE FM FESTIVAL」の 会場で、「月下虫音」リスナー7 名にインフォーマルなインタビュー を行った。事後インタビュー全体の概要は*17 参照のこと。
- *14 ラジオネーム「なかはらくん」へのインタビューにおける発言 (2017年3月12日)
- *15 アートマネジメント人材育成のための実践講座として、アートプロジェクト「FUKUOKA × YAME REMIX」の企画運営を実施した。本論で触れるもの以外には、バスで笠原地区を訪れる日帰りアートバスツアー「里山を編む~天神・奥八女バスの旅~」があった。詳細はウェブサイトにアーカイブを掲載している。
 - http://www.sal.design.kyushu-u.ac.jp/bustour.html(2017 年 7 月 10 日最終取得)
- *16「FUKUOKA × YAME REMIX」は、SAL を中心とし、平成 28 年度文化庁「大学を活用した文化芸術推進事業」の一環として行った「〈地域づくりとアート〉実践プログラム」の受講生 21 名が運営に携わった。
- *17 展覧会概要は次の通り。 「縁側のながれ」(ダイレクション:ジェームズ・ジャック、特別協力:大田こぞう(LOVE FM「月下虫音」) 期間:2月4日(土)~2月12日(日) 土・日)12:00~18:30平日)14:00~19:30月)休み *最終日は16時まで 会場:エンジョイスペース大名
 - 2月 4日(土)トーク+レセプション
 - 17:00 生きる土 (The Life of Dirt): 大橋鉄雄 (お茶の大幸園 | 八 女・笠原)、James Jack (アーティスト) ほか
 - 18:30 糅て音〈かておと〉(Sound Mix): MASUO (CAS Fukuoka) 19:00 オープニングレセプション
 - 2月 5日 (日) 汽水域の渦 (Brackish Water Swirl) 制作:「地域 づくりとアート」実践プログラム受講生
 - 14:00 映画「まちや紳士録」上映会
 - 15:30 トークイベント: 伊藤有紀 (映画監督)、渡邊瑠璃 (ART HUB 三樹荘)
- *18 対象者と日時は以下の通りである。なおインタビューは本論文の第 一著者により行われた。
 - ・大田こぞう(「月下虫音」DJ) 目時: 2017年3月14日(火)

- 20:30~21:30 場所:ラブエフエム国際放送株式会社会議室
- 波多江和之(ラブエフエム国際放送株式会社コンテンツ部編成企画担当)日時:2017年3月14日(火)20:00~20:30 場所:ラブエフエム国際放送株式会社会議室
- ・「月下虫音」リスナー7名
- ①ラジオネーム「しぶちん」「ロイヤル」「なかはらくん」ほか匿名 3名 日時: 2017年 3月 12日 (日) $14:00\sim16:00$ 場所: LOVE FM FESTIVAL 会場にて)
- ②ラジオネーム「飛んでいくコンドル」 日時:2017年3月16日 (木) メールインタビュー (3/12 に参加できなかったためメールでアンケートを行う)
- *19 波多江和之へのインタビューにおける発言 (2017年3月14日)。
- *20 波多江和之へのインタビューにおける発言 (2017年3月14日)。
- *21 大田こぞうへのインタビューにおける発言(2017年3月14日)。
- *22 2017年3月9日の放送での大田こぞうの発言。
- *23 当初は、「石手紙」というアイディアから、八女で拾ってきた石を福岡・天神のまちなかに展示して、終わったら石は八女の川に放つという構想をしていた。「石」を媒介にして福岡と八女の人たちの思いをつなげる企画を検討していたという点は最終的なアウトプットと似ているが、天神の中でも目立たない場所で、知っている人だけが知っている企画、というように行いたいというイメージを持っていた点が、多くの人との関わりを生みづらい構造になっていた。
- *24 大田こぞうへのインタビューにおける発言(2017年3月14日)。
- *25 大田こぞうへのインタビューにおける発言 (2017年3月14日)。
- *26 波多江和之へのインタビューにおける発言 (2017年3月14日)。
- *27 波多江和之へのインタビューにおける発言(2017年3月14日)。
- *28 大田こぞうへのインタビューにおける発言(2017年3月14日)。
- *29 大田こぞうへのインタビューにおける発言(2017年3月14日)。
- *30 大田こぞうへのインタビューにおける発言(2017年3月14日)。
- *31 大田こぞうへのインタビューにおける発言(2017年3月14日)。
- *32 ラジオネーム「飛んでいくコンドル」の発言(2017年3月16日)。
- *33 大田こぞうへのインタビューにおける発言 (2017 年 3 月 14 日)。
- *34 大田こぞうへのインタビューにおける発言 (2017 年 3 月 14 日)。
- *35 大田こぞうへのインタビューにおける発言 (2017 年 3 月 14 日)。

参考文献

- 1) 田村紀雄・白水繁彦編,『現代地域メディア論』日本評論社,2007年。
- シュラム編,新版マス・コミュニケーション,東京創元社,1968年, 302頁。
- 3) 牛山佳菜代, 地域メディア・エコロジー論, 芙蓉書房出版, 2013年。
- 4) 北郷裕美, コミュニティ FM の可能性: 公共性・地域・コミュニケーション, 青弓社, 2015年, 253~255頁。
- 5) 矢守克也, アクションリサーチ: 実践する人間科学, 新曜社, 2010年, 11 百
- 6) JST 社会技術研究開発センター・秋山弘子 [編著] (2015) 『高齢社会 のアクションリサーチ: 新たなコミュニティ創りをめざして』東京大 学出版会

芸術工学研究 投稿要領/論文ひな形

『芸術工学研究』 九州大学大学院芸術工学研究院紀要 投稿要領

平成15年10月1日制定、平成20年7月10日一部改正、平成21年5月29日一部改正、平成23年9月20日一部改正、平成25年1月11日一部改正、平成26年12月17日一部改正、平成28年10月26日一部改正、平成29年4月1日一部改正

1. 投稿者

- 1-1. 投稿者(共著の場合少なくとも1名)は、本研究院の教職員(学術研究員、教務・技術・事務職員を含む)、訪問教授ⁱ、本学府学生、本学の客員教員、非常勤講師および紀要編集ワーキンググループ (以下「ワーキンググループ」という。)が依頼した者とする。ただし、本学府学生の場合、博士後期課程の学生は投稿に際し指導教員の同意を必要とする。また、修士課程の学生は、教職員との連名の場合のみ、投稿を許可される。
- 1-2. 原則として、一人の投稿者に許可される投稿数は、単名もしくは連名第一著者としての投稿数は1編以内とする。ただし連名の場合であっても第1著者でない場合の投稿数は制限しない。

2. 掲載記事および記事の区分

掲載記事は、英文あるいは和文で書かれた未発表のもの(口頭発表を除く)とし、性質により、以下のように区分する。投稿原稿が以下のいずれであるかについては、投稿者の意思を確認の上、ワーキンググループが決定する。

2-1. 研究論文

研究論文は、独創的な結果、考察あるいは結論等を含むもので、学術的・社会的発展に寄与するものとする。

2-2. 作品(または、「作品解説」)

作品(演奏・上演等も含む)に関する紹介と解説とする。解説の中には、制作の背景と目的、独創性、 意義などに関する説明が求められる。

2-3. 評論

評論等は、学説、著作および作品・演奏その他に関する論評および科学的技術的あるいは社会的文化 的事柄に関する論評とする。

2-4. 研究報告

研究報告は、研究論文に準じる研究成果を含むが、論文と同等の完結を要求されない自由度を有する 形態のものとする。

2-5. 資料

資料は、公開することが学術的・社会的に意味のある実験記録、調査記録、教育記録、その他研究・教育資料とする。

2-6. その他

上記のひとつに明確に区分されない事項とする。

3. 掲載記事 1 編の長さ

図表、英文アブストラクト、その他を含めて、原則として、刷り上り 20ページ以内とする。超過ページおよびカラーページの出版経費は、原則として、投稿者の負担とする。

4. 原稿の書式等

作成にあたっては、別紙の「原稿作成・投稿要領」を参照し、所定の書式に従うこととする。

5. 投稿原稿の受付日および受理日について

- 5-1. ワーキンググループが投稿者から原稿を受け付けた日を当該原稿の受付日とする。
- 5-2. 投稿原稿の採否は、査読の結果に基づいてワーキンググループが決定する。ワーキンググループは原稿の訂正を求めることができる。またワーキンググループは、必要に応じて、投稿者に原稿内容の修正を求めることができる。
- 5-3. 査読は、査読規定によって行われ、その結果についてはワーキンググループが責任を持つ。
- 5-4. 本誌に掲載された記事についての責任は著者が負う。
- 5-5. ワーキンググループにおいて論文の採択を決定した日を当該原稿の受理日とする。

6. 紀要の掲載順序は以下の順とする

- 6-1. 研究論文、作品、評論、研究報告、資料、その他の順で配列する。
- 6-2. 英文記事から和文記事の順に配列する。
- 6-3. デザイン人間科学、コミュニケーションデザイン科学、環境・遺産デザイン、コンテンツ・クリエーティブデザイン、デザインストラテジーの各部門順とする。
- 6-4. 原稿受付け年月日の順に配列する。
- 6-5. ワーキンググループによる企画記事等は、ワーキンググループが掲載場所を決定する。

7. 別刷り

投稿記事の別刷りは、1 編につき 10 部までを無償とし、これを超えるものについては投稿者の負担とする。

8. 原稿の取り下げ

原稿を取り下げたい場合は、著者全員が署名・捺印をした理由書を、速やかにワーキンググループ長に提出する。ただし、採択後の取り下げは認めない。一度取り下げた論文の再投稿は、すべて新原稿としての投稿となる。

9. 著作権

- 9-1.2条で挙げた研究論文等の著作権は、その投稿者が保持する。
- 9-2. 研究論文等の投稿者は、芸術工学研究院に対して、あらゆる利用行為を許諾する。ただし、この許諾は、投稿者の著作者人格権に影響を及ぼすものではない。
- 9-3. 前項の許諾は、投稿が受理された時点で行なわれたものとし、不採択とされた場合は、その決定の時点で撤回されたものとする。
- 9-4. 研究論文等における既存の著作物の利用(引用·転載等)に関し権利者との間に生じた紛争については、 投稿者がその任に当たる。

10. 九州大学学術情報リポジトリへの登録

紀要に掲載された研究論文等は、投稿者の承諾を経て、九州大学学術情報リポジトリに登録する。

i 一訪問期間が少なくとも一年であり、本研究院での研究期間が半年以上経過している方

「芸術工学研究」原稿作成・投稿要領

平成21年11月19日制定、平成22年11月30日一部改正、 平成29年4月1日一部改正

本文書式

・投稿原稿、著者版下はテンプレートファイルを使用して作成する。

図版

・画像、表などの線画等、全ての図版データを、著者が各自で版下原稿本文内にレイアウトする。

投稿時の提出形式・方法

下記①②を管理棟1Fの紀要編集ワーキンググループのメールボックス(下記住所へ郵送も可)に提出すると同時 に、①③の電子データを編集ワーキンググループのメールアドレス宛(kiyou-ed@design.kyushu-u.ac.jp)に送信 すること。

- ① 投稿添付用紙
- ② A4 サイズ用紙に出力した版下原稿ハードコピー3部
 - ・カラー印刷希望の場合にのみカラーで出力すること。
 - ・1部にのみ著者の名前を入れ、他の2部には著者の名前を入れないこと。
- ③ 版下原稿 PDF ファイル
 - ・著者の名前と所属が入ったファイルとそれらを抜いたファイル (2種類)

問い合わせ

九州大学大学院 芸術工学研究院 紀要編集ワーキンググループ 〒815-8540 福岡県福岡市南区塩原 4-9-1 kiyou-ed@design.kyushu-u.ac.jp

「芸術工学研究」論文ひな形

研究論文

邦文タイトル邦文サブタイトル

Title Sub-Title

芸工一郎

芸工二郎

芸工三郎

GEIKO Ichiro GEIKO Jiro

GEIKO Saburo

Abstract

著者抄録

【フォント】ローマン体 (Times 等) 【サイズ】10 ポイント【行送り】12 ポイント 150~200 語を目安に,改行無し(1 パラグラフ)で 記述する。上記の目安を超える場合にも、必ず左の 段に納めること。

大見出し:【フォント】ゴシック【サイズ】9 ポイント ト【行送り】16 ポイント

本文は、

を用いる。

新しい段落は、このように1コマ空けてから書く。文章の区切りには、読点としてカンマ"、"を、句点として丸"。"を用いる(括弧を付して補足説明する場合は、この例のように本文の句読点の前に括弧を挿入し、括弧内の文章の最後には句読点を付けない)。

注, 文献番号は, $^{1),2)}$ または $^{3)\sim8)}$ のように上付文字で書く。

1.1. 小見出し: ゴシック, 9ポイント

2. マージンについて

ページの余白は以下のとおりとする。

3. 図表

本文と図表の間は、1 行以上空ける。また、次ページの見本のように、図番・図名は図の真下中央に、表番・表名は表の真上中央に配置する。

図名,表名は、日本語で記述し、図番および表番はそれぞれ、図 1、表 1 のように通し番号としてゴシック体で書く。本文で引用するときは、図 1、表 1、・・・とする。

図表はキャプションと一緒にテキストボックス内に挿 入すると,割付けが容易である。

4. 両段にまたがる図表

図,表または式が1段に収まらない場合は,2段にま



図 1 キャプションは邦文: ゴシック, 英文: Times の 8 ポイント, 行送りは 12 ポイント, 2 行目以降字下げ

たがってよいが、この場合は当該ページの最下段あるい は最上段に配置し、本文が図表等によって中断されない ようにする。

5. おわりに

最後のページの左右の段の最下行は、ほぼ同じ位置と なるように割り付けること。

注

- 1) 【フォント】邦文:明朝体, 英文: Times
- 2) 【サイズ】7ポイント
- 3) 【行送り】12 ポイント
- 4) 【字下げ】複数行にわたる場合は、2 行目以降、半角三文字分の字下 げをする。

参考文献

- 1) 【フォント】邦文: 明朝体, 英文: Times
- 2) 【サイズ】7ポイント
- 3) 【行送り】12 ポイント
- 4) 著者,表題,出版社(雑誌名),発行年,発行巻号数,ページの順に表記する。
- 5) 【字下げ】複数行にわたる場合は、2 行目以降、半角三文字分の字下 げをする。

執筆者紹介

麻生 典 (九州大学大学院芸術工学研究院コンテンツ・クリエーティブデザイン部門)

江頭 優佳 (九州大学大学院芸術工学研究院デザイン人間科学部門)

尾方 義人(九州大学大学院芸術工学研究院デザインストラテジー部門)

尾本 章 (九州大学大学院芸術工学研究院コミュニケーションデザイン科学部門)

髙坂 葉月 (九州大学大学院芸術工学研究院コミュニケーションデザイン科学部門)

古賀 徹 (九州大学大学院芸術工学研究院コンテンツ・クリエーティブデザイン部門)

陳 海涛 (九州大学大学院芸術工学府芸術工学専攻コミュニケーションデザイン科学コース)

長津結一郎(九州大学大学院芸術工学研究院コミュニケーションデザイン科学部門)

中村 美亜 (九州大学大学院芸術工学研究院コミュニケーションデザイン科学部門)

西村 英伍 (サイエンスパーク株式会社)

藤 智亮 (九州大学大学院芸術工学研究院デザインストラテジー部門)

綿貫 茂喜(九州大学大学院芸術工学研究院デザイン人間科学部門)

芸術工学研究

九州大学大学院芸術工学研究院 紀要 Geijutsu Kogaku: the Journal of Design, Kyushu University 2017, Vol. 26 / 2017, Vol. 27

発行日:2018年1月22日

Vol. 26 編集委員会©

編集発行:九州大学大学院芸術工学研究院紀要[芸術工学研究]

編集委員会:安河内朗[委員長]、中島祥好[副委員長]

編集ワーキンググループ:中島祥好[ワーキンググループ長]

Vol. 27 編集ワーキンググループ©

板橋義三、中村美亜、藤原惠洋、知足美加子、秋田直繁

鏑木時彦、鵜飼哲矢、古賀 徹、富松 潔

福岡市南区塩原4-9-1 〒815-8540 tel: 092-553-4400

印刷:株式会社ミドリ印刷



Rorschach Skull Butterflies / Love and Death 原画:片山雅史